



2010 年度 自己点検・評価報告書

＝2011年度 大学基準協会大学評価(認証評価)結果＝



光り続ける条件の重なりを探し求めて

なよろ市立天文台撮影

名 寄 市 立 大 学

光り続ける条件の重なりを探し求めて

本学は1960年、ここ道北名寄に開学し、以降経済的・社会的・教育的条件、そして地理的・自然的条件など、あらゆる面で厳しい環境に耐えぬいてきた歴史を有している。そのこと自体きらりと光る存在であり続けたことを示している。そこには、光り続ける条件の重なりがあったのである。これまで総勢7410名の卒業生を全国各地に送り出し、いままた700名弱の学生を擁している。われわれはまず、この歴史に敬意を払い、誇りをもち、次代を展望しなければならないところに立っていることを意識すべきである。

ここにおいて、あらためて学部創立（4大化）以降の経過を冷静に振り返るのは、われわれの「大学の質」を自ら点検評価し、間違いのない歴史的責任を果たす方向を追及しなければならないからである。「自己点検評価」はそのためにこそある。

自己点検評価は、自己組織を対象とする自らによる点検であり、評価であるがゆえに、どこまで自らを「つきはなせるか」が重要となる。関連する出来事を並べるだけでなく、つねにそれらの行為がどこまで実践（改革・改善）に結びつけられたか、その効果はどうだったか。あるいは、そのような「システム」が内蔵され、作動する組織になっているかどうかは問われなければならない。だがそうであるがゆえに、われわれの判断も外部の評価機関による「認証評価」によって批判され、補完されることによってはじめて客観的なものとなる。

この度、大学基準協会による認証評価を受審し、大学基準に適合していると判断されたことは大変喜ばしいことである。だが、点検評価自体が「自ら課題を見出させる」企図を持つように、その基準協会による指摘は、われわれが「わかっていた」としても中途半端であり、本格的に取り組めなかった課題とかぶるものでもあった。

その対応も含め、今回の『自己点検・評価報告書』は、教育理念と目標に基づいた「教育の質の確保」、それを基盤とする「専門職養成」という、まさに本学の生命線の目標を具体化する土台となるであろう。それはまた、さらに光度を増すように光り続ける条件の重なりを求める一つの材料になろう。

あらためて関係者への感謝の念とともに、大学基準協会による『自己点検・評価報告書』をお届けする。

平成24年4月

名寄市立大学
学長 青木 紀

名寄市立大学に対する
大学評価（認証評価）結果

名寄市立大学

名寄市立大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2019（平成31）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1960（昭和35）年に名寄女子短期大学として開学した市立名寄短期大学を2006（平成18）年に改組し、栄養学科、看護学科、社会福祉学科の3学科からなる保健福祉学部のみ単科大学として開学した。道北の北海道名寄市において、保健・医療・福祉サービスの展開に貢献できる優れた能力を有する人材を育成するため、短期大学からの50年以上に亘る歴史を継承しながら、4年制大学として発展を始めたところである。

1 理念・目的

北海道に立脚する大学として、地域に貢献し、地域に開かれた大学を目指すとともに、栄養、看護、社会福祉の3学科で保健福祉学部を構成することの利点を生かし、1）保健・医療・福祉の連携と協働、2）少人数教育の実践、3）地域社会の教育的活用と地域貢献、を基本理念に掲げている。

これらの基本理念は、『大学案内』およびホームページ、地域活動報告等を通じて社会に公表されている。また、学則において設立の理念・目的が明確に示され、教職員や学生への周知にも努めていると判断できる。しかし、大学の基本理念や目的に関する学生や地域住民の理解度については、客観的評価に値する情報が乏しく、地域住民および社会一般に広く浸透しているとはいえない状況にあるので、さらなる工夫が望まれる。

また、2008（平成20）年度の「FD研修会」では、完成年度に向けて、基本理念の確認と現状にかかわる評価を行い、目的の適切性について検証を行っているが、理念・目的の適切性を定期的に検証する体制は整備されているとはいいがたいため、今後の改善が望まれる。

2 教育研究組織

基本理念の1つである「保健・医療・福祉の連携と協働」を学生教育の段階から

名寄市立大学

具現化するものとして、北海道では初めての試みである栄養学科、看護学科、社会福祉学科の3学科による学部構成をとっている。また、「地域社会の教育的活用と地域貢献」という基本理念に従い、地域にかかわる課題を研究し、その成果を地域に還元する「道北地域研究所」「地域交流センター」、大学の学術交流および学生等が国際交流を行う場合の窓口となる「国際交流センター」、学生および教職員の保健管理組織である「保健福祉センター」を開設している。以上のことから、教育研究組織は、貴大学の理念・目的を実現するためにふさわしいものといえる。

また、学則の規定に基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究組織を検証する体制と責任を明確にしている。研究所やセンターの活動については、点検・評価の結果を『自己点検評価報告書』にまとめ、ホームページで公表しているが、今後は、教育研究組織全体の観点からの点検・評価や、評価する内容の吟味が望まれる。

3 教員・教員組織

大学全体および各学科の専任教員数は、大学設置基準で定められる必要専任教員数を満たしている。ただし、教授数は多いとはいえ、また専任教員数等の把握・管理をはじめとして教員組織を検証する仕組みが十分ではないことから、常にカリキュラムを適切に維持できるよう、今後は、教員組織の編制方針を明確にし、方針に則って教員組織を恒常的に整備することが望まれる。なお、地域の特性もあり、教員の確保が難しい状況にあるが、「名寄市立大学教員の大学院等進学促進に関する方針」を2007（平成19）年に作成し、すでに数名の教員が進学して修士の学位を得ていることは、評価できる。

教員の採用、昇格に関しては、「名寄市立大学条例」において採用および昇格基準、選考基準が明確に謳われており、求める教員像は明確である。また、研究活動の評価に関する申し合わせ事項も整備され、客観的な審査ができる基盤を整えている。

教員の資質の向上にむけたファカルティ・ディベロップメント（FD）として、「FD研修会」を毎月開催しており、基本理念や連携教育等をテーマに外部講師による講演や意見交換等が行われている。今後は参加者の割合を増やすことで、研修会の効果をさらに高めることが期待される。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

保健・医療・福祉の領域において必要とされる能力や意欲等を5点にまとめて学部の教育目標とし、学科ごとにも具体的に教育目標を定めている。これらは、『履

名寄市立大学

修 GUIDE』やホームページ等を通じて、学生および教員間で共有し理解できる基盤が整えられている。また、学位授与にあたり、卒業要件として必要な単位数および履修科目は学則に規定されている。しかし、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果に関する基本方針および教育課程の編成や実施に関する方針、すなわちディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが明確にされていないので、これらを設定するとともに、学生や社会に対して公表することが望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

教育課程の編成・実施方針が明確ではないが、教育目標に基づき、国家資格を取得する上で必要な能力を修得するための教育課程は整えられている。また、学年進行に応じて教養科目から各学科の専門科目に進むように編成されており、適切な教育課程が運用されている。ただし、時間割には、必修科目の偏り等があるため、学生の効果的な学修を促すためにも、改善が望まれる。

専門教育のうち「連携教育科目」は、3学科の専門科目を学ぶ共通基盤として位置づけられており、医療福祉職間のチーム活動を促進する上で、意義は大きい。とりわけ、3学科混成グループで演習を通じて保健・医療・福祉の連携について学ぶ「フィールドグループワーク」は、少人数教育が実践され、基本理念に沿った特徴的な科目であると評価できる。こうした教育内容については、『大学案内』『履修 GUIDE』やホームページ等で、図式化するなど、わかりやすく工夫し説明している。

一方で、保健師助産師看護師学校養成学校規則の改定等によりカリキュラムの改編を行い、さらに次期の改編課題を整理しているが、カリキュラムの検証と改善を図るシステムの整備が望まれる。

(3) 教育方法

基本理念に照らして少人数教育を実践し、それぞれの専門分野における教育が細やかに行える環境にある。「連携教育科目」では、「フィールドグループワーク」等の演習も加え、学生が主体的に学修できる教育方法をとっている。また、各学科の専門教育や「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」等で、学生の思考や研究的態度を育成するための教育を行っており、教育目標に適した教育方法がとられていると判断できる。

履修登録単位の上限は50単位とやや高めであるが、いずれの学科も必修科目が多く、体系的な学修ができていると考えられる。しかし、シラバスについては、全く記載のない科目が散見されるほか、授業計画等の内容に不十分な箇所が見られるため、充実に向けた改善が望まれる。

2007（平成19）年から全科目について学生による授業評価を実施しており、その結果を教員にフィードバックして授業改善を求めるとともに、FD委員会で授業評

名寄市立大学

価結果を分析し、『学生授業評価報告書』としてホームページに公表している。また、「授業改善委員会」が設置され、学生による授業評価の結果や他大学の授業改善の取り組み事例等を「授業改善通信」の中で紹介し、教員に配布するなど、教育内容・方法の改善に向けた取り組みが継続的に行われている。

(4) 成果

学習成果については、3学科ともに国家資格に関連する専門領域の教育を行っており、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士の国家試験の合格率および多くの卒業生が北海道内を中心に資格を生かして就職していることから判断すると、専門職育成という教育目標に対する一定の成果は得られていると評価できる。しかし、今後は、多角的に教育の成果を測る指標を開発し、測定結果を教育内容・方法の改善に活用することが望まれる。

卒業に必要な単位数や履修科目等の卒業要件は、『履修 GUIDE』等に示されている。また、学位授与に至る審議過程は、学科での資料作成および確認の後、教務委員会および教授会の承認の議を経ており、適切である。

5 学生の受け入れ

一般入試や特別選抜、推薦入試等、多様な入試方法を採用し、選考方法も公正・適切なものである。障がいや有する入学志願者への対応に関しても『学生募集要項』に明記し、受験の機会の平等性を保っている。また、入試センターを設置して、業務や責任を明確にしており、小論文、面接、出題内容等の入試方法の適切性についても検証を行っている。ただし、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については定めたばかりであるので、社会に対して公表するとともに、方針に沿って学生募集や選抜方法を検証していくことが望まれる。

学生募集や選抜方法等の具体的な手続きについては、『学生募集要項』やホームページでわかりやすく示しているほか、『大学案内』には、入試・受験・入学データを公開している。また、小論文に関する評価の視点や出典等の公開が行われていることは、透明性を確保するための努力として評価できる。

さらに、入学定員や収容定員を適正に管理し、少人数教育のための環境を維持している。ただし、編入学については、いずれの学科も定員を満たしていないため、改善が望まれる。

6 学生支援

学生生活の向上を図るための学生の権利や義務等を「学生生活規程」として定め、学生支援に対する考え方を示している。

名寄市立大学

修学支援に関しては、学生の休学・退学状況を教授会において全教員が把握し、留年者・休学者に対しては本人の希望により指導担当教員を決定して対応を行っている。退学者数は過去2年間で各2名と漸減傾向にあり、教職員間の密な連携がなされていると評価できる。なお、障がいのある学生への対応については、発達障がい等も含めて検討することが望まれる。

生活支援については、貴大学独自の奨学金制度はなく、日本学生支援機構の奨学金のみであるが、「授業料等徴収条例」による減免制度が採られ、この制度に申請した学生は多くの割合で減免措置を受けている。また、人権擁護に関して、ガイドラインの作成や研修会の実施等の対策が講じられていることや、相談体制の充実のために電話相談を受け付ける学外相談員を配置していることは評価できる。

就職支援については、「就職進路委員会」が置かれ、病院説明会やガイダンス、国家試験対策等の取り組みがなされているが、就職支援の体制や活動は十分とはいえない。学生に対するアンケート結果では、栄養学科と社会福祉学科において進路・就職のサポート体制に対する満足度が低く、就職率も学科ごとに多少の差がみられることから、就職支援については一層の改善が求められる。

7 教育研究等環境

敷地面積は広く、実験・実習室、講義室等の各学科に必要な環境や、通信設備、パソコン等の教育上必要な要件が整えられている。しかし、施設・設備に関する規程が存在せず、大学としての方針も明確になっていない。

図書館は、大学として開学して以来、書籍や学術雑誌等を整備してきているが、看護学に関連する書籍は図書館（本館）、栄養学と社会福祉学に関連する書籍は図書室に分かれており、各領域を幅広く学ぶ上で不便な環境にある。また、図書館の職員はすべて非常勤であり、専門の知識を有する専任の職員を配置することが望まれる。利用時間においても、平日の開館時間は19時までで、土・日曜日は閉館しているため、学生の利便性において課題が残る。2012（平成24）年以降、新図書館の建設が名寄市の計画に組み込まれているが、ソフト面での対応についても検討が望まれる。

専任教員に対しては、研究室を整備し、研究活動に必要な研究費を支給するとともに、附属センター、研究所の研究支援制度を設けて、地域との連携研究を円滑に進められるよう配慮している。研究倫理についても、倫理委員会を設置して規程を整備しており、委員会の構成員も適切である。また、情報処理関連科目については、教育支援スタッフとしてスチューデント・アシスタント（SA）制度を導入し、学生の学習理解を高めている。

名寄市立大学

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する活動の方針は明確に定められていないが、地域に開かれた大学という基本理念に基づき、「道北地域研究所」「地域交流センター」「国際交流センター」が、地域や国際社会との交流を深めるための組織として活動している。「道北地域研究所」においては、地域資源の有効活用を目指した研究が市内農業生産者の協力を得て進められ、地域貢献の実績を上げている。また、「地域交流センター」においては、地域の諸課題の相談・企画支援を行うほか、依頼の増えているボランティア活動の総合窓口となるなど、地域交流を積極的に推進している。これらの取り組みの結果として、日本経済新聞社産業地域研究所における2010（平成22）年の調査において、地域貢献活動が全国公立大学の中で前年の44位から18位へ上昇している。今後は、どのように社会連携・社会貢献を実施していくのか、その方針を明確にし、基本理念の1つである「地域貢献」活動をさらに発展させていくことが期待される。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

組織や役割について定められている「大学条例」および「組織及び管理に関する規則」等に管理運営の方針が盛り込まれ、意思決定プロセスや権限・責任、また中長期の大学運営のあり方が明確になっている。

この管理運営方針に基づき、学則や「教授会規程」等の必要な規程が定められ、それに基づいた管理運営が適切に行われている。教授会は、規程上、学長、教授、准教授、専任講師、助教のすべての教員と助手で組織されている。

事務組織は、事務局として3課（総務課、教務課、学生課）あり、そのほか、教務部、学生部、附属施設の図書館および「道北地域研究所」に職員を配置して少人数の職員で事務を担っている。また、事務局会議を毎月1回開催し、事務職員間の連携と調整を密に図っている。ただし、職員は市の人事異動で派遣されることから、積極的に研修の機会を設けるなど、大学事務を担う職員としての資質向上により一層努めることが望まれる。

(2) 財務

独立行政法人化されていない公立大学であるため、大学独自の中・長期財政計画は作成されておらず、市の財政計画に基づき予算編成を行っている。このため、大学の財務に関する数値データがなく、財務資料は限られている。『点検・評価報告書』の中では、公立大学として必要な経費が地方交付税として「一般財源から組み入れられており、収支は均衡している」としている。しかし、地方交付税交付金あるい

名寄市立大学

は市の一般財源の今後の状況は必ずしも楽観を許すものではなく、また、地方交付税交付金の組み入れ自体は支出の59%（14億7,600万円の支出に対して8億6,400万円）をまかなっているにすぎないという現実は考慮されていない。

大学としては、特段の財務政策を採用しているものではなく、外部資金として科学研究費補助金等を2,456万8千円獲得した実績はあるが、その獲得に向けた具体的な取り組み方策が見えない。まずは、財務に関して全学的な指針を策定し、学内でこれを共有することが望まれる。

10 内部質保証

自己点検・評価を毎年度実施し、報告書にまとめてきた大学の姿勢は前向きであるが、点検・評価する基準や評価項目等、内容の吟味はこれからである。また、関連して、PDCAの観点からの評価視点や分析が十分ではなく、今後の質的改善への努力に期待するところが大きい。このことは、各方針を明確にしてこそ、初めて内部質保証のためのPDCAサイクルが円滑に機能することを意味しており、自己点検・評価活動の見直しが求められる。

なお、学外組織である「名寄市立大学参学会」は、学長の諮問に応じて大学の運営に関する重要事項を審議することになっているが、学長の諮問内容が明確ではなく、内部質保証システム上の役割を明らかにすることが望まれる。

情報公開については、ホームページに『自己点検評価報告書』をはじめ、「大学設置認可申請書』『学生授業評価報告書』『授業改善通信』等を公開するなど、前向きな姿勢が見られる。しかし、学校教育法施行規則で公表することが求められている教育活動等の状況に関する公表が、不十分なため、改善が望まれる。また、諸規程や受験情報等についても、公開に努めてはいるが、関係者および学外者が求める情報を把握し、それを提供する努力を期待したい。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善報告書」としてとりまとめ、2015（平成27）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教員・教員組織

1) 人材確保が難しい中、教員の学位取得を促進するために、「名寄市立大学教員の

名寄市立大学

大学院等進学促進に関する方針」を明文化し、実際に数名の教員が修士の学位を取得するなど、教員の資質向上を図っていることは評価できる。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

- 1) 3学科合同の「連携教育科目」を開設しており、なかでも3学科混成グループで演習を通じて保健・医療・福祉の連携について学ぶ「フィールドグループワーク」は、基本理念に沿った特徴的な科目であると評価できる。

3 社会連携・社会貢献

- 1) 「道北地域研究所」においては、地域資源の有効活用を目指した研究が、市内の農業生産者の協力を得て進められ、地域貢献の実績を上げている。また、「地域交流センター」では、ボランティア活動の総合窓口となって活動を推進し、学生ボランティアの件数が経年的に増加するなど、地域交流を積極的に行っていることは、評価できる。

二 努力課題

1 教員・教員組織

- 1) 教員組織を恒常的に検証する仕組みが十分ではないので、カリキュラムを適切に維持していくためにも、教員組織の編制方針を学科ごとに定め、常に方針に沿って教員組織を整備することが望まれる。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示した学位授与方針がなく、また教育課程の編成・実施方針も設定されていないので、教育目標に照らして各方針を適切に設定するとともに、社会に対して公表することが望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

- 1) 学年・学期によって時間割配分にアンバランスが生じているので、学生が効果的に学修できるよう、時間割設定の改善が望まれる。

(3) 教育方法

- 1) シラバスは、内容がまったく記載されていない科目が散見されるほか、授業計画や成績評価方法があいまいなものが見受けられるため、改善が望まれる。

名寄市立大学

3 学生の受け入れ

- 1) 各学科で定められた学生の受け入れ方針が公表されていないので、改善が望まれる。
- 2) 編入学定員に対する編入学生数比率が保健福祉学部で0.23と低いので、改善が望まれる。

4 学生支援

- 1) 就職支援に関する体制や活動が十分とはいえず、就職活動を体験した4年次の学生へのアンケート結果では、栄養学科と社会福祉学科において、進路・就職サポート体制に関する満足度が低い。就職先が多岐にわたる状況を踏まえ、学科ごとに体制を点検し、就職支援を改善することが望まれる。

5 教育研究等環境

- 1) 司書資格を有する職員4名を含めて6名の図書館職員はいずれも嘱託職員であるため、専門知識を有する専任職員を配置することが望まれる。
- 2) 図書館が栄養・福祉関連と看護関連に分かれており、保健・医療・福祉の連携を学ぶ学生にとって利用しにくい環境にある。また、図書分類に沿った配架が行われていない書架もあるので、改善が望まれる。

6 管理運営・財務

(1) 管理運営

- 1) 市から派遣された職員に対し、教務事務や学生支援等の大学特有の事務に関する研修機会が十分ではないので、改善が望まれる。

7 内部質保証

- 1) 各方針が明確に設定されておらず、自己点検・評価の実質化も課題となっているので、内部質保証システムを機能させるよう、改善が望まれる。

以 上

名寄市立大学提出資料一覧

資料の名称	
(1) 点検・評価報告書	
(2) 大学基礎データ	
(3) 添付資料	
① 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成22年度 名寄市立大学 学生募集要項（一般入試） 平成22年度 名寄市立大学 学生募集要項（推薦入試・社会人選抜） 平成22年度 名寄市立大学 入学者選抜要項
② 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	平成22年度 名寄市立大学案内
③ 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a. 履修ガイド b. シラバス c. 学生生活ガイドブック
④ 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表
⑤ 専任教員の教育・研究業績	名寄市立大学専任教員教育研究業績一覧
⑥ 規程集	名寄市立大学例規類集
⑦ 各種規程等一覧（抜粋）	
a. 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	名寄市立大学学則
b. 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	a. 名寄市立大学教授会規程 b. 名寄市立大学協議会規程 c. 名寄市立大学部局長会議規程
c. 教員人事関係規程等	a. 名寄市立大学教員選考規程 b. 名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程 c. 名寄市立大学の組織及び管理に関する規則 d. 名寄市立大学保健福祉学部長の選考及び任期等に関する規程 e. 名寄市立大学学科長設置規程 f. 名寄市立大学特任教授授与規程 g. 名寄市立大学名誉教授称号授与規程 h. 名寄市立大学教員の定年に関する規程 i. 名寄市立大学嘱託教授規程
d. 学長選出・罷免関係規程	a. 名寄市立大学学長選考規程 b. 名寄市立大学学長選考規程施行細則 c. 名寄市立大学副学長の選考及び任期等に関する規程
e. 自己点検・評価関係規程等	名寄市立大学自己点検・評価委員会規程
f. ハラスメントの防止に関する規程等	a. 名寄市立大学人権擁護とハラスメントに関する調査委員会規程 b. 名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン c. 名寄市立大学人権擁護とハラスメントに関する相談・調査・紛争処理手続き要綱
g. 寄附行為	なし
h. 理事会名簿	なし
⑧ 財務評価に関わる資料	
a. 財務関係書類	なし
b. 寄附行為	なし

(4) その他の根拠資料

名寄市立大学根拠資料

①理念・目的

- ・資料 1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)
- ・資料 2 「名寄市立大学ホームページ」
(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)
- ・資料 3 「FD研修会メモ」
- ・資料 4 「2010.11.3教育懇談会レジュメ」

②教育研究組織

- ・資料 1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)
- ・資料 5 「名寄市立大学道北地域研究所規程」
- ・資料 6 「名寄市立大学地域交流センター規程」
- ・資料 7 「名寄市立大学国際交流センター規程」
- ・資料 8 「名寄市立大学保健福祉センター規程」
- ・資料 9 「2006年度保健福祉センター運営委員会活動報告」
- ・資料 1 0 「2007年度保健福祉センター運営委員会活動報告」
- ・資料 1 1 「平成18年度自己点検評価報告書」
- ・資料 1 2 「平成19年度自己点検評価報告書」
- ・資料 1 3 「平成20年度自己点検評価報告書」

③教員・教員組織

- ・資料 1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)
- ・資料 3 「FD研修会メモ」
- ・資料 1 4 「名寄市立大学条例」
- ・資料 1 5 「名寄市立大学FD委員会規程」
- ・資料 1 6 「名寄市立大学授業改善委員会規程」
- ・資料 1 7 「平成19年度学生授業評価報告書」
- ・資料 1 8 「平成20年度学生授業評価報告書」
- ・資料 2 0 「授業改善通信第1号」
- ・資料 2 1 「授業改善通信第2号」
- ・資料 2 2 「授業改善通信第3号」
- ・資料 2 3 「授業改善通信第4号」
- ・資料 2 4 「名寄市立大学特別枠による研究・事業支援に関する規程」
- ・資料 2 5 「名寄市立大学教員の大学院進学促進に関する方針」
- ・資料 2 6 「名寄市立大学国内・国外研修規程」
- ・資料 2 7 「名寄市立大学国内・国外研修規程に係る申請等の取扱要綱」
- ・資料 2 8 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

④教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- ・資料 1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)
- ・資料 2 「名寄市立大学ホームページ」
(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)
- ・資料 1 1 「平成18年度自己点検評価報告書」
- ・資料 1 2 「平成19年度自己点検評価報告書」
- ・資料 1 3 「平成20年度自己点検評価報告書」

教育課程・教育内容

- ・資料 2 8 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

教育方法

- ・資料 1 8 「平成20年度学生授業評価報告書」
- ・資料 2 8 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」
- ・資料 2 9 「名寄市立大学履修規程」
- ・資料 3 0 「名寄市立大学試験規程」

成果

- ・資料 2 8 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

⑤学生の受け入れ

- ・資料 2 「名寄市立大学ホームページ」
(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)
- ・資料 3 1 「入学者選抜方法の概要 (表5-1)」
- ・資料 3 2 「入学者選抜の状況 (表5-2)」
- ・資料 3 3 「名寄市立大学入試センター規則」

⑥学生支援

- ・資料 8 「名寄市立大学保健福祉センター規程」
- ・資料 2 8 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」
- ・資料 3 4 「名寄市立大学学生生活規程」
- ・資料 3 5 「名寄市立大学の授業料等徴収条例」
- ・資料 3 6 「名寄市立大学の授業料減免に関する取り扱い内規」
- ・資料 3 7 「2009年度名寄市立大学学生生活実態調査」
- ・資料 3 8 「大学学生寮条例」
- ・資料 3 9 「名寄市立大学学生寮規程」
- ・資料 4 0 「名寄市立大学就職進路委員会規程」

⑦教育研究等環境

- ・資料 4 1 「平成20年度教育研究費 (個人) の申請について」
- ・資料 4 2 「名寄市立大学倫理委員会規程」

⑧社会連携・地域貢献

- ・資料 5 「名寄市立大学道北地域研究所規程」
- ・資料 6 「名寄市立大学地域交流センター規程」
- ・資料 7 「名寄市立大学国際交流センター規程」
- ・資料 1 3 「平成20年度自己点検評価報告書」
- ・資料 4 3 「名寄高等学校との高大連携事業」
- ・資料 4 4 「東国大学との学術交流協定書」
- ・資料 4 5 「北星信用金庫との連携事業協定」
- ・資料 4 6 「地域交流センター2010年度前期活動報告」

⑨管理運営・財務

管理運営

- ・資料 1 4 「名寄市立大学条例」
- ・資料 4 7 「名寄市立大学学科長等会議規程」

財務

- ・資料なし

⑩内部質保証

- ・資料 2 「名寄市立大学ホームページ」
(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)
- ・資料 4 「2010.11.3教育懇談会レジュメ」
- ・資料 1 1 「平成18年度自己点検評価報告書」
- ・資料 1 2 「平成19年度自己点検評価報告書」
- ・資料 1 3 「平成20年度自己点検評価報告書」
- ・資料 4 8 「名寄市立大学参与会規則」
- ・資料 4 9 「2010.11.3市民討論会プログラム」

点検・評価報告書

目 次

目 次	1
序 章	5
本 章	6
I 理念・目的	6
1 現状の説明	6
(1) 大学・学部等の理念・目的は適切に設定されているか	
(2) 大学・学部等の理念・目的が大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。	
(3) 大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	
2 点検・評価	7
3 将来に向けた発展方策	7
4 根拠資料	8
II 教育研究組織	9
1 現状の説明	9
(1) 大学の学部・学科及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか	
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか	
2 点検・評価	10
3 将来に向けた発展方策	11
4 根拠資料	11
III 教員・教員組織	12
1 現状の説明	12
(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか	
(2) 学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	
2 点検・評価	15
3 将来に向けた発展方策	15
4 根拠資料	16
IV 教育内容・方法・成果	17
教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	17
1 現状の説明	17
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	
(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員 (教職員及び学生等) に周知され、社会に公表されているか	
(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性に ついて定期的に検証を行っているか	
2 点検・評価	21
3 将来に向けた発展方策	21
4 根拠資料	22
教育課程・教育内容	23
1 現状の説明	23
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を適切に開設し、教育 課程を体系的に編成しているか	
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を 提供しているか	
2 点検・評価	30
3 将来に向けた発展方策	31
4 根拠資料	31
教育方法	32
1 現状の説明	32
(1) 教育方法及び学習指導は適切か	
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	
(4) 教育成果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育 内容・方法の改善に結びつけているか	
2 点検・評価	36
3 将来に向けた発展方策	37
4 根拠資料	37
成果	38
1 現状の説明	38
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	
(2) 学位授与(卒業認定)は適切に行われているか	
2 点検・評価	38
3 将来に向けた発展方策	39
4 根拠資料	39
V 学生の受け入れ	40
1 現状の説明	40

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか	
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	
2 点検・評価	47
3 将来に向けた発展方策	48
4 根拠資料	48
VI 学生支援	49
1 現状の説明	49
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか	
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか	
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか	
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか	
2 点検・評価	54
3 将来に向けた発展方策	56
4 根拠資料	56
VII 教育研究等環境	58
1 現状の説明	58
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか	
(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか	
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか	
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか	
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか	
2 点検・評価	64
3 将来に向けた発展方策	65
4 根拠資料	65
VIII 社会連携・地域貢献	66
1 現状の説明	66
(1) 社会との連携や協力に関する方針を定めているか	
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか	
2 点検・評価	68
3 将来に向けた発展方策	69
4 根拠資料	70

IX 管理運営・財務	71
管理運営	71
1 現状の説明	71
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか	
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか	
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか	
(4) 事務職員の意欲、資質の向上を図るための方策を講じているか	
2 点検・評価	72
3 将来に向けた発展方策	73
4 根拠資料	73
財務	74
1 現状の説明	74
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか	
(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか	
2 点検・評価	74
3 将来に向けた発展方策	75
4 根拠資料	75
X 内部質保証	76
1 現状の説明	76
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか	
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか	
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか	
2 点検・評価	77
3 将来に向けた発展方策	77
4 根拠資料	78
終章	79

序章

名寄市立大学学長 青木 紀

本学は、この平成 22 年、短期大学部創立 50 周年、及び保健福祉学部創立 4 周年を迎えた。それは、道北名寄という地理的条件、自然的条件、経済的・社会的・教育的条件、あらゆる面で厳しい環境に大学が耐えぬいてきた歴史であった。総勢 7000 名を超える卒業生を全国各地に送り出し、いままた 700 名弱の学生を擁しているのは、それを支えてきた先人たちの努力と格闘の賜物である。われわれはまず、この歴史に敬意を払い、誇りもち、次代を展望しなければならないところに立っている。ここにおいて、あらためて、学部創立以降の 4 年間で冷静に振り返り、われわれの「大学の質」を自ら点検・評価し、間違いのない歴史的責任を果たす方向を迫及しなければならない。自己点検・評価はそのためにこそある。

言うまでもなく、自己点検・評価は、自己組織を対象とする自らによる点検であり、評価であるがゆえに、どこまで自らを「つきはなせるか」が重要となる。関連する出来事を並べるだけでなく、つねにそれらの行為がどこまで実践(改革・改善)に結びつけられたか、その効果はどうだったか、あるいは、そのようなシステムが内蔵され、作動する組織に本学がなっているかどうか意識されなければならない。だがそうであるがゆえに、われわれの教育理念に基づく改革・改善がどこまでできているか、あるいは本当に実行力ある変革メカニズムが内蔵されているかどうかは、外部の評価機関による認証評価によって批判され、補完されることによってはじめて客観的なものとなる。

この度、大学基準協会による認証評価を受審するにあたって、あらためて「自己点検・評価報告書」の取りまとめに向き合うことは、われわれが「わかっていた」としても中途半端であり、本格的に取り組めなかった課題、あるいはほとんど気付かなかった問題点などを浮き彫りにし、われわれを大学教育・研究あるいは管理運営の質の充実へと駆り立てるきっかけとなるであろう。われわれはたしかに、学部創立以降、大学設置認可許可申請書(平成 17 年)にもあるように、「自己点検評価は、毎年、設定したテーマ別に実施し、それらを総括する総合的な点検評価を 4 年に一度実施する」という宣言に基づいて、これまでも「平成 18 年度自己点検評価報告書」(平成 19 年)、「平成 19 年自己点検評価報告書」(平成 20 年 11 月)、「平成 20 年自己点検評価報告書」(平成 22 年 3 月)を公表している。また F D を行い、外部の有識者懇談会(参与会)を開催し、そのほかの諸努力も継続している。しかし、それでも、同じような問題点の指摘が繰り返し現れてくることは、あらためて真の「障害」に取り組む必要に迫られていることを示唆している。

完成年度を終え、新しい段階に入ろうとする本年以降、この「自己点検・評価報告書」は、教育理念と目標に基づいた教育の質の確保、それを基盤とする専門職養成という、まさに本学の生命線の目標にふさわしいエビデンスに裏付けられ、今後を支えるものとならなければならない。以下、本報告書は、本学自己点検評価委員会(学長、学部長、短期大学学部長、事務局長、学生部長、教務部長、図書館長、道北地域研究所長、各学科長、教養教育部長によって構成)によってまとめられた。

本章

I 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部等の理念・目的は適切に設定されているか。

名寄市立大学は2006年4月に開学した。本学は保健福祉学部の一学部のみからなるが、「栄養」「看護」「社会福祉」の3学科で学部を構成することの利点を活かし、保健・医療・福祉サービスの展開に貢献する優れた能力を有する人材の育成、市立名寄短期大学におけるこれまでの教育実践の発展、北海道に立脚する大学として、地域に貢献し、地域に開かれた大学を目標に、以下を基本理念に掲げている。

①保健・医療・福祉の連携と協働

学科間の連携教育・共同学習を積極的に行い、自らの領域に係わる専門能力だけでなく、保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、他職種との連携・協働に力を発揮する人材を育む。また、保健・医療・福祉に係わる複合的共同研究を学内・学外で積極的に推進し、地域の保健・医療・福祉の課題解決に寄与する。

②少人数教育の実践

学生個々の関心・志向と学習プロセスに配慮した少人数教育を基礎に、豊かな個性と人間性、他者への共感と寛容の精神、確立された自己と自主・自立の気概、的確な判断力と実行力など、高い能力を備えた「ひと」への支援サービスを実践できる人材を育む。

③地域社会の教育的活用と地域貢献

「ひと」への理解や自らが志す職能への認識と自覚を学生が速やかに深めていくよう、体験型学習やボランティア活動など、学外における学習活動を推進する。こうした地域社会を積極的に活用する教育活動と、特に過疎や高齢化が進行した地域を対象とした保健・医療・福祉に係わる地域課題の解決に向けた研究活動、また、地域で実践に携わる人材の卒業後教育活動などを通して地域に貢献する。

なお、本学の学則第1条では、「名寄市立大学は教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学及び社会福祉学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」と謳っている。

(2) 大学・学部等の理念・目的が大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

本学の教育の基本理念・目的については、名寄市立大学設置認可申請書（資料1）に記載しているが、2010年度大学案内及び本学のホームページ（資料2）にも掲載するなど、社会に公表されている。また、本学教職員には定期的に行われる教授会、栄養・看護・社会福祉の3学科及び教養教育部の会議（以下、「学科会議等」）で周知され、学生に対しては新入生ガイダンス、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスで周知している。

(3) 大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

定期的に検証を行ってはいないが、2008年度にFD委員会が教育改革推進会議と共催したFD研修会(資料3)において、「名寄市立大学の教育理念と現状」について数度にわたり検討を行った。その中で、本学の教育の基本理念は各教員に十分理解されていたが、本学の教育理念の柱のひとつである連携教育についての認識には、教員間で差が見られた。例えば、「新生の段階で連携を押しつけるのではなく、各学科の専門科目を一定程度修得した段階で連携教育科目を学ぶほうが学生にとってはいいのではないか」という意見もあった。科目の学年配当などカリキュラム改正も視野に入れて検討をしている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の教育の基本理念は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいた内容になっている。本学では推薦入試・社会人選抜、一般入試(前期・後期)及び3年次編入学のいずれの試験においても受験生に面接試験を行っているが、面接時、半数以上の受験生は、「連携教育や少人数教育に魅力を感じて本学を受験した」「入学後は地域に出て、積極的にボランティア活動をしたい」と答えている。このことは、大学案内や本学のホームページを通して、本学の教育の基本理念が受験生に広く浸透していることを示している。

②改善すべき事項

本学の教育理念は、受験生に広く浸透していると思われるが、名寄市民を始め、地域住民及び社会一般に広く浸透しているとは必ずしも言えない。この点については、広報活動を含め、地域住民との様々な形の交流などを通じて、今後改善していかねばならない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の教育理念・目的については、現時点で変更の予定はない。しかし、本学に併設されている短期大学部児童学科については「できるだけ近い将来に4大化すべきである」との意見もある。このことを推進する場合、単に「児童の4大化」ではなく、「学部の再編強化」の視点から学内・学外で十分議論しなければならない。その場合、本学の設置者である名寄市長及び市民の代表で組織されている名寄市議会の理解と応援が必要になる。また、本学保健福祉学部が「栄養」「看護」「社会福祉」に「児童」を加えた4学科構成になるとすれば、大学・学部等の理念・目的の適切性についてあらためて検討していかねばならない。その端緒として、2010年11月3日に学長主催による教育懇談会(資料4)を開催し、「本学の教育課題と現状について」総点検するとともに、「児童学科の4大化の課題と方向性について」も議論した。

②改善すべき事項

本学の理念・目的を社会に広く浸透させるためには、何よりも具体的な成果(目標に沿

った専門職養成)を追求しながら、道北地域研究所(後述)及び地域交流センター(後述)の機能を強化するとともに、市民公開講座・シンポジウムや出前講座を今後さらに充実させて、地域住民との交流を促進していく。

4. 根拠資料

- 資料1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)
- 資料2 「名寄市立大学ホームページ」(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)
- 資料3 「FD研修会メモ」
- 資料4 「2010.11.3 教育懇談会レジュメ」

II 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

名寄市立大学保健福祉学部は、栄養・看護・社会福祉の 3 学科で構成されている。「名寄市立大学設置認可申請書」(資料 1)における「2. 大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の「II 大学設置の趣旨及び必要性」に記載したように、栄養学科と看護学科は本学の前身である市立名寄短期大学生活科学科栄養専攻課程並びに看護学科を改組・発展させたものと位置付けられ、社会福祉学科は市立名寄短期大学生活科学科生活科学専攻課程の生活と福祉に係わる諸側面を社会福祉的観点から拡充・再構成した内容となっている。栄養学科、看護学科、社会福祉学科の 3 学科による大学学部の構成は北海道では初めての試みであり、大学の基本理念のひとつである「保健・医療・福祉の連携と協働」を学生教育の段階から具現化するものである。また、「保健・医療・福祉の連携と協働」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用と地域貢献」という大学の基本理念について、本学の教職員は十分に理解し、教育を行っている。

名寄市立大学道北地域研究所は、本学の前身である名寄女子短期大学時代の 1982 年、地域に関われた大学を目指し、地域に関わる課題を研究し、その成果を地域に還元する目的で開設された。名寄市立大学道北地域研究所規程(資料 5)第 3 条に「研究所は、本学教員と有機的な関係を維持しつつ、北海道、とくに道北地域における保健・医療・福祉・教育・文化の充実・発展及び産業経済の振興に寄与する研究を行うことを目的とする」と定められており、それは本学の教育理念・目的に合致している。2006 年の名寄市立大学の開学以来、学外のさまざまな個人や団体と複合的な共同研究を行っている。なお、開設から四半世紀が経過し、短大から 4 年制大学になるなど、大学と地域を取り巻く環境が変化したことに対応するために、2008 年に組織体制に関する規程の改定を行った。その内容は、これまですべての本学教員が研究員であったが、改定後は研究所の研究プロジェクトに参加する教員に対してのみ、学長から研究員の委嘱状が交付されるようになった。現在まで、個人・共同研究、特別研究、課題研究等の研究及び調査、講演、シンポジウム、公開講座などの事業に取り組んでいる。

名寄市立大学地域交流センターは、本学の教育の基本理念である「地域社会の教育的活用と地域貢献」のうち、『ひと』への理解や自らが志す職能への認識と自覚を学生が速やかに深めていくよう、体験型学習やボランティア活動など、学外における学習活動を推進する」とともに、市立名寄短期大学時代から行ってきた地域との交流をさらに促進するため、2006 年 7 月に設置された。「名寄市立大学地域交流センター規程」(資料 6)第 2 条には、「センターは、名寄市立大学と地域を結ぶ相談、調整、企画、支援機関となり、地域及び市民の交流、連携に関する業務を行うため、本学が持つ機能を有効かつ積極的に発揮することを目的とする」と謳っている。また、第 4 条で「センターは、学長直轄の組織とし、本学の全教員及び登録された職員、学生、市民の団体若しくは個人によって構成される」と規定されている。センター長は学長が任命し(第 6 条)、全教員によって構成される「センター員協議会」(第 5 条)、「活動相談員」(第 7 条)及び学内教員、学生、市民等

から構成される運営委員会等が置かれている（第8条）。

名寄市立大学国際交流センターは、名寄市立大学国際交流センター規程（資料7）第3条により、①学術の国際交流に関する事項、②外国人留学生及び本学学生の国際交流に関する事項、③その他国際交流に関する事項を審議、実施するための機関として設置されている。本学が、国際交流センターを正式に立ち上げたのは2008年4月である。それは、以下のような経緯による。すなわち、本学を開設した2006年4月の段階では、道北地域研究所内に置かれた「国際交流担当」という組織であった。その後、韓国東国大学との学術交流（「社会連携・社会貢献」の項に詳述）についての検討が本格化したことを受け、2007年には「国際交流係」として道北地域研究所から独立、そして2008年に「国際交流センター」に格上げされた。国際交流センターが、本学の学術交流及び学生等が国際交流を行う場合の実際の窓口になっている。

また、本学には、「名寄市立大学保健福祉センター規程」（資料8）第2条の規定により、名寄市立大学の学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的として、「保健福祉センター」が置かれている。保健福祉センターの業務内容は、センター規程第4条に「保健管理業務」及び「健康相談業務」を行うことが定められている。保健福祉センターがこれまで行ってきた「保健管理業務」「健康相談業務」についての現状説明は「VI 学生支援」の項で詳述するが、ここでは教育研究に関連する内容について述べる。

2006年には「酒・文化・健康」「喫煙と健康」「名寄近郊の自然を楽しむ」「学生・教職員を対象にした救急救命講座」「No!デートDV、ダメンズ」「『胎芽』『胎児』生きる権利はいつから生じる！」など6回のライフスキル講座を開催した（「2006年度保健福祉センター運営委員会活動報告」（資料9））。2007年度も内容を少し変更して6回のライフスキル講座を開催している（「2007年度保健福祉センター運営委員会活動報告」（資料10））。また、保健福祉センターとして、2007年度2題、2008年度2題、2009年度2題の学会発表及び2009年度3編の論文発表を行っている。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の学則第2条に、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的（大学の目的）を達成するため、教育・研究・運営等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。この学則第2条に基づき、本学では、2006年の開学以来毎年自己点検評価を行い、教育研究組織の適切性について検証を行っている。また、その結果については、自己点検評価報告書（資料11、資料12、資料13）を作成し、大学ホームページ上で公開している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

総合的にみて、大学の学部・学科及び附置研究所等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものである。

②改善すべき事項

本学には地域の名称がついている組織として道北地域研究所と地域交流センターの2つ

があり、名寄市民からは「どちらが地域との交流の窓口になっているのかわかりにくい」との意見も聞く。それぞれの組織の役割分担がどのようになっているのかを、「大学ホームページ」や「名寄市民広報」などを使って市民にわかりやすく情報発信していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

現在のところ、教育研究組織として本学に不都合なところはない。

②改善すべき事項

将来的には道北地域研究所と地域交流センターを合体させて窓口を一本化したほうが、名寄市民にとってわかりやすく、大学をもっと身近なものとして感じるようになる可能性があり、そのような方向性についても検討する。

4. 根拠資料

- 資料 1 「名寄市立大学設置認可申請書」（抜粋）
- 資料 5 「名寄市立大学道北地域研究所規程」
- 資料 6 「名寄市立大学地域交流センター規程」
- 資料 7 「名寄市立大学国際交流センター規程」
- 資料 8 「名寄市立大学保健福祉センター規程」
- 資料 9 「2006年度保健福祉センター運営委員会活動報告」
- 資料 10 「2007年度保健福祉センター運営委員会活動報告」
- 資料 11 「平成18年度自己点検評価報告書」
- 資料 12 「平成19年度自己点検評価報告書」
- 資料 13 「平成20年度自己点検評価報告書」

Ⅲ 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

「名寄市立大学条例」(資料14)第3条で「本学に学長、教員、事務職員及びその他必要な職員を置き、職員の定数は、別に条例で定める」としている。また、「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」第1条で、「この規程は、大学設置基準第14条、第15条、第16条及び第17条並びに教育公務員特例法第3条第5項の規定に基づき、名寄市立大学に勤務する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用、昇任に関する選考基準を定めることを目的とする」と謳っている。選考の原則として第2条で「本学教員の採用及び昇任の選考は、大学の基本理念と教育目標並びに大学運営に対する当該者の理解と尊重を確認し、学歴、職歴、研究活動、教育活動、大学運営活動、学会活動、社会における活動等を総合的に判定して行う」としており、大学として求める教員像及び教員組織の編成方針について明確に定めている。

また、教員の定数については「別に条例で定める」としているが、開学時の定数を基礎とし、設置基準を満たすだけでなく、学生に対する教育水準の維持・向上に関する自己点検評価の結果から総合的に判断し、増員を検討している。

名寄市立大学保健福祉学部は、栄養・看護・社会福祉の3学科から構成されているが、講座制をとらず、教員ごとに各人が担当する教育研究分野が決められている。小規模大学である本学においては、同じ分野の教員間だけでなく、他の分野の教員及び学科の垣根を越えた連携体制もとられており、特にオムニバス形式の授業科目において具体化されている。

(2) 学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

2010年5月1日現在の本学の専任教員数は、「大学基礎データⅡ—1全学の教員組織」に示すように、栄養学科は教授5名、准教授5名、講師2名、助教4名の計16名(設置基準上の必要専任教員数8名、うち教授数4名)及び助手1名であり、看護学科は教授6名、准教授3名、講師6名、助教4名の計19名(設置基準12名、うち教授数6名)及び助手1名、社会福祉学科は教授6名、准教授6名、講師1名の計13名(設置基準12名、うち教授数6名)である。また、教授4名、准教授2名、講師2名の計8名が教養教育部に配置されている。なお、社会福祉学科については、2010年9月に教授1名が配置され、2011年4月に准教授2名、講師1名が新たに赴任する予定であり、社会福祉学科の教員組織もさらに充実することが期待される。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

2010年3月までの教員の募集・採用・昇格については大学設置審議会の審査を受ける必要があったことから、名寄市立大学設置準備室の室長(開学後は学長)、室長補佐(開学後は学部長)、準備室参事(開学後は保健福祉学部教授)2名に栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、教養教育部長及び事務局長を加えたメンバーによる「教員候補者選考会議」において検討して候補者を決定し、文部科学省の大学設置審議会の審査を受けた上で

採用・昇格を行ってきた。なお、完成年度前の昇格が妥当と思われる教員については、学科長を通して学長に上申し、その後教員候補者選考会議での審議の対象とした。2010年3月までの採用者は、2007年度栄養学科准教授1名、2008年度看護学科助教3名、2009年度栄養学科准教授1名、看護学科助教3名であった。また、2009年度に昇任した教員は、教養教育部では講師から准教授が1名、栄養学科では准教授から教授が2名、看護学科では准教授から教授が2名であった。

2010年4月以降の教員の募集・採用・昇格は、「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」及び「名寄市立大学教員選考規程」に基づいて行われている。すなわち、「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」で、本学の教授（第3条）、准教授（第4条）、講師（第5条）、助教（第6条）及び助手（第7条）となることのできる者として、それぞれの資格要件が定められている。本学のすべての教員の募集は公募を原則としている。2010年4月以降、本学に新たに赴任した教員は、教養教育部で教授1名、准教授1名の計2名、栄養学科で教授2名、准教授1名の計3名、看護学科で教授2名、准教授3名、講師1名、助教3名、助手1名の計10名、社会福祉学科で教授1名、准教授2名の計3名であった。また、2010年4月1日付けの昇任人事は、栄養学科では助教から講師への昇格が1名、看護学科では准教授から教授への昇格が2名、助教から講師への昇格が3名、社会福祉学科では助教から講師への昇格が1名であった。

本学における教員の募集・採用・昇格はいずれも適切に行われている。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

「名寄市立大学設置認可申請書」（資料1）の「2. 大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の61頁「教員の資質の維持向上の方策」のためにFD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を設置することが明記されている。これを受けて、本学では2006年11月にFD委員会を立ち上げた。「名寄市立大学FD委員会規程」（資料15）第2条で「FD活動は、組織的な研修・研究の実施を通じて、本学教員の教育及び研究力量の向上を図ることを目的とする」と定めており、第3条で「①授業の内容・方法の改善及びこれに関連した研修、②新任教員の研修、③教員の研究活動の推進、④教員の国内外研修及び学位取得の促進、⑤FD活動推進のための調査研究、⑥大学教育に係る学内研修会及び講演会の開催、⑦その他の必要な事業を実施する」となっており、本規程に基づき教員の資質の向上を図るための方策が講じられている。特に、授業の内容・方法の改善及びこれに関連した研修等については、FD委員会と同時に発足した授業改善委員会と連携して行われることが多い。「名寄市立大学授業改善委員会規程」（資料16）第2条には授業改善委員会の職務として、(1)「授業改善に関する他大学や関連機関からの情報を収集し教員に伝達する」(2)「本学教員による授業改善の試みや授業改善に関する研究成果を教員間で発表・討議する機会をもち、授業の質を高める」(3)「本学FD委員会が学期末に実施する学生による授業評価について、FD委員会と連携した取り組みを行う」が挙げられている。

これまでに行ってきたFD活動の概要は以下の通りである。

①授業の内容・方法の改善及びこれに関連した研修

本学では、2007年度から全授業について学生による統一項目の授業評価を行っている。内容については「IV 教育内容・方法・成果の教育方法の項」で詳述するが、その結果については「平成19年度学生授業評価報告書」（資料17）「平成20年度学生授業評価報告書」（資料18）として本学ホームページ上で公開している。

授業改善に向けての組織的取り組みとしては、「授業改善を目的とする学内外での調査とその報告、学内教員への情報の普及」「『授業改善通信第1号』（資料20）『授業改善通信第2号』（資料21）『授業改善通信第3号』（資料22）『授業改善通信第4号』（資料23）の発行（いずれも本学ホームページ上で公開）」「年一度のピアレビューと授業検討会」「FD全学研修会『授業とは』の開催（2008年度）」「教養教育部全教員による公開授業の実施（2009年度から）」「成績評価研究会の開催（2009年度から）」「全学の教員を対象とした成績評価に関する現状と課題についてのアンケート調査」などを行っている。特に、毎年発行される「授業改善通信」には、「授業改善の意義」「文部科学省による『授業の質を高めるための具体的な取り組み状況』」「本学教員の授業の紹介」「よりよい授業を目指して＝ピアレビュー報告＝」「他大学の授業改善の紹介」「授業改善の実践例の紹介」「大学教育学会2009年度課題研究集会参加報告」などが掲載され、本学教員への情報の伝達に役立っている。

②新任教員の研修

新任教員の研修は、当該学科に以前から在籍している教員によって行われており、必要に応じてFD委員会が関わることになっている。

③教員の研究活動の推進

本学では、主として個人で行う研究に対しては、個人の教育研究費（「VII 教育研究等環境」の項で詳述）を予算化してその研究活動を保証している。また、共同で行う研究については、「名寄市立大学特別枠による研究・事業支援に関する規程」（資料24）による教育研究費特別枠支援（総額5,000千円）による公募研究や、道北地域研究所の課題研究（総額1,000千円）として採択された研究に対して研究費を支給して、その研究活動を推進している。

④教員の国内・国外研修及び学位取得の促進

2007年度から施行された「名寄市立大学教員の大学院等進学促進に関する方針」（資料25）に基づき、2008年度は栄養学科、看護学科、社会福祉学科それぞれ1名ずつが、2010年度は栄養学科2名、看護学科2名の計4名の教員が大学院に進学した。また2010年度、「名寄市立大学国内・国外研修規程」（資料26）「名寄市立大学国内・国外研修規程に係わる申請等の取扱要綱」（資料27）に基づき、社会福祉学科の教員1名が国外研修を行っている。

⑤FD活動推進のための調査研究

2008年度は、8月にIDE大学セミナー（札幌）、12月に大学教育学会（岡山）、2月に北海道教育大学主催の研修会（札幌）にFD委員長が参加し、全国のFD活動の動向に

ついて研修し、その内容について学内で報告した。また、2009年度は、今後本学のFD推進を担うべき若手教員の養成を企図して、6月に2名を大学教育学会（東京）に派遣し、そこでの経験は9月のFD研修会で報告された。

⑥学内研修及び講演会の開催

2008年度は、FD学内研修活動を重視し、連続して研修会を開催した。その内容は、1. 授業に関する研修、2.若手教員のFD研修報告、3.本学大学教育目標（学部・教養教育部・各学科の教育目標・連携教育）の再確認と現状評価であった。「I 理念・目的の（3）」に記載したように、このFD研修会（資料3）において、「名寄市立大学の教育理念と現状」について数度にわたり検討を行った。その中で、本学の教育の基本理念は各教員に十分理解されていた。この他、教養教育部と共催で教養科目の基礎演習に関する研修会を開催した。2009年度以降も引き続きFD研修会を開催するとともに、科研費申請のための研修会を開催している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」（資料28）では、自由記載欄に「熱心な教員が多い」「先生方が親身になって相談に乗ってくれる」という意見が多く見られた。「本学の教員を全般的にみて、あなたの気持ちに最も近いものを選びなさい」という質問に対し、「とても満足している」「まあ満足している」との回答は栄養69.5%、看護63.0%、社会福祉43.9%、「どちらでもない」は栄養22.7%、看護29.0%、社会福祉29.7%、「あまり満足していない」「まったく満足していない」は栄養6.4%、看護7.5%、社会福祉22.0%であった。社会福祉学科の学生でやや不満足と感じている割合が高いが、3学科を合わせると約6割の学生が本学の教員について「概ね満足」と答えていることから、万全ではないが、学生に好意的に評価されている教員組織であると思われる。

個人研究や共同研究を推進するための予算的措置、大学院進学や国内・国外研修への参加の推奨、FDを促進するための種々の取り組みなど、教員の資質の向上を図るための方策についても一定の効果を上げている。

②改善すべき事項

現状の説明の（2）で記述したように、教員数は大学設置基準を満たしているが、栄養・看護・社会福祉の3学科とも教授数は設置基準をぎりぎり満たしている現状である。今後はより良い教員組織とするために、各学科とも教授数をさらに増やす必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の教員組織は学生に好意的に評価されており、本学のFD活動はFD委員会を中心として推進されているが、今後とも底上げを図っていくことが必要である。例えば、ひとりひとりの授業改善を促進すること、そのためにピアレビューを全員に義務付けること、科研費の採択数を上げること、そのために申請数を増やすこと、教員、特に若い教員の研

究意欲を高め、合わせて業績を増やすために学内・学外の共同研究を一層推進する。

②改善すべき事項

本学の最大の課題は「教員確保」である。これは、2006年に4年制大学として開学するにあたり、学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しようとした時からの課題である。名寄市の人口は約3万人であり、国から過疎地域の指定を受けている地方の小都市である。学科及び採用したい分野によってかなりの差があるが、公募をしても必ずしも応募があるとは限らない。特に、教授数が大学設置基準のぎりぎりである点は大きな不安要素である。今後は、「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」に照らし合わせて、該当する教員の昇格人事を積極的に行っていく。そのために、FDを促進して昇格人事がスムーズに行える環境整備を図る。

4. 根拠資料

- 資料1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)
- 資料3 「FD研修会メモ」
- 資料14 「名寄市立大学条例」
- 資料15 「名寄市立大学FD委員会規程」
- 資料16 「名寄市立大学授業改善委員会規程」
- 資料17 「平成19年度学生授業評価報告書」
- 資料18 「平成20年度学生授業評価報告書」
- 資料20 「授業改善通信第1号」
- 資料21 「授業改善通信第2号」
- 資料22 「授業改善通信第3号」
- 資料23 「授業改善通信第4号」
- 資料24 「名寄市立大学特別枠による研究・事業支援に関する規程」
- 資料25 「名寄市立大学教員の大学院進学促進に関する方針」
- 資料26 「名寄市立大学国内・国外研修規程」
- 資料27 「名寄市立大学国内・国外研修規程に係る申請等の取扱要綱」
- 資料28 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

IV 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉保健福祉学部の特徴と教育目標

本学は、いずれの学科とも「ひと」を対象とする支援サービスに携わる優れた能力を備えた人材を育むことを使命としている。また、大学として最も肝要なことは、学生が主体的に学び、能力を開発向上させる環境をつくり、そのような学生の営為を支援することにあると考えている。こうした認識と大学の基本理念から、以下を本学部の特色と教育目標としている。

【1】学部の特色

① 「ひと」の尊厳と人権を尊び、思いやりの心を持って支援サービスに携わる人材を育む。

② 自らの専門領域に係わる知識・技術を修得するとともに、保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、関連領域の職種と連携・協働し、保健・医療・福祉の包括的な支援サービスに貢献できる人材を育む。

③ 保健・医療・福祉の進歩と社会の変化に対応できるよう、生涯を通じて研鑽し、その力を地域社会の人々の健康と生活の質の向上はもとより国際的にも発揮できる人材を育む。

【2】学部の教育目標

① 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。

② 保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。

③ 自らが課題を発見しその解決を構想する主体性・創造性と、実行のための集団組織化・調整能力等の実践力を育む。

④ 自らの専門領域の知識・技術だけでなく、幅広い理解力・判断力を養う「教養」についても生涯学び続ける意欲を育む。

⑤ 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界のなかで自己の存在を位置づけ行動する意識と素養を育む。

〈2〉教養教育の特色と目標

他領域の専門職と連携・協働し、問題解決のためのマネジメントを的確に行える職業人であるためには、自らの専門領域を超えた複数の視点を持ち、問題を総合的に捉えることができる人材でなければならない。教養教育では、当該学科で学ぶための基礎的な知識や技術の修得だけでなく、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基盤となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を持った人間を育むことをめざしている。

学部の特色・教育目標とこうした教養教育の理念を踏まえ、教養教育の目標を以下のよ

うに設定している。

①学業に、または職業人として必要とされる基本的なリテラシーを修得するとともに、情報化・国際化していく社会においても、異文化理解と他者とのコミュニケーションを円滑に図ることができる豊かな人間性を備えた自己の確立をめざす。

②現代の世界や社会の仕組みとそこにある諸問題を幅広く学ぶことによって、それらを多面的に理解し、複眼的な視点に立って思考することができる人間を育む。

③地域の自然や社会を教育の場として積極的に活用し、地域に対する関心や多面的理解を深め、地域から学ぶ姿勢を養う。

④幅広く学ぶことの重要性を認識し、その楽しさを知ることによって知的関心を広げ、自己学習をする素養を育む。

〈3〉栄養学科の特色と教育目標

わが国は「少子・高齢化」とそれに伴う社会的変化が急速に進行している。また、食生活が大きく関与する「生活習慣病」の増加とその若年化も進んでいる。さらに、「飽食の時代」における「食」の乱れが指摘され、人間生活と「食」のあり方の再考や、「食教育」の必要性も強く要請されている。

こうした状況のもとで、各職域における管理栄養士の役割はこれまで以上に重要になっており、同時にその業務も複雑多岐にわたるため、それに対応する高度な専門知識・技術を持った管理栄養士及び栄養教諭の育成が急がれている。

以上の認識から、栄養学科では次のような教育目標を設定している。

①高度化する医療の分野において患者の食事管理はもとより、特定疾患の傷病者に対する療養のために必要な臨床栄養指導及び食事療法の開発研究を行える人材を育む。

②地域及び職域における栄養改善の推進、栄養評価計画への参画等を通じて、地域の人々の健康と生活の向上に貢献することができる人材を育む。

③地域における生活を理解し、乳幼児、要介護者、単身高齢者等の個々に対する食事援助、栄養補給の開発等が行える人材を育む。

④児童・生徒に対する「食」の指導はもとより、保護者を啓発し、「食」のあり方をともに考え、改善に寄与することができる人材を育む。

⑤保健・医療・福祉の概念と、これら職種間の連携・協働の意義を理解し、チームとしての業務へ参画できる人材を育む。

〈4〉看護学科の特色と教育目標

看護とは、「社会生活を営む人間である個人、家族、集団、コミュニティを対象とし、健康の維持・増進及び疾病予防、疾病や障害を有する人々の健康の回復を目指し、また死を迎えようとしている人々の尊厳を大切に支援すること」と言える。看護を実践する専門職業人には、豊かな人間性を身につけること、人間を全人的存在として理解すること、人々の生活の質（QOL）の向上を探究することが求められる。また、それは人間の尊厳を守り、基本的権利を擁護する姿勢に裏づけられるべきものである。

本学科では、人々の看護に係わる多様化するニーズを主体的・自律的に把握し、関係する職種と連携・協働し、保健・医療・福祉の包括的支援を含む質の高い看護を提供できる

人材を育成すること、地域住民のニーズや地域が抱える課題を整理するとともに、関係する職種・機関等と連携しながら住民とのパートナーシップに基づき、地域ケアシステムづくりに参画できる人材を育成することを目指している。このような観点から看護学科の教育目標を以下のように設定している。

- ①人間の基本的権利を尊重し、人間を全人的に広く理解し行動できる人材を育む。
- ②科学的根拠に基づいた看護の実践的判断ができる人材を育む。
- ③対象となる人々の生活の質（QOL）を考慮して、主体的、自律的に看護を実践できる人材を育む。
- ④地域社会の保健・医療・福祉ニーズを明確に捉え、住民及び関係職種の人々と連携・協働し、保健・医療・福祉の統合、向上に取り組める人材を育む。
- ⑤主体的に学習する能力と自ら研究する態度を持ち、継続的に自己を研鑽する人材を育む。
- ⑥異文化を理解するとともに多様な価値観を認識し、国際的視野を持って活動することができる人材を育む。

〈5〉社会福祉学科の特色と教育目標

社会福祉学科は、社会福祉を必要とする人の立場に立って、自己実現への援助を必要とする人々に対してその自立生活を支援していける知識と技術をもった人材を養成するために、次の5つの教育目標を掲げている。

- ①人間の尊厳と権利を深く理解し、人間一人ひとりを大切に実践的に対人援助ができるソーシャルワーカーを育む。
- ②人間一人ひとりの生活や健康の問題を、社会的視点を持って科学的に捉え具体的な支援をするために、保健、医療、教育などの関連分野と連携できるパートナーシップの観点を兼ね備えた人材を育む。
- ③個々の地域を重視しつつ、人類がかかえる諸問題と異文化にも深い関心を持ち、その発展と問題解決に係わる生き方ができる人材を育む。
- ④優れた社会福祉実践から学び、自治体や社会福祉団体と連携して福祉社会の形成に寄与するとともに、諸活動を通じて地域住民との交流を図り地域課題の解決に貢献できる人材を育む。
- ⑤具体的には、ア. 地域福祉の観点を持った社会福祉施設職員、イ. 保健・医療・福祉の連携を図り、住民参加の要になれる自治体及び社会福祉団体職員、ウ. 地域福祉を担い福祉社会の形成に寄与する市民として活躍する人材を育む。

以上、学部の特徴と教育目標、教養教育及び各学科の特徴と教育目標について述べた。

本学における学位授与方針は以下のとおりである。すなわち、学部、教養教育及び各学科の教育目標に基づき編成された教育課程から定められた必要単位を修得した者に学位が授与される。学則第49条に「本学に4年以上在籍し、「名寄市立大学学則別表第1」に定める授業科目を履修し単位を取得した学生については、学長が卒業を認定する」とあり、第50条で「卒業した者には、栄養学科は学士（栄養学）、看護学科は学士（看護学）、社

会福祉学科は学士（社会福祉学）の学位を授与する」とされている。

本学を卒業するためには、大学に4年以上在籍し、所属する学科ごとに定められた卒業に必要な単位を取得することが必要である。各学科の卒業の要件は下表の通りである。

表 4-1 卒業の要件

区分	教養教育科目			専門教育科目			卒業要件		
	必修	選択	計	必修	選択	計	必修	選択	計
栄養学科	7	15	22 単位	92	14	106 単位	99	29	128 単位以上
看護学科	11	11	22 単位	112		112 単位	123	11	134 単位以上
社会福祉学科	7	15	22 単位	97	9	106 単位	104	24	128 単位以上

なお、本学では、現在のところ学位授与に関連して GPA（Grade Point Average）システムを採用していない。

本学では、半年もしくは1年で習得すべき学修成果としては明示していないが、2年次から3年次に進級するとき一定の要件を満たしている必要があることについて、学生に明示している。すなわち、英語Ⅰ及びⅡ、コミュニケーション英語Ⅰ及びⅡ、基礎演習Ⅰ及びⅡ、情報処理Ⅰの7科目7単位を含め、1・2年次において取得した単位数の合計が52単位を超えていること、これに加え、栄養学科では管理栄養士学校指定規則による必修科目の単位を取得しているか、またはその取得が可能であること、看護学科では1年次及び2年次で必修とされる専門基礎科目及び専門基幹科目の単位を取得しているか、またはその取得が可能であること、社会福祉学科では1年次及び2年次に開講される社会福祉士国家試験受験科目として指定されている必修科目の単位を取得しているか、またはその取得が可能であることとされている。さらに、各学科ともいくつかの実習科目について、その実習の前提となる科目の単位未取得者については本実習を行うことができないとの制限も設けられている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

教育課程の編成・実施方針については、「教育課程・教育内容」の項に詳述した。また、その内容については、「大学設置認可申請書」（資料1）「2010年度大学案内」「名寄市立大学ホームページ」（資料2）「2010年度履修ガイド」に明示しており、今後も継続して明示する。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

本学の教育目標及び教育課程の編成・実施方針については、名寄市立大学設置認可申請書（資料1）に記載しているが、2010年度大学案内及び本学のホームページ（資料2）に掲載するなど、社会に公表されている。しかし、学位授与方針については、前述したように学則で定められているが、明確な形では大学案内やホームページに掲載されていない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、教職員にも「履修 GUIDE」「シラバス」「学生生活ガイドブック」「例規類集」を配布しているほか、学科会議等で教育課程の編成や実施、教育目標に関する問題を検討し、教員間の連携と共通理解に努めている。

学生には入学時に配布する「履修 GUIDE」「シラバス」に科目区分、必修・選択の別、単位数等を記載し、新入生ガイダンス、新入生オリエンテーションのときに学科長、教務委員、学生委員等の教員より、それぞれの立場から解説し周知を図っている。2年次以降も新学期開始時のガイダンスにて、教務委員より学年にあわせてその内容の再確認を行っている。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、2006年の開学以来毎年自己点検評価を行い、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行っている。また、その結果については、自己点検評価報告書（資料11、資料12、資料13）を作成し、大学ホームページ上で公開している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について本学教職員は十分理解しており、また、学生も新入生ガイダンス、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等を通じてよく理解できている。

②改善すべき事項

各学科の教育目標については、大学案内、大学ホームページ及び履修ガイドに詳しく記述されている。一方、学部教育の目標については履修ガイドに詳述されている以外は、大学案内及び大学ホームページでは一部が紹介されているだけであり、やや整合性に欠けている。これについては早急に改善する。

学位授与方針に関しては前述したように学則第49条、50条に定められており、社会に公表するように改善する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、本学教職員も学生も十分理解しているが、さらなる教育効果を期待して、入学後の早い時期に宿泊オリエンテーションを実施することが現在検討されている。

②改善すべき事項

学部教育の目標については、2011年度の大学案内にきちんと記載をするとともに、できるだけ早い時期にホームページにも同様に記載する。また、学則についても2011年度か

らホームページ上に情報公開する。

4. 根拠資料

資料 1 「名寄市立大学設置認可申請書」(抜粋)

資料 2 「名寄市立大学ホームページ」(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)

資料 1 1 「平成 18 年度自己点検評価報告書」

資料 1 2 「平成 19 年度自己点検評価報告書」

資料 1 3 「平成 20 年度自己点検評価報告書」

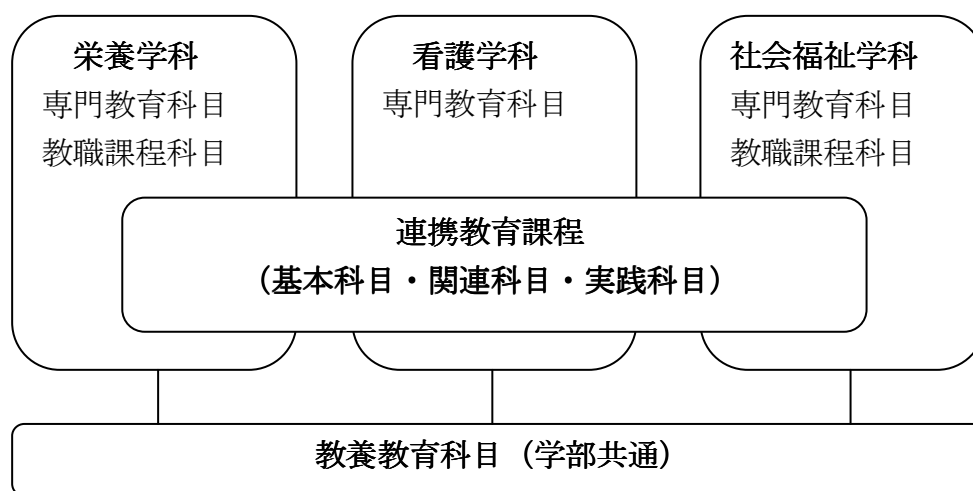
教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学全体の教育課程は、〈1〉1-3年次に設置される連携教育科目群、〈2〉1、2年次に開設される教養教育科目群及び〈3〉-〈5〉各学科に設置される専門的な教育科目群からなっている(図3-1)。授業科目、単位数及び履修方法は学則別表第1に、教員免許取得に係る科目に関しては学則別表第2のとおりである。以下、学則に従って説明する。

図3-1 保健福祉学部のカリキュラム構成



授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成され、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位としている。実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位としている(学則第35条)。授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位が認定される。ただし、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、必要な学修の成果を評価して所定の単位を認定する(学則第36条)と定められており、試験等の成績は、優、良、可及び不可の評語をもって表し、優、良及び可を合格とする(学則37条)とされている。

また、本学が教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができ、履修し修得した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(学則38条)としている。大学以外の教育施設等における学修についても、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる(学則第39条)。さらに、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生の制度により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ、このことにより修得したものとみなすことが

できる単位数は、編入学、転入学の場合は、栄養学科にあつては66単位、看護学科にあつては88単位、社会福祉学科にあつては62単位を超えないものとし、編入学、転入学等の場合を除いては、第38条及び第39条で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする（第40条）となっている。

〈1〉連携教育科目（履修 GUIDE 連携教育科目一覧参照）

本学は、栄養、看護、社会福祉の3学科で学部を構成している。これを生かして管理栄養士や看護師・保健師、社会福祉士などそれぞれの職業活動の相互の理解や認識の共有を促進することを目指して設定したものが「連携教育科目」である。例えば栄養学科で言えば、病院で管理栄養士の業務を行う際に、看護師業務を支える看護学について一定の理解があるほうがベターである。また、福祉施設での業務では、施設職員の業務に対する理解が不可欠となる。これは、大学の基本理念に基づく学部の教育目標のひとつである「保健医療福祉の各領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる人材を育む」を具体化するものである。学科の垣根を越えて学習の場を共有することを通して、相互の理解や認識を高めることがねらいである。

連携教育科目は、そうした内容を取り入れて構成している。すなわち、「基本科目」として「保健医療福祉連携論」「看護学概論」「社会福祉概論」を、「関連科目」として「公衆衛生学」「健康管理論」「医療福祉論」「生涯発達論」「家族社会学」「人権と法」などを、実践科目として「フィールドグループワーク」を配置している。

〈2〉教養教育（履修 GUIDE 教養教育科目の展開表参照）

教養教育の目標を達成するため、科目群を1)「言語・情報・スポーツ」、2)「人と社会・自然の理解」、3)「地域の理解」の3つの領域に区分し科目を配置している。

1) 「言語・情報・スポーツ」

この領域では、国際社会において異文化を理解し、円滑に他者とのコミュニケーションをはかることができる力を身につけることを目的として、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」「コミュニケーション英語Ⅲ」「入門ハンデル」「入門ドイツ語」を配置した。特に、英語科目では「読む・書く・聞く・話す」ことができる能力の向上を目的として、習熟度別に「英語Ⅰ・Ⅱ」を5クラス、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」を6クラスに分けてクラス編成をしている。

「基礎演習Ⅰ」は、大学で学ぶ者として基本的に必要とされるリテラシー、すなわち日本語の読み書き能力を身につけさせることをねらいとしている。「基礎演習Ⅱ」は、問題を発見し、関連する知識を整理し理解したことを、他者が理解できるような説得力ある形で提示できる能力を育むことを目的としている。いずれの授業も、ゼミナール形式で行い、クラスの人数も10人程度に設定している。本学の教育方針の柱のひとつである「少人数教育」を実践する科目である。

情報処理に関する基礎的知識・技術の修得、情報コミュニケーションやプレゼンテーションの基礎的知識・技術の修得、統計処理の基礎的修得のために「情報処理Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置している。「スポーツ実技Ⅱ（スキー）」は「雪質日本一」を掲げる名寄市の地域的特性を活かした科目である。また、初年次教育の重要性を考え、「英語Ⅰ・Ⅱ」「コミュニ

ケーション英語Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」及び「情報処理Ⅰ」の7科目7単位を必修としている。

2) 「人と社会・自然の理解」

「人と社会・自然の理解」は、「人と文化・思想」「人と社会・制度」「人と自然・環境」の3つに区分されている。世界や社会の仕組みとそこにある諸問題を知るための基本的な科目として哲学、教育学、法学、社会学、経済学、生物学、化学等を配置するだけでなく、「生命倫理」「国際関係論」「ジェンダー論」「生命科学」「生態学」「地球環境科学」など、現代的な諸問題を扱った科目も配置している。履修にあたっては、「人と文化・思想」及び「人と社会・制度」からそれぞれ2科目4単位以上、「人と自然・環境」から1科目2単位以上を修得することを義務付けている。なお、看護学科のみ「生命倫理」と「生命科学」を必修にしている。

3) 「地域の理解」

地域に対する関心や多面的理解を深め、地域から学ぶ姿勢を育成するために「地域の理解」に「地域社会論」「北海道の生活空間」「北海道の野外リクリエーション」「北海道の農と食」の4科目を配置している。この分野からは1科目2単位以上を修得することとしている。

教養教育科目については、看護・栄養・社会福祉の各学科とも必修科目を含めて22単位以上を修得することが卒業要件となっている。

以下、各学科の専門教育科目の編成について述べる。なお、連携教育科目は各学科の専門教育の科目編成の中に組み込む形で位置づけられている。

〈3〉栄養学科（履修GUIDE 栄養学科の展開表参照）

専門科目を「専門基礎分野」「専門分野」に区分し、それに即して科目群を配置した。

1) 「専門基礎分野」（42単位必修、うち連携教育科目10単位）

人間の身体と健康について総合的に理解するための科目群である。

①「人・社会・環境と健康」：人間や生活についての理解、また、人間の健康にとって社会や環境はどうあるべきか等の理解を深めることをねらいとする。ここに「公衆衛生学」「社会福祉概論」「保健医療福祉連携論」「健康管理論」「フィールドグループワーク」などの「連携教育科目」を組み込んでいる。

②「人体の構造と疾病の成り立ち」：人体の構造、機能などの関連科目として「解剖学」「生理学」「生化学」「病理学」等の科目を、また、実験により生理機能を把握するとともに、生体を構成する成分の構造や化学的性質を理解することをねらいとして、関連する実験科目を配置した。

③「食べ物と健康」：食品の成分、食べ物に係わる科目として「食品学」「食品衛生学」「食品機能学」「調理学」等を配置し、また、実験・実習により食品成分の特徴、それに基づく加工特性、鮮度検査、微生物検査などを通じ、食品の特性と安全性の確保についての知識を修得することを目的としている。

2) 「専門分野」(50 単位必修)

栄養学を体系的に理解する科目群である。専門基礎分野の理解を踏まえて、人と栄養の関係を理解し管理栄養士業務に従事しうる能力を養うことを目的としている。

栄養学の基礎となる栄養素の化学的性質の理解を深め、消化・吸収がどのようにして行われるか、代謝とその生理的意義等を理解するために「基礎栄養学」を、ライフステージ別の人体の構造や機能の変化に伴う栄養状態等の変化を理解するために「応用栄養学」を、健康、栄養状態、食行動、食環境等の情報の収集と分析、総合評価と判定、また、栄養教育のプログラムの作成・実施等について理解するために「栄養教育論」を、傷病者の状態(病態)や栄養状態の評価・判定、栄養療法の概要と栄養補給の意義、各種疾病患者別及び傷病者のライフステージに応じた状態の把握と栄養管理の方法・評価を理解するために「臨床栄養学」を、地域や職場の健康・栄養問題などに係わる情報収集、公衆栄養プログラムの計画・実施・評価の統合的なマネジメントに必要な理論と方法を理解するために「公衆栄養学」を、特定給食の意義・目的、管理栄養士の役割を理解し、栄養・食事管理、経営管理などを総合的にマネジメントできる能力を養うために「給食経営管理論」をそれぞれ配置している。

「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の専門分野を横断して、栄養評価・管理を行うことができる総合的な能力を養うために、「総合演習Ⅰ」を3年前期に、「総合演習Ⅱ」を4年通年で配置している。

「臨地実習」については、「給食経営管理論実習Ⅱ」と「給食経営管理論実習Ⅲ」のいずれかを選択必修することとし、「臨床栄養学臨地実習Ⅰ」、「公衆栄養学臨地実習」を必修とした。これらの実習活動を通して、栄養管理や栄養評価・方法等における専門的な知識や技術を修得する。臨地実習に当たっては「校外実習指導」を十分に行い、実習において所期の目的を達成するよう配慮している。

栄養学科の専門領域におけるこれまでの学習を体系化するとともに、自らがテーマを設定し研究を進めていくために、「卒業研究」を配置している。選択した専門領域の指導教員の個別指導によって、研究計画の立案の仕方、文献調査方法、研究報告のまとめ方を学び、一層高度な専門知識・技術及び発表能力を修得する。卒業研究として開設するのは、専門基礎分野では「食品学領域」「解剖学領域」「公衆衛生学領域」、専門分野では「基礎栄養学領域」「応用栄養学領域」「栄養教育領域」「臨床栄養学領域」の7領域である。

〈4〉看護学科(履修 GUIDE 看護学科の平成22年度生の展開表参照)

本学科の卒業に必要な取得単位数は平成20年度入学生までは128単位(教養教育科目のうち必修科目16単位、選択必修科目6単位の計22単位以上を取得し、専門基礎科目のうち必修科目29単位、専門基幹科目のうち必修科目72単位、その他選択必修科目5単位を取得し、計106単位以上)である。また、平成21年度以降入学生が卒業に必要な取得単位数は134単位(教養教育科目のうち必修科目11単位、選択必修科目11単位、計22単位以上を取得し、専門基礎科目35単位、専門基幹科目77単位、計112単位)以上となっている。

看護学科の専門教育科目は、専門基礎科目(29単位必修)と専門基幹科目(72単位必

修)に区分し、さらに、専門基礎科目を3領域、専門基幹科目を9領域に細分化して、それぞれの領域ごとに科目を配置している。大学の教育理念ならびに学部の教育目標を達成するために必要な科目として連携教育科目を設け、専門基礎科目ならびに専門基幹科目(統合科目)として位置付けている。

1) 「専門基礎科目」

人間の身体的・精神的・社会的健康に係る生活とその諸問題、保健・医療・福祉を支える社会的システムを理解し、看護活動を多面的に支える科目として位置づけ、「身体のおくみ」「人間と健康」「人間の健康と社会生活」の3領域に細分化している。

① 「身体のおくみ」

「身体のおくみ」を理解し、専門基幹科目を学ぶ上で基盤となる「人体形態学」「人体機能学」をはじめ、「生化学」「栄養学」「病理学」「臨床治療学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「微生物学」「薬理学」等を配置している。

② 「人間と健康」

人間の健康を身体的・精神的・社会的な広い視野を持って理解する上で必要な「生涯発達論」「家族社会学」「カウンセリングコミュニケーション論」等を配置している。

③ 「人間の健康と社会生活」

人間と社会との関わりを理解するための「人間関係論」「公衆衛生学」等の科目や保健・医療・福祉を支える社会システムの理解と、それらに係る職種の相互理解に資する「保健福祉行政論」「保健医療福祉連携論」等の科目を配置している。

2) 「専門基幹科目」

看護活動の基幹となる科目群として、看護の基礎を理解し、看護実践をライフステージや健康障害の種類・段階、看護実践の場等に沿って理解できるように、「看護の基礎」として「基礎看護学」、「看護援助の理論と方法」として「地域看護学」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」に区分し、さらに、「看護の実践」として「臨地実習」を、各分野の統合として「統合科目」を配置している。

1年次においては、看護の対象者と看護の場における現象について広く、かつ、効果的に学習できるように基礎看護学分野の科目の他、「成人看護学概論」を配置している。また、看護の対象者の療養生活にふれるとともに、実際に看護体験をすることにより学習の動機づけとなることを期して、「基礎看護学実習Ⅰ」(1単位、45時間)を配置している。

2年次から3年次前期には、基礎看護学分野において「診療補助技術」「基礎看護学実習Ⅱ」を配置し、より実践的な看護活動について学ぶとともに、老年看護学分野、小児看護学分野等のライフステージに沿った看護現象、成人看護学(周手術期・急性期、慢性期・終末期)分野、母性看護学分野、精神看護学分野等の健康障害の種類・段階に応じた看護現象、さらに、地域看護学分野(在宅看護論含む)等看護実践の場に応じた看護現象を学ぶことができるように科目を配置している。

3年次後期から4年次前期には、臨地実習を配置している。講義や演習で学んだ知識・技術を看護実践の場において対象者に対して活用できることを目標としており、講義や演習等の科目での学習内容を基盤として段階的に学ぶことができるように、3年次後期に「老年看護学実習」「成人看護学実習Ⅰ(周手術期・急性期)」「成人看護学実習Ⅱ(慢性期・終

末期)」を、4年次前期には「地域看護学実習」「小児看護学実習」「母性看護学実習」「精神看護学実習」を配置している。

統合科目として、3年次前期に「フィールドグループワーク」を配置している。保健・医療・福祉の実践の場に広くふれ、また、3学科混成のゼミ形式で学ぶことにより、地域社会における保健・医療・福祉のシステムの幅広い理解とそれらに係る職種の実践への理解を深めることを意図している。また、「看護倫理」「看護マネジメント論」「看護教育学」等、看護実践において不可欠な分野に関する科目は、看護実践の基礎的な理解を基盤として学ぶことができるように、臨地実習の開講時期を考慮して3年次後期ならびに4年次後期に配置している。「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」は、一般に卒業研究や卒業論文に相当する科目であり、講義や演習、実習等での学習や体験における学生自身の看護現象に対する問題意識から研究課題を設定し、研究計画の立案、データ収集と分析・考察を行い、論文とし、報告することを課している。本学科の教育目標である自ら研究する態度を育む科目であり、4年間の学習の集大成とも言える科目である。

〈5〉社会福祉学科（履修 GUIDE 社会福祉学科の展開表参照）

社会福祉学科の専門教育科目は、「社会福祉士指定科目」「学科専門科目」「学部共通科目」「資格関係科目」によって編成され、さまざまな問題や困難を抱える人々の生活を整え、その自立と生活の質の向上のために、社会福祉に関する知識と技術を専門科目群の中で修得できるように編成・実施されている。

1) 「社会福祉士指定科目」

「社会福祉士指定科目」は、「社会福祉士国家試験受験資格」を取得するために定められた科目を中心に構成され、社会福祉学の専門的領域を学ぶ土台となる科目群（栄養学科の「専門基礎分野」、看護学科の「専門基礎科目」に相当）である。これは社会福祉専門職をめざすために最も重視すべき領域として位置づけ、「社会福祉原論」「社会保障論」等を配置し、現代社会における社会福祉及び社会保障の理念や意義、役割などの基本を学ぶとともに、さらに「公的扶助」「医療概論」「高齢者福祉」「障害者福祉」「子ども福祉」等の学習を通して対象別分野の理解を深め、それらの積み上げのなかで社会福祉実践に不可欠な「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク現場実習」等の主体的、体験的学びにより一層高い専門的知識と技術が修得できることをめざしている。

2) 「学科専門科目」

「学科専門科目」は、専門性をより深めるための知識の修得を目的とする科目で構成され、社会福祉の総合的理解と意義、またそのための具体的研究方法と実践を学ぶ科目群と位置づけている。「総合リハビリテーション論」「社会福祉経営論」「社会福祉文化論」等の科目は、専門的な学びの視野の拡大と充実を意図し、「福祉環境論」「障害児の病理と心理」等の科目は、多角的視点を持ちながら専門性を深めることを目的とした科目である。「卒業研究」は、指導教員の指導によって、研究計画立案の方法、文献収集の方法、調査研究の手順と実施の方法、研究報告のまとめ方などを学びながら、修学の総仕上げとしての科目として位置づけている。

3) 「学部共通科目」

「学部共通科目」は、本学部を構成する他学科との相互理解・認識共有をはかることを意図し、「保健医療福祉連携論」「看護学概論」「栄養学」「食生活論」等を配置している。栄養学科・看護学科・社会福祉学科が将来想定する職種間相互理解・連携の重要性をふまえて設定された科目群（「連携教育科目」と同じ）である。

4) 「資格等支持科目」

「資格等支持科目」には、障害児教育関係科目を配置している。配置された科目の学びを通じて障害児（者）教育に関心をもち、さらには特別支援学校教諭免許状取得に向けた動機づけとなることを意識している。

これらの科目の配置と区分は、保健・医療・社会福祉の各領域の職能・学術・技術などを相互に理解するとともに、専門の幅を広げ、他職種への一定の理解に立って協働することができる職業人としての能力を養うことを意図している。

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正を受け、平成 20 年 4 月の入学生から新たな社会福祉士養成カリキュラムが提示された。従来の指定科目 15 科目から 22 科目（本学科においては 31 科目で編成）へと増加したことにより科目の必修・選択の見直しが求められた。しかし、本学科においては、新カリキュラムで指定された教育・養成目標と合致する社会福祉経営論、医療福祉論、福祉計画論が以前より開設されており、科目名が大きく変化し、再検討を余儀なくされるなかにあっても、必修・選択の設定と明示の作業についての混乱は少なかった。

学科の専門教育科目としての「社会福祉士指定科目」は社会福祉原論をはじめとして 31 科目が開設され、うち 28 科目 79 単位が必修科目であり、そのなかの 12 科目 28 単位が通年科目である。障害者福祉論Ⅱを含む 3 科目 5 単位は選択科目であるが、すべての学生が履修をしている。福祉環境論等で構成される「学科専門科目」は、20 科目中 2 科目 4 単位が必修科目である。「学部共通科目」は 15 科目中 7 科目 14 単位が必修となっている。「資格等支持科目」は、8 科目 13 単位が選択となっている。

〈6〉教職課程（履修 GUIDE VIII. 教職課程の項参照）

本学では、社会福祉学科の学生に中学校（社会）、高等学校（公民・福祉）及び特別支援学校教諭の教員免許が、栄養学科の学生には栄養教諭の教員免許が取得できる教職課程が開設されている。

教育職員免許法に定められている免許取得に必要な単位数は、①中学校教諭（社会）では教科に関する科目 20 単位、教科又は教職に関する科目 8 単位、教職に関する科目 31 単位の合計 59 単位、②高等学校教諭（公民・福祉）では教科に関する科目 20 単位、教科又は教職に関する科目 16 単位、教職に関する科目 23 単位の合計 59 単位、③特別支援学校教諭では特別支援教育に関する科目 26 単位、④栄養教諭では栄養に係る教育に関する科目 4 単位、教職に関する科目 18 単位の合計 22 単位となっている。

本学では、教職課程に関する科目について、「学則別表第 1」の科目から教職科目として指定するとともに、「学則別表第 2」によって開設されている。すなわち、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作など「特に必要なものとして文部科学省

令で定める科目」群が両学科に開設されている他、社会福祉学科では、①中学校教諭（社会）の免許取得のために教科に関する科目 32 単位、教職に関する科目 35 単位、教科又は教職に関する科目 4 単位、②高等学校教諭（公民）の免許取得のために、教科に関する科目 32 単位、教科又は教職に関する科目 4 単位、教職に関する科目 33 単位、③高等学校教諭（福祉）免許取得のために教科に関する科目 45 単位、教科又は教職に関する科目 4 単位、教職に関する科目 31 単位、④特別支援学校教諭の免許取得のために、特別支援教育に関する科目 27 単位が開設されている。

また、栄養学科でも、④栄養教諭の免許取得のために、栄養に係る教育に関する科目 6 単位及び教職に関する科目 22 単位が開設されている。

本課程の運営は、教職に関する科目の専任教員、教育実習担当教員、教科教育法、特別支援教育担当教員等からなる教職課程委員会が行っている

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

大学設置基準第 19 条では、「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とされている。このことについては、教育課程・教育内容の（1）で説明したように、本学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、学士課程に相応しい教育内容を提供している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

「2009 年度名寄市立大学学生生活満足度調査」（資料 2 8）によれば、本学の授業全般に対する学生の評価は、栄養学科で 62%、看護学科で 70%、社会福祉学科で 50%の学生が「とても満足している」または「まあ満足している」と回答している。また、「どちらともいえない」という回答は栄養で 32%、看護で 25%、社会福祉で 35%であり、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた回答は栄養で 5%、看護で 5%、社会福祉で 11%であった。本学の教育課程の編成・実施方針に基づいて開講されている授業全般に対する学生の満足度は概ね高いと判断できる。しかし、授業全般に対する満足度には学科間格差があることは留意すべきである。

②改善すべき事項

本学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。しかし、教育課程の編成、特に科目の年次配置については、実際に授業を展開してみると効率的・効果的でない部分もあることが、教養教育部も含め、栄養、看護、社会福祉の各学科から指摘されている。このうち看護学科は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改定により、平成21 年度より科目及び必要時間数の変更が求められ、規則に基づきカリキュラムの大幅な改定を行った。さらに、看護師養成課程の4年制化が現実味を帯びている状況もある。また、栄養学科、社会福祉学科からは専門科目の一部について学年

を前倒しして開講したいとの希望や、教養教育部からはこれまで大部分の科目が1・2年生で開講されていた教養教育科目について一部を3・4年生で開講したほうが教育効果は高まる、との意見も出ている。

なお、前述したように、本学の授業全般に対する学生の評価では、栄養学科、看護学科に比べ社会福祉学科の学生の満足度がやや低く、学科間格差が認められた。このことについては今後改善していかなければならない。

保健福祉学部3学科の教科課程を見ると、栄養学科は「専門基礎分野」と「専門分野」、看護学科は「専門基礎科目」と「専門基幹科目」、社会福祉学科は学科の「専門科目」を「社会福祉士指定科目」「学科専門科目」「学部共通科目」「資格等支持科目」に区分をしており、学部としての統一がとれていない。これまで教育課程の編成・実施の方針については学科の独自性を尊重してきたが、完成年度を過ぎた現在、授業科目の“区分”の名称など、学部として統一性のある形を検討すべきと思われる。

また、連携教育科目のひとつである「フィールドグループワーク」についても、栄養学科は「専門基礎分野」の「人・社会・環境と健康」に、看護学科は「専門基幹科目」の「統合科目」に、社会福祉学科は「専門教育科目」の「学部共通科目」に配置されており、学科によって「フィールドグループワーク」の捉え方に微妙な違いがある。この点についても、学科の垣根を越えて、教員間の意思統一を図っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

各課程に相応しい教育内容を提供し、本学の授業に対する学生の満足度を高め、さらなる質的向上を図るためには、FD活動の活発化とともに教員一人ひとりが積極的に授業改善に取り組んでいくようにする。例えば、来年度から全教員にピアレビューを義務付けることによって大学全体としての教育力の底上げを実現する。そのために、FD研修会、学習会、研究集会等を積極的に開催し、一人ひとりの「研究と教育」との関連性への意識を高めていく。

②改善すべき事項

「点検・評価」②改善すべき事項で指摘したことのうち、2011年度から一部の科目については順次性に配慮して、開設時期を変更するための検討を開始した。

4. 根拠資料

資料28 「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

本学は、教育の基本方針として「連携教育の推進」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用」の3つを掲げている。連携教育については、「教育課程・教育内容」の項で説明したように、多数の連携教育科目を開設している。

少人数教育については、1年次に「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」を配置し、4年次には「卒業研究」（栄養学科、社会福祉学科）及び「看護研究Ⅱ」を通年で配置している。また、開講形態が「演習」または「講義・演習」となっている科目（例えば「成人看護活動論Ⅰ」「生活支援技術論」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」など）では、グループワークを積極的に取り入れた授業として展開している。

教育目標の達成に向けた授業形態について述べると、教養教育科目では講義20科目、演習15科目、実技3科目、栄養学科では講義45科目、演習5科目、実験8科目、実習18科目、看護学科では講義44科目、演習18科目、実習10科目、社会福祉学科では講義55科目、演習13科目、実習3科目が開設されている。また、教員免許取得に係る科目として、講義31科目、演習5科目、実習2科目が開設されている。

履修登録単位数の上限については、各学年とも50単位が目安となっている。ただし、「教員免許取得に係る科目」の単位数はこの50単位には含まれない。

具体的な教育方法は各教員の裁量に委ねられているが、FD委員会、授業改善委員会の調査では、①自作の出席票に毎回の授業の感想を書いてもらい、コメントを付けて次回の授業のとき返却する、②①に加えて、授業のさらなる理解に役立ちそうなコメントについては次回の授業で紹介し、学生の意見を聞くなど、学生の主体的な参加を促す、③授業の内容に関する課題を毎回与える、④虫食いになっている授業資料を学生に配布し、パワーポイントのスライドとつけ合わせることにより、授業に適度の緊張感を与える、⑤ビデオ、DVDなどの視聴覚教材を利用して授業を進めるなどの工夫が行われている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

本学ではシラバスに基づいて授業が展開されている。学内の教員のみならず学外の非常勤講師も含め、すべての授業科目の教育内容についてはシラバスに記載することになっている。2010年度はかなりの教員の入れ替えがあった関係で、「2010年度シラバス」に内容が記載されていない科目がある。これらについては、授業の開始前に担当教員から該当する科目のシラバスが配布されて授業が進められている。

一方、学生による授業評価アンケートや「2009年度学生生活満足度調査」（資料28）の自由記述欄を見ると、「シラバスどおりに授業が行われていない」との記載が一部認められた。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

このことについては、履修ガイドに詳しく記載し、新入生ガイダンス、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス等の際に学生にきちんと周知している。

〈1〉単位認定

本学では、単位を取得するためには、「名寄市立大学履修規程」(資料29)に基づき履修登録を済ませた上で、授業に出席して、試験・レポート又は提出物等による審査に合格することが必要である。単位を取得するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- ①自分が取得する科目の登録(「履修登録」)を行っていること
- ②出席が規定の回数以上を満たしていること
- ③試験等の評定が合格点に達していること

本学では、上記の3つの条件を満たした者に単位認定を行っている。

〈2〉成績評価

成績の評価方法は、

- ①期末試験によって評価する
- ②指定した課題に対する考察結果を報告書(レポート)としてまとめ、その結果により評価する
- ③それらに平常試験の結果を加えて評価する
- ④出席状況などを加味して総合的に評価する

など、授業科目によって様々な方法が採られている。成績評価の方法については、授業を開始する前にあらかじめ担当教員から学生に明確に説明し、周知することになっている。

【試験による成績評価】

本学における試験は、「名寄市立大学試験規程」(資料30)に基づいて実施されている。

試験による成績評価の基準は、80点以上を「優」、70～79点を「良」、60～69点を「可」とし、60点未満を不合格としている。不合格の学生については、科目担当教員の裁量で再試験を受けさせる場合がある。なお、受験を棄権したとみなされる場合は再試験を受けることはできない。

試験の点数の目安は、概ね以下のとおりとされている。

- ①優：到達度が高いと評価されるもの
- ②良：到達度がやや高いと評価されるもの
- ③可：授業の目標に到達していると評価されるもの
- ④不可：授業の目標に到達していないと評価されるもの
- ⑤未評価：評価の材料がなく評価できない(再試験の受験資格なし)

【レポートによる成績評価】

担当教員の指示に従って、担当教員に直接または事務局教務係に提出期限までに提出する。レポートによる成績評価は、試験によるものに準じて「優」「良」「可」「不可」とする。

以上のように、本学では、成績評価と単位認定は適切に行われている。

(4) 教育成果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

本学では、2006年11月にFD委員会及び授業改善委員会を発足させ、2007年度から全授業について学生による統一項目の授業評価を行ってきた。その集計データと学生による自由記載の内容については学部の全教員にフィードバックし、これに対する対応（授業改善）を求めている。また、集計データ及び学生の自由記載による授業改善の要求や意見をFD委員会で分析し、その結果については授業評価報告書として本学ホームページ上で公開している。以下、学生による授業評価アンケートの結果について、その概要を述べる。

学生による授業評価アンケートの評価項目は、①授業の目標、内容、評価方法について明快な説明があった、②授業内容は理解できるものであった、③教員の話し方は聞き取りやすかった、④黒板、スライド、教科書、プリント等は内容の理解に有効であった、⑤教員は学生の質問・発言等に適切に対応した、⑥授業の進行速度は適切であった、⑦内容を確認するための作業（例：課題、小テスト等）があった、⑧教具・教材の工夫以外に、授業進行上での工夫があった、⑨あなたは、シラバスにある「授業のねらい」を達成することができた、⑩この授業は、今後の授業を理解する上で役に立った、の10項目である。学生には、評価項目ごとに「そう思う（4点）」「ややそう思う（3点）」「ややそう思わない（2点）」「そう思わない（1点）」の4段階で評価してもらい、授業の感想・意見・要望等を自由記述してもらった。現在も同じ評価項目が使われているが、2007年度の後期だけはこの10項目に⑪「あなたはこの授業に積極的に参加した」を加えたアンケートとして実施した。例えば、2008年度の本学保健福祉学部全体に対する学生授業評価は以下のとおりである。

表 4-2 2008年度保健福祉学部学生授業評価結果

設問文	平均	回答率 (%)			
		4点	3点	2点	1点
①授業の目標、内容、評価方法について明快な説明があった					
前期	3.40	52.1	37.4	8.9	1.6
後期	3.39	50.5	40.0	7.8	1.7
②授業内容は理解できるものであった					
前期	3.30	47.5	38.4	10.8	3.3
後期	3.25	43.8	40.7	12.2	3.3
③教員の話し方は聞き取りやすかった					
前期	3.32	52.2	31.0	12.9	3.9
後期	3.29	46.8	37.7	12.8	2.7
④黒板、スライド、教科書、プリント等は、内容の理解に有効であった					
前期	3.38	53.1	34.4	10.3	2.2
後期	3.34	48.8	38.4	10.7	2.1
⑤教員は学生の質問・発言等に適切に対応した					
前期	3.45	56.4	33.9	7.7	2.1
後期	3.38	51.1	38.1	8.8	2.0
⑥授業の進行速度は適切であった					
前期	3.38	52.0	36.8	8.8	2.4

	後期	3.34	48.1	40.3	9.1	2.5
⑦授業の内容の理解を確認するための作業（例：課題、小テスト等）があった	前期	3.23	47.9	32.2	15.0	4.9
	後期	3.25	47.5	34.6	13.1	4.9
⑧教具・教材の工夫以外に、授業進行上での工夫があった	前期	3.18	41.1	38.9	16.4	3.6
	後期	3.22	43.1	39.8	13.6	3.6
⑨あなたは、シラバスにある「授業のねらい」を達成することができた	前期	3.10	30.0	52.5	14.7	2.8
	後期	3.10	31.9	49.1	15.7	3.2
⑩この授業は、今後の授業を理解する上で役に立った	前期	3.49	60.4	30.1	7.3	2.3
	後期	3.46	57.8	32.8	6.8	2.6

いずれの評価項目についても 8 割以上の学生が「そう思う」「ややそう思う」と回答していた。また、前期と後期の差もほとんどなかった。

次に 2008 年度の各評価項目の平均点の学科別比較を示す。

表 4-3 2008 年度学生授業評価各項目の学科別比較

		平均点		
		栄養	看護	社会福祉
①授業の目標、内容、評価方法について明快な説明があった	前期	3.31	3.45	3.42
	後期	3.35	3.38	3.41
②授業内容は理解できるものであった	前期	3.23	3.28	3.33
	後期	3.19	3.19	3.30
③教員の話し方は聞き取りやすかった	前期	3.22	3.28	3.37
	後期	3.20	3.33	3.34
④黒板、スライド、教科書、プリント等は内容の理解に有効であった	前期	3.33	3.37	3.38
	後期	3.32	3.24	3.40
⑤教員は学生の質問・発言等に適切に対応した	前期	3.41	3.42	3.42
	後期	3.36	3.39	3.38
⑥授業の進行速度は適切であった	前期	3.27	3.32	3.40
	後期	3.35	3.24	3.29

⑦内容を確認するための作業（例：課題、小テスト等）があった			
前期	3.32	3.18	3.40
後期	3.31	3.26	3.16
⑧教具・教材の工夫以外に、授業進行上での工夫があった			
前期	3.07	3.19	3.23
後期	3.17	3.18	3.24
⑨あなたは、シラバスにある「授業のねらい」を達成することができた			
前期	3.07	3.04	3.13
後期	3.13	3.01	3.12
⑩この授業は、今後の授業を理解する上で役に立った			
前期	3.50	3.53	3.50
後期	3.46	3.46	3.46

「⑧教具・教材の工夫以外に、授業進行上での工夫があった」と「⑨あなたは、シラバスにある『授業のねらい』を達成することができた」の2項目以外は、かなり高い評価を受けている。⑨は自己評価項目であるので学生がやや控えめに評価した結果である可能性があり、⑧はどう評価していいかわかりにくい質問項目であったのかも知れない。しかし、「主体的な教育」「主体的な学び」の形成という目的からすると何らかの課題を示唆しているとも思われる。なお、「2009年度学生生活満足度調査」（資料28）では栄養・看護の2学科と比べてやや低い授業評価だった社会福祉学科も、2008年度の学生授業評価結果では明らかに悪いわけではなく、項目によっては他の2学科よりも高い評価を受けている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

「2009年度学生生活満足度調査」（資料28）では、栄養学科で87%、看護学科で86%、社会福祉学科で60%の学生が「専門的な知識が身につく授業が多い」と回答していた。また、「資格取得に役立ちそうな授業が多い」には栄養で76%、看護で83%、社会福祉で55%の学生が、「将来の進路に役立ちそうな授業が多い」には栄養で71%、看護で82%、社会福祉で52%の学生が「とてもあてはまる」「まああてはまる」と回答していた。「どちらともいえない」との回答が質問項目によって1～3割あることを考慮すれば、学生の授業に対する満足度はある程度高く、本学の教育方法及び学習指導はほぼ適切と思われる。しかし、ここでも学科間格差が認められたことをきちんと認識しておく必要がある。

②改善すべき事項

「2009年度学生生活満足度調査」（資料28）では、「視野が広がったり新しい発見をする授業が多い」には栄養で64%、看護で70%、社会福祉で52%の学生が、「興味を持てる授業が多い」には栄養で52%、看護で52%、社会福祉で42%の学生が、「現代的な課題について学べる授業が多い」には栄養で37%、看護で38%、社会福祉で45%の学生が「とてもあてはまる」「まああてはまる」と回答しており、やや満足度が低い印象がある。これらの項目について学生の満足度を高めるためには、一人ひとりの教員が自分の「研究

と教育の関連性」を意識して、学生に魅力ある授業を提供していくように改善すべきであろう。また、社会福祉学科学生の授業満足度が栄養学科及び看護学科学生に比べ低い点についても改善していく必要がある。さらに、授業評価が高い科目もあれば、低い科目もあることは厳然たる事実である。FD 活動などを通じて継続的に授業改善の努力をしていかなければならない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「2009 年度学生生活満足度調査」（資料 2 8）では、学生たちは本学の教育内容に概ね満足してくれているようであるが、その成果を踏まえ、さらに卒後の専門職としての評価や成長とも関わらせて分析を続けていく必要がある。

②改善すべき事項

授業評価アンケートの質問項目については、講義、演習、実習など授業形態の違いによって適切に設定されることが必要であり、今後きめ細かく検討していく。また、複数の教員によって行われているオムニバス形式の授業の評価については、個別の教員ごとに評価されるように改善する。

シラバスの記述について各教員間での精粗を無くすこと、シラバスに沿って授業を行うことを全教員に徹底する。

4. 根拠資料

資料 1 8 「平成 20 年度学生授業評価報告書」

資料 2 8 「2009 年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

資料 2 9 「名寄市立大学履修規程」

資料 3 0 「名寄市立大学試験規程」

成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

「教育方法」の(4)にも記述したように、本学学生による授業評価はバラつきはあるが、総じて悪くはないと判断できそうである。このことから、本学においては教育目標に沿った成果が一定程度上がっていると思われる。

「大学基礎データ集(様式3)表11」に示した第一期生の国家試験合格率は、管理栄養士54.1%、看護師93.6%、保健師72.3%、社会福祉士55.8%であった。全国平均は、管理栄養士31.6%、看護師89.5%、保健師86.6%、社会福祉士27.5%であり、保健師国家試験合格率を除いて全国平均を上回っていた。特に、社会福祉士国家試験合格率は、授業評価に課題を残しているものの、関係者・学生の努力によって北海道で第1位であった。

(2) 学位授与(卒業認定)は適切に行われているか。

事務局教務課で科目ごとにまとめた単位取得の一覧表について、まず各学科で卒業要件を満たしているかどうかをチェックし、その結果が教務委員会に報告され、教務委員会で再確認をして、最終的に教授会で判定した上で卒業認定が行われている。従って、学位授与(卒業認定)は適切に行われている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

学科、教務委員会、教授会、それぞれの手続きを経て、学位授与(卒業認定)は適切に行われている。今後もこの方式を堅持していく。

②改善すべき事項

「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」(資料28)の自由記載欄には「連携教育を教育の目標に掲げている割には3学科連携がスムーズに行われていない気がする」との意見が散見される。確かに、開学するまでは学科の垣根を越えて学習の場を共有することを通して、相互の理解や認識を高めることをねらいとして連携教育科目を設定した。しかしながら、いざふたを開けてみると、栄養学科は管理栄養士学校指定規則により連携教育科目のいくつかについては栄養学科だけで授業開講しなければならないことがわかり、学習の場を共有するという初期の目的が達成できない状況が生まれた。今後はどんな科目を連携教育科目として位置付けるのかを再検討する必要がある。また、3学科ともに必修であり、管理栄養士学校指定規則にしばられない「保健医療福祉連携論」について1年次から3年次に移動することも考えられる。さらに、すぐには難しいと思うが、現在3学科ともに選択となっている「フィールドグループワーク」の必修化も検討すべき課題である。

管理栄養士、看護師、保健師、社会福祉士の国家試験合格率については、保健師を除いていずれも全国平均を上回っていた。しかしながら、本学が直接比較すべきところについて見ると、管理栄養士養成施設(新卒)の国家試験合格率は78.7%、大学新卒の看護師国家試験合格率は97.9%、大学新卒の保健師国家試験合格率は87.9%、福祉系大学卒業者の

社会福祉士国家試験合格率は 62.5%であり、いずれも本学の合格率を上回っている。「全国平均を上回ればよい」とするのではなく、いずれの国家試験の合格率ももっと高いレベルを目指して対策に取り組んでいかねばならない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も学位授与（卒業認定）を適切に行っていく。

②改善すべき事項

国家試験の合格率の高さがそのまま教育の成果を示すわけではないが、本学のように地域に密着した大学では国家試験の合格率が社会から見た場合の直接的な評価につながるの
で、全教職員がしっかり意識する必要がある。さらに、国家試験合格率を高める取り組みばかりでなく、学生の知的好奇心を刺激する授業、その分野の最新の研究成果を紹介する内容の授業など、それぞれの教員がさらなる工夫を行って授業に対する学生満足度を高める努力をする。

4. 根拠資料

資料 28 「2009 年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

V 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

学校教育法 90 条に基づき、「本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする」（「名寄市立大学学則」 26 条）と定められている。すなわち、

①高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

②通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）。

③外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

④文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

⑤文部科学大臣の指定した者。

⑥高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。

⑦その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

【入学者選抜方法】

実施している入学者選抜は、一般入試、特別選抜（推薦入試、社会人選抜）、3年次編入学である。各選抜種別の募集人員、選抜方法の概要は「入学者選抜方法の概要（表 5-1）」のとおりである。なお、開学初年度（平成 18 年度）の一般選抜は、本学独自の日程・問題で実施した。大学入試センター試験を利用した一般選抜の実施は平成 19 年度からである。

以下は、「平成 22 年度学生募集要項」に記載されている、各選抜種別の出願資格である。

【推薦入試】

①高等学校又は中等教育学校を平成 22 年 3 月卒業見込みの者及び平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの卒業生（過年度生を除く）

②通常の課程による 12 年の学校教育を平成 22 年度 3 月修了見込みの者

③文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成 22 年 3 月修了見込みの者

また、推薦要件として、「調査書の平均評定値が 3.5 以上の者」「合格した場合、本学への入学を確約できる者」の 2 項目を明示している。

【社会人選抜】

出願できる者は、平成 22 年 3 月 31 日までに 22 歳に達し、社会人の経験（アルバイト・パート不可）を 3 年以上有する者で、次のいずれかに該当する者。なお、社会人には家業従事期間を含む。ただし、定時制、夜間、通信制以外の学校（大学、短期大学、専門学校、

予備校等)の在学期間は含めない。

①高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

②通常の課程による12年の学校教育を修了した者。

③学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成22年3月31日までにこれに該当する者。

【一般入試】

平成22年度大学入試センター試験のうち、本学の指定する教科・科目を受験した者で、次のいずれかに該当する者。

①高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成22年3月卒業見込みの者。

②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成22年度3月修了見込みの者。

③学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成22年3月31日までにこれに該当する者。

【3年次編入学】

各学科の出願資格は以下のとおりである。

(1)栄養学科

栄養士免許に必要な単位を取得した者、または取得見込みであって、以下のいずれかに該当する者。

①大学または短期大学を卒業した者、または平成22年3月卒業見込みの者。

②専修学校専門課程を修了した者、または平成22年3月修了見込みの者。(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間数が1700時間以上であること。また、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(2)看護学科

看護師免許を有する者、または看護師国家試験受験資格を有する者であって、以下のいずれかに該当する者。

①看護系短期大学(3年制、2年制)を卒業した者、または平成22年3月卒業見込みの者。

②看護系専修学校専門課程を修了した者、または平成22年3月修了見込みの者。(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間数が1700時間以上であること。また、学校教育法第90条の第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(3)社会福祉学科

以下のいずれかに該当する者。

①大学又は短期大学を卒業した者、または平成22年3月修了見込みの者。

②大学に2年間以上在学し、62単位以上を修得した者、または平成22年3月31日までに取得見込みの者。

③福祉系専修学校専門課程を修了した者、または平成22年3月修了見込みの者。(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間数が1700時間以上であること。また、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

本学が求める学生像は、「保健・医療・福祉関係の職に携わる職業人としての適性と自主自立の気概を有し、自己の目標実現に向け努力する学生」であるが、アドミッション・ポリシーと題してこれを大学案内やホームページ(資料2)等に明示してはいない。ただし、教育の基本方針については、これら媒体のトップページに明示・強調している他、高校進学相談会での生徒面談や高校訪問での進路指導教員面談、オープンキャンパス等においても説明し強調している。特にその第一項「連携教育の推進」は本学の最大の特色とすべき目標でもあり、それに賛同あるいは関心のある入学者をできるだけ多く受入れることが、その達成にとっては望ましいからである。

本学ではすべての形態の入試において面接試験を行っているが、その中で、本学への志望動機を訊ねると、ほとんどの受験生が本学のアドミッション・ポリシーをある程度理解していると思われる回答をしている。

障がいをもつ入学志願者については、学生募集要項に「本学に入学を志願する者で障がい等(学校教育法施行令第22条の3に定める程度)を有する者は、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、出願の前に名寄市立大学教務課広報入試係に連絡し、相談してください」と記載している。これまでは、障がいをもつ入学志願者が事前相談した例はない。

以上のように、学生の受け入れ方針は、基本的な事柄については学生募集要項に明示している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

【入学定員】

本学の入学定員は、栄養学科40名、看護学科50名、社会福祉学科50名、計140名、3年次編入学計15名(栄養学科3名、看護学科5名、社会福祉学科7名)である。

①一般入試

前期、後期の分離分割方式で実施している。募集人員は各学科入学定員の6割である。大学入試センター試験の試験科目は各学科とも前期、後期共通で、栄養学科は4教科4科目または3教科4科目、看護学科は4教科4科目、社会福祉学科は3教科3科目である。これらの教科目試験の得点と2次(本学個別)試験で実施する小論文、個人面接の評価点を合計し合否を判定している。配点は各学科とも大学入試センター試験各科目100点、2次試験100点(小論文80点、面接20点)である。

②推薦入試

募集人員は各学科とも入学定員の4割であるが、このなかに地域指定枠を設け、募集人員を栄養学科では3名、看護学科と社会福祉学科では各5名としている。指定範囲は上川北部圏(名寄市他広域市町村圏内7市町村)に立地する高校である。評定平均値3.5以上の現役・専願を出願資格とし、調査書、小論文、個人面接の評価を点数化した上で総合的

に判定し選抜している。配点ウエイトは調査書 1、小論文 2、面接 1 である。

③社会人選抜

大学入試資格を有し 22 歳以上で 3 年以上の職歴を有することを出願資格とし、エントリーシート、小論文、個人面接の評価を総合的に判定し選抜している。

④3 年次編入学

選抜は平成 20 年度入試から行っている。募集人員は、栄養学科 3 名、看護学科 5 名、社会福祉学科 7 名である。栄養学科と看護学科の出願資格には当該学科が付与する免許・資格に関わる要件があるが、社会福祉学科にはそうした要件はなく、社会福祉系以外の短期大学や大学からも出願することができる。選抜方法はこの出願資格の相違を反映し、栄養学科と看護学科では「学力検査（学科の専門分野科目と英語）、小論文、面接の評価点及び提出書類を総合的に審査し判定する」、社会福祉学科では「小論文、面接、志望理由書、成績証明書の評価点及び提出書類を総合的に審査し判定する」としている。

【入学者選抜状況】

入学者選抜状況は大学基礎データ表 4 のとおりである。まず、大学入試センター試験利用の一般入試（平成 19 年度以降）について実質倍率をみると、栄養学科では一般前期が 1.8 倍（平成 20 年度）～2.6 倍（平成 22 年度）、一般後期が 1.5 倍～3.5 倍、看護学科では一般前期が 2.1 倍（平成 21 年度）～4.6 倍（平成 19 年度）、一般後期が 2.6 倍～10.5 倍、社会福祉学科では一般前期が 1.6 倍（平成 21 年度）～3.5 倍（平成 22 年度）、一般後期が 1.8 倍～7.8 倍となっている。一般前期は募集人員が最多の試験種であることから、倍率とその変動には特に注意を要する。栄養学科と社会福祉学科では 2 倍台、時には 1 倍台と高倍率ではないものの変動幅は小さい。看護学科では 2 倍台～4 倍台と 3 学科のなかでは相対的に高倍率であるが変動幅が大きい。

一般前期に次いで募集人員の多い推薦入試の倍率をみると、栄養学科では 2.7 倍（平成 21 年度）～4.1 倍（平成 22 年度）、看護学科では 2.4 倍（平成 21 年度）～5.2 倍（平成 22 年度）、社会福祉学科では 1.0 倍（平成 22 年度）～1.6 倍（平成 21 年度）となっている。栄養学科と看護学科の倍率は、推薦入試としては総じて高倍率といえるが、社会福祉学科ではほとんど無競争に近い低倍率である。推薦入試に設定されている地域指定枠の倍率（「入学者選抜の状況（表 5-2）」（資料 3 2）の推薦（ ）内）は、栄養学科の 2.7 倍（平成 22 年度）を除き各学科とも 1 倍台の低倍率である。栄養学科と看護学科では一般枠と地域枠に大きな倍率差が生じている。

社会人選抜については、各学科ともに志願者がいたのは開学初年度（平成 18 年度）に限られ、以降、栄養学科と社会福祉学科には志願者がいない。看護学科では複数名の志願者が継続し、特に平成 22 年度には 12 名へと増加している。看護学科の合格者数は募集人員の範囲の数名であり、合格者がいない年度もある。

3 年次編入学は平成 20 年度から実施している。各学科ともに志願者がいたのは実施初年度に限られ、以降 2 ヶ年の志願者は、栄養学科では 0、看護学科では 1 名である。社会福祉学科では複数名の志願者が継続し、3～5 名の合格者が出ている。社会福祉学科の志願者は、主に本学の短期大学部児童学科と他公立短期大学社会福祉学科の学生である。

各年度の入学者数は、平成 22 年度社会福祉学科の 57 名を除けば各学科とも入学定員を

若干超えるか同数の範囲である。学部総数では144名～153名で、入学定員140名を若干超える入学者数となっている。入学者の道内・道外比率は学科間で大きく異なり、看護学科では道内比率が各年度ともほぼ90%であるのに対し、社会福祉学科では平成18年度の70%強を除き60%前後、栄養学科では平成20年度の70%を除き50%前後となっている。学部総数の道内比率は各年度とも70%前後である（「入学者選抜の状況（表5-2）」（資料32）参照）。道外入学者は岩手県が最も多く、青森県がこれに次いでいる。

【学生募集方法】

学生募集のために行っている広報活動は、以下のとおりである。

①大学案内の作成・配布、ホームページへの情報掲載

本学の教育理念、カリキュラムの特色、学科案内（付与資格・免許、カリキュラム等）学生生活、サークル、Q&A（学生生活、入試関連情報等）、入試結果（倍率、合格最低得点等）、次年度入学者選抜要項の概要等で構成する大学案内を作成し、入手希望者の他、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等で配布している。また、道外高校を対象に、在籍学生の卒業高校と過去3ヶ年に受験生がいた高校に限り大学案内を郵送している。ホームページには大学案内の情報と入学者選抜要項及び学生募集要項を掲載している。

②受験情報誌への広告掲載・情報提供

受験情報誌への有料広告掲載は、費用対効果を考慮し、高校に無料配布される5誌ほどに限定している。受験情報企業等からの情報提供の要請には積極的に応えている。

③高校訪問の実施

本学への理解を高校側に深めてもらうための最も有力な広報活動が高校訪問である。本学教員が高校を訪れて進路指導教員と面談し、教育理念や学科案内、入試データ、学生生活、就職支援活動等、大学全般の情報を伝えるとともに、進路指導教員との入試に関する意見交換や高校の進路情報等の入手を行っている。対象高校数は、例年、道内の高校120校余り、東北の高校80校余り、計200校余りである。

④オープンキャンパスの開催

年2回、7月と8月に開催している。学部説明（学科構成、教育理念・カリキュラムの特色、入試制度・入試結果等の説明とQ&A）と各学科説明の二部構成で、各学科説明は、模擬授業体験、学科に関するQ&A、在学生との懇談、キャンパス案内等、各学科の独自企画で行っている。また、最近とみに多くなった同伴保護者を対象に「保護者進学相談」（希望者対象のブース形式による個別質疑応答）を、平成20年度から各学科説明の時間帯に行っている。

⑤進学相談会への参加、出前進学相談会の開催

受験情報企業や高校が開催する進学相談会への参加要請は多いが、派遣する説明要員の確保、費用、志願者獲得の可能性等を考慮し、全道各地の相談会に年30数回ほど参加している。また、平成21年度からは出前進学相談会（本学が出向いて開催）を道内の主要都市で年7回ほど開催している。

⑥高校教員の本学訪問への対応

高校教員の本学訪問が年に10回近くあり、学部・学科の教育内容や入試制度、学生の生活環境等を説明し意見交換をしている。ほとんどが東北の高校からである。

【入学者選抜の実施体制】

全学(短期大学部を含む)の入学者選抜を実施するために、二つの機関を設置している。一つは、入学者選抜に関わる重要事項を審議する入試センターで、以下の事項について審議する(「名寄市立大学入試センター規則」(資料33))。

- ・入試制度の基本方針の策定、入学者選抜方法の企画及び開発に関すること
- ・入学者選抜に係る広報、調査、研究及び分析に関すること
- ・入学試験に関する諸問題の検討及び処理に関すること
- ・試験問題の作成及び出題者の委嘱に関すること
- ・合格者の判定に関すること
- ・その他入試に関すること

学長を長とし、学部長、短期大学部長、事務局長、教務部長、学生部長、各学科長(短期大学部児童学科長を含む)、教養教育部長、入試運営委員会の長、入試広報委員会の長から構成されている。入学者選抜に関わる重要事項はすべて、入試センターの審議を経て教授会に諮られる。

もう一つは、入学者選抜試験を実施・運営する入試運営委員会である。これは入試センターの下に設置されている。入試センター長が委嘱した委員で構成され、以下の業務を担う。

- ・選抜試験の運営及び実施に関すること(大学入試センター試験の対応を含む)
- ・学生募集要項等の作成に関すること
- ・試験問題の作成、問題及び答案の管理に関すること
- ・判定に係わる成績書の作成に関すること

問題作成・採点、問題点検、試験監督、面接の担当員は、入試センター長が入試運営委員会の意見を聴き委嘱する。

【入学者選抜における公正性を確保するための措置】

公正性を確保するために行っている主な措置は、以下のとおりである。

問題作成者の氏名は入試センター委員と入試運営委員及び作成者だけ、試験問題は作成者と問題の点検及び印刷を担当する入試運営委員だけが知り得る事項である。この秘密保持を徹底するため、当該者には誓約書の提出を求めている。

面接にあたっては、判断の偏りをできるだけ小さくするよう、観点及び評価ポイントとそれに基づくいくつかの共通質問項目を設定し行っている。

小論文の採点にあたっては、評価の観点別に減点要素と加点要素を細かく定め、それに従って複数の担当教員で採点している。担当者間で評価の違いが大きな場合は、第三者の採点担当員を加えて協議し決定している。採点は、受験者を特定できないように氏名・受験番号を伏せて行っている。

また、教授会における合否判定も受験番号のみで行っている。

【入学者選抜における透明性を確保するための措置】

透明性を確保するために行っている主な措置は、以下のとおりである。

配点は、入学者選抜要項、ホームページ、大学案内に掲載している。

すべての試験種で問題の持ち帰りを可としている。小論文については、評価の観点、課題文の出典及び使用した箇所第一段落と最終段落の文章をホームページに掲載している。

一般入試と推薦入試については、入試結果をホームページと大学案内に掲載している。一般入試では実質倍率及び合格最低・平均・最高の得点率を総合点、大学入試センター試験、本学個別の2次試験の別に掲載している。推薦入試では、実質倍率と総合点の合格最低・平均・最高の得点率、合格最低評定値を掲載している。社会人選抜と3年次編入学の受験者はいずれも少数であり、個人情報保護のため、入試結果は社会人選抜の受験者数と合格者数のみを掲載している。

入試に関わる個人成績を当該者の請求に基づき開示している。開示内容は一般選抜と推薦選抜では総合点と順位、社会人選抜では評価結果である。これまでの請求件数は年40～50件で、ほとんどが入学者からのものである。

入試結果に関する各種データと、小論文の答案に見られる読解力や文章作成の技術・能力上の問題点を、高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等の広報活動で積極的に説明している。後者は透明性を確保するとともに、本学への志願・入学候補者の能力向上を期待しての措置である。

【入学者選抜の検証体制】

入学者選抜の検証作業は、入学者選抜の実施体制の項で述べた入試センターが所管する（入試センターの審議事項：入試制度の基本方針の策定、入学者選抜方法の企画及び開発に関すること）。これまで検証作業として定期的に行ってきたのは、小論文及び面接が選抜に有効に機能しているか、また、有効に機能するのに妥当な小論文問題であったかの二点である。合格者と不合格者及び受験者総数の得点分布を比較し判断している。また、不定期ではあるが、面接者間及び面接グループ間における評価の差異を検討し、観点と評価ポイントの明確化、それに基づくいくつかの共通質問項目の設定等の改善を行っている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 入学定員と入学者数

入学定員は、栄養学科40名（他に編入学定員3名）、看護学科50名（他に編入学定員5名）、社会福祉学科50名（他に編入学定員7名）、学部計140名（他に編入学定員計15名）である。各年度の入学者数は、栄養学科では40～42名、看護学科では52～54名、社会福祉学科では51～57名、学部総数では144～153名である（「入学者選抜の状況(表5-2)」(資料32)）。入学者数の入学定員対比は、栄養学科1.00～1.05、看護学科1.04～1.08、社会福祉学科1.02～1.14、学部総数では1.03～1.09となっている。

3年次編入学の入学者数は、平成20年度が4名（看護学科1名、社会福祉学科3名）、同21年度と22年度が各3名（いずれも社会福祉学科）である。

2) 収容定員と在籍学生数

平成22年度5月1日現在の在籍学生総数は607名であり、収容定員（590名）対比は

1.03 となる。学科別の収容定員対比は、栄養学科が 0.99（在籍学生数 164 名、収容定員 166 名）、看護学科が 1.04（在籍学生数 218 名、収容定員 210 名）、社会福祉学科が 1.05（在籍学生数 225 名、収容定員 214 名）である。

3)退学者

平成 18～21 年度までの退学者総数は 14 名である。学科別では栄養学科 4 名、看護学科 4 名、社会福祉学科 6 名で、年度別では平成 18 年度 4 名、平成 19 年度 6 名、平成 20 年度 2 名、平成 21 年度 2 名となっている。平成 20 年度までの退学者 12 名は、いずれも開学初年度（平成 18 年度）の入学生である。退学理由は、12 名のうち 10 名が進路変更（他学への編入学 1 名を含む）で、他の理由では体調不良が 1 名、家庭の事情が 1 名となっている。平成 21 年度退学者 2 名の退学理由は、進路変更が 1 名、その他が 1 名である。

退学手続きは以下の手順で進められる。学生は先ず、学科のクラス担任または学科長に相談し、相談を受けた教員は退学意思変更の可能性や在学継続のための方途の有無を話し合いのなかで確認する。その後、学科会議に報告・協議し、教授会の議を経て承認される。なお、相談窓口はクラス担任や学科長に限らない。教務委員や学生委員の教員、時には実習担当の教員等、当該学生にとって最も身近にいる教員が適宜窓口となっている。

開学後 3 ヶ年の退学者は全てが開学初年度入学生であり、退学理由はほとんどが進路変更であった。新設の公立大学ということに入学チャンスを求め、それを優先して、必ずしも自らの志望にこだわらない、あるいは志望が判然としないまま志願し入学した者、いわゆる不本意入学者が少なからずいたことがこの最大要因と考えられる。また、退学者の 7 割は開学後 2 ヶ年間に集中しており、当時、学生に対する相談体制が十分に整っていなかったことも要因と考えられる。

（4）学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

このことについては、自己点検評価委員会で定期的に検証し、毎年、自己点検評価報告書を作成し公表している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

大学基礎データ表 3 に示したように、2006 年度及び 2010 年度の社会福祉学科の推薦入試で志願者数が入学定員を下回った以外は、推薦入試及び一般入試（前期・後期）とも志願者数が入学定員を上回っており、受験者数はほぼ安定している。高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会への参加、出前進学相談会の開催などの努力が、受験者数の確保につながっている

②改善すべき事項

これまで、本学が求める学生像について具体的に明示していなかった。このことについては、ホームページに掲載するとともに、平成 23 年度作成する大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項に必ず記載する。

3. 将来に向けての発展方策

①効果が上がっている事項

入学者選抜状況については、これまでの結果を概括すると次のことが言える。本学の一般選抜前期試験における入試倍率とその変動は、当該学科の専門分野に対する受験生人気度の高低、大学入試センター試験の平均点の上下、予備校による本学の入試予想難度の上下という三つの要因の作用で概ね説明できる。受験生人気度は、看護学科が高位、栄養学科が中位、社会福祉学科が低位である。大学入試センター試験の平均点は、下降すれば志願先選択が慎重になり本学には有利、上昇すれば強気の志願先選択になり本学には不利に作用する。入試予想難度は前年度の入試難度をベースにしており、高く予想されれば志願者に敬遠され倍率下降、逆に低く予想されれば倍率上昇に作用する。経験的に言って、各学科がこれまでの実質倍率を今後も維持すれば、定員確保上も選抜機能上も問題は生じないと考える。

②改善すべき事項

現行の入学者選抜方法には二つの検討課題がある。一つは一般選抜における大学センター試験の科目数である。現行の指定科目数は、国公立大学のなかでは少ないグループに属する。栄養学科が4教科4科目または3教科4科目、看護学科が4教科4科目、社会福祉学科が3教科3科目である。これが入学後の学業成績とどのように関連するのかを、推薦選抜による入学を含めて追跡調査し、入学者選抜方法全体の検証・検討を行う必要がある。この課題は、入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準を明文化する課題とも連動する。

二つ目は推薦選抜における地域指定枠の募集人員の妥当性である。本学が立地する地域の進学需要に対応し、地域で活躍する人材を育成するという趣旨からこの枠を設定しているが、低倍率でかつ一般枠との倍率差が大きければ、公平性の問題と学力維持の問題が生じる。定期的に地域指定枠の募集人員の妥当性を検討しなければならない。

4. 根拠資料

資料2 「名寄市立大学ホームページ」(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)

資料3 1 「入学者選抜方法の概要(表5-1)」

資料3 2 「入学者選抜の状況(表5-2)」

資料3 3 「名寄市立大学入試センター規則」

VI 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を定めているか。

「名寄市立大学及び名寄市立大学短期大学部学生がその学生生活の向上を図るための権利、義務及び生活規範を定めるものである」という主旨に基づいて、「名寄市立大学学生生活規程」(資料34)が設けられている。その第4条において「学生は、必要に応じて学生部、学生委員会、保健福祉センター、就職・進路委員会、人権相談委員会等に相談することができる」、さらには「相談を受けた個人若しくは機関は、学生のプライバシー等を尊重しつつ、誠実に相談内容に応じ、学生を支援することとする」と定めている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

①留年者及び休・退学者の現状把握と対処

休学については、「疾病その他の事由により引き続き3箇月以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる」(名寄市立大学学則第41条)、また退学については「退学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない」(名寄市立大学学則第47条)と規定されており、教授会において学長から議案として提出される。これにより、当該学生の休学・退学が全教員に周知されることになる。留年者についても、進級判定教授会・卒業判定教授会において審議されるため、全教員が把握している。

休学届、退学届はそれを希望する学生が事務局学生課に提出するが、担当職員は「学科長の了解を得ているかどうか」、「教員と相談したかどうか」等を確認し、教員と接触すること無しに提出しに来た場合、担当職員は速やかに学生が所属する学科の学科長、学生委員に連絡をすることになっている。

留年者、休学者に対する指導担当教員は、各学科において当該学生にとって誰が最善なのかという観点から協議され、決定される。

②補修・補充教育に関する支援体制とその実施

基礎的能力を著しく欠いた学生の存在が認められないため、補修・補充教育は実施していない。しかし、日本語リテラシーの修得を目的として「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」を必修科目として1年次に開講している。

③障がいのある学生に対する修学支援措置

施設のバリアフリー化の一環として、本館と恵陵館には階段昇降機、新館にはエレベーターが設置されている。開学以来、障がい学生が在籍したことがないため修学支援の経験はない。しかし、そうした学生に対応するために、『入学者選抜要項』に「障がいを有する入学志願者は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、本学に出席する以前に大学事務局教務課広報入試係まで連絡し、相談して下さい」と明記されている。

④奨学金等の経済的支援措置

本学独自の奨学金制度は無い。そのため、奨学金を必要とする学生は日本学生支援機構や出身地方自治体の奨学金制度（特に看護学科学生を対象としたもの）を利用している。これら奨学金制度を学生が利用する際は、事務局学生課と学生委員が連携をとりながら事務的手続を行っている。また、奨学金制度の周知は掲示により行っている。

ちなみに、2010年度在籍学生 599 名のうち 340 名（56.8%）が日本学生支援機構の奨学生になっている。

また、授業料等の減免制度による経済的支援を講じている。これは、「名寄市立大学の授業料等徴収条例」（資料 3 5）第 4 条「市長は、規則で定める事由があるときは、授業料及び施設整備費を減額し又は免除することができる」を根拠とした制度である。入学後に、学業成績が優秀で、かつ以下のいずれかに該当する場合、申請することができる（「名寄市立大学の授業料等減免に関する取り扱い内規」（資料 3 6）第 2 条）。

- ・学費等を主として負担している者が生活保護法第 6 条第 2 項による生活保護を受けている場合。
- ・私費外国留学生として入学を許可された者。
- ・家屋の焼失・流失・倒壊等により生活の維持が著しく困難となった世帯。
- ・田畑・山林・営業所等を失い、生計の維持が著しく困難となった世帯。
- ・生計主体者の死亡・負傷・疾病等により収入が減少し、生計の維持が困難となった世帯。
- ・その他、前各号と同等の状況にあると認められた世帯。

この制度については、入学時のオリエンテーションで周知し、希望者に対しては事務局が具体的な申請方法等について説明している。申請件数は増加傾向にあり、減免に対する一定の基準を設定し、選考機関（学生部長、学生委員会、事務局）における審査を経て、措置を決定している（同取り扱い内規第 4 条）。なお、2010 年度にこの制度の利用を申し出た学生数は 82 名で、授業料等減免措置を受けた学生は 64 名（78.0%）である。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

2009 年 6 月に学生部・学生委員会の合同で実施した「2009 年度名寄市立大学学生生活実態調査」（資料 3 7）の結果を見ると、1 ヶ月の支出額について 1～4 学年を平均すると、栄養学科 97 千円、看護学科 121 千円、社会福祉学科 111 千円であった。一方、学生の家庭からの仕送りの平均は、栄養学科 46 千円、看護学科 52 千円、社会福祉学科 50 千円であった。仕送りのみで就学が可能な学生は、栄養学科 43.4%、看護学科 43.5%、社会福祉学科 40.0%であり、本学の半数以上の学生が仕送りのみでは生活できないことが明らかになった。また、家庭からの仕送りのない学生は、栄養学科 19.9%、看護学科 23.1%、社会福祉学科 25.2%であった。すなわち、本学の半数以上の学生は、生活費の足りない部分を奨学金及びアルバイト収入で穴埋めしてやりくりしているのが実態である。

①学生の住環境に対する配慮

本学では、「学生に修学上の便宜を与え、学生生活をより充実させることを目的」として学生寮を設置している（「大学学生寮条例」（資料 3 8）第 1 条）。使用料は月額 2 万 5000

円であり（同条例第5条）、これも減免の対象となっており、「市長は、特別の理由があると認められた者には、学生寮の使用料を減免し、又は納付を猶予することができる」と定められている（同条例第6条）。「学生寮の管理運営に関する基本的な事項は、学生部及び学生委員会において審議」（名寄市立大学学生寮規程第2条）され、学生部長が「学生寮の維持運用等を掌理する」（同規程第2条）となっている。

また、学生が居住する民間のアパート・下宿について、入学予定者にこれらの物件リストを郵送している。このリストに掲載される物件は、本学が提示した諸条件（たとえば契約期間は1年）に合致したものだけであり、学生が不利益を被るような業者の物件は除外されている。さらに、学生から苦情の訴えがあった民間アパート・下宿の経営者に対しては、学生部及び学生委員会が改善を求めるなど厳しく指導している。

②学生の人権の保障・ハラスメントの防止のための措置

本学では、「本学構成員及び関係者が、人権侵害（セクシャル・ハラスメント等）や勉強上及び生活上不当な不利益を受ける事なく、心理的にも身体的にも安全で快適な環境において学び、研究・教育し、働くために」という主旨から、『名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン』を定めている。そこでは防止に対する大学の責任と役割が明記され、人権相談委員会、人権擁護委員会が設置されている。

人権擁護委員会の任務は以下の通りである。

- ・ ハラスメント防止のための研修、啓発活動を企画・実施する。
- ・ 人権相談委員会に対して適切な相談活動が行われるよう支援する。
- ・ 当事者の意志に基づき人権相談委員会から要請があった場合には、人権相談委員会との合同会議を開いて問題解決について検討しなければならない。
- ・ 人権相談委員会との合同会議を受けて、調整や通知及び人権擁護とハラスメントに関する調査委員会設置の勧告のうち、いずれかの紛争処理を行う。
- ・ 人権擁護とハラスメントに関する調査委員会からの報告を受け、その後の適切なケアを行うとともに人権相談委員会に対して経過を報告する。事案によっては、大学がとるべき必要な措置について学長に勧告する。

また、人権相談委員会の任務は以下の通りである。

- ・ 相談者からの相談・申し立てを受け、必要に応じて当事者に対する助言等、当該問題の解決に必要な支援を行う。
- ・ 相談者からの相談・申し立て事項について、相談者の同意に基づいて人権擁護委員会に報告し、人権擁護委員会との合同会議により当該問題の解決に向けて検討する。

『名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン』は、入学時に配布する「学生生活ガイドブック」に掲載されるとともに、新入学生ガイダンスにおいて学生に周知している。また、ハラスメント防止や人権意識の向上を目的として、人権擁護委員会が企画する教職員及び学生向けの研修会を開催している（表6-1）。

表 6-1 人権擁護研修会のテーマと講師

2006年12月13日 「大学におけるセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント」 小坂祥司氏（弁護士）
2007年5月18日 「知っていますか？キャンパス・ハラスメント」 秀嶋ゆかり氏（弁護士）
2008年7月22日・23日 「ハラスメントのない安心できる生活と環境を求めて－互いの人権を尊重して－」 内田信也氏（弁護士）
2009年10月15日・16日 「これって、ハラスメントじゃない？」 ハラスメントのない安心できる生活と環境を求めて 横湯園子氏（中央大学文学部教授）

③心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

名寄市立大学保健福祉センターを設置している。これは2006年4月に開設され、2007年7月には診療所登録（内科・小児科）をした。

「名寄市立大学保健福祉センター規程」（資料8）第3条において、「センターは、名寄市立大学の学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的とする」と述べられ、以下の保健管理業務が同規程第4条において明記されている。

- ア 保健管理に関する実施計画の企画・立案
- イ 定期及び臨時の健康診断の実施（委託を含む）ならびにその事後措置
- ウ 学内の衛生環境及び感染症の予防についての指導
- エ 健康管理に関する調査研究
- オ 応急処置
- カ その他、健康の保持・増進に必要な専門的業務

さらに、同6条において「センターにはセンター長、医師、相談員、看護師その他必要な職員を置く」ことが示され、現在、医師免許を有する本学専任教員がセンター長の任にあたっている。

④心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためのカウンセリング等の指導相談体制。

心身の健康及び保健衛生に係る相談等については、名寄市立大学保健福祉センターの業務として明記され（「名寄市立大学保健福祉センター規程」第4条）、センター長（医師・専任教員）、看護師（2名・常勤嘱託）、相談員（本学専任教員3名、学外者2名）が担当している。2009年度まで、平日16:30～18:00に定期相談を設置し、月曜日は学内教員で、火～金曜日は学外相談員で対応していた。しかし、学内の教員には相談しづらいことも多いものと考えられるため、2010年度からは平日9:00～16:30には看護師が受け

て学内外の相談員につなげる、平日 16:30~18:00 には学外相談員が対応している。さらに、今年度 10 月より電話で相談を受け付ける学外相談員を 1 名配置している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

①進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

後述するように、本学の進路支援組織は事務組織としての就職係以外に、各学科の教員で組織される全学就職進路委員会と、学科内における支援を行う学科内就職進路委員会で構成されている。

全学就職進路委員会では、開学当初は就職活動をする学生がいなかったことから、関連企業・施設に学部・学科の紹介をすることで、本学の存在を周知してきた。2008 年度から「就職活動の流れ」、「履歴書・エントリーシートの書き方」、2009 年度から「就職活動報告会」など、学年に応じた就職ガイダンスを実施しているほか、2008 年度からは「合同病院説明会」を実施している。この説明会では全国各地から約 70 施設が参加をしており、学生も 100 名程度が参加している。この他、2008 年度からは「公務員対策講座」を実施している。この講座は基礎編、応用編、実践編の 3 部構成にしており、地方公務員初級から地方公務員上級程度まで目的に合わせて受講できるような設定をしている。また、2009 年度からは就職担当の専門職員（嘱託）を配置して、学生の就職相談に対応している。

学科内就職委員会では、入学時のガイダンスをはじめ、各年次において進路希望調査を実施し、学生の希望に応じた指導を行っている。また、本学は資格と進路選択との関係が強いと、管理栄養士、看護師、保健師、社会福祉士などの国家試験対策として、対策講座、模擬試験、e-ラーニングなどを実施している。また、模擬試験に関しては 4 年次生に対して学生支援の名目で後援会費から 1 人あたり最大 5,000 円を補助している。

求人情報は事業所からの求人票を進路資料室に掲示する他、職種分野別にファイリングしたものを常置している。また、インターネット上で求人概要を閲覧できるため、学外においても情報の入手が可能である。

②キャリア支援に関する組織体制の整備

「名寄市立大学就職進路委員会規程」（資料 40）第 1 条において、「名寄市立大学学則第 19 条に基づき、名寄市立大学就職進路委員会（「全学委員会」）を置き、各学科に就職進路委員会（「学科委員会」）を置く」と明記されている（同規程第 2 条第 1 項）。

全学委員会は以下の事項を所管している。

- ・ 学科委員会より提起された事項に関すること。
- ・ その他就職進路に関わる全学的な事項に関すること。

また、学科委員会は以下の事項を所管する（同規程第 2 条第 2 項）。

- ・ 就職進路指導及び相談に関すること。
- ・ 就職進路開拓及び斡旋に関すること。
- ・ 就職進路情報及び資料の収集に関すること。
- ・ その他就職進路に関すること。

さらに、委員会の庶務は事務局学生課就職係において処理され（同規程第 4 条）、学生に対する日常的指導は、各学科の就職進路委員の他に就職進路相談室において専門職員 1

名が行っている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉生活支援及び修学支援に関して

「2009年度名寄市立大学学生生活実態調査」から明らかなように、本学の学生の経済状態は決して豊かではない。一方、2009年度に在学していた学生を対象に実施した『学生生活満足度調査』の結果では、「あなたは本学に入学してよかったですか。あなたの気持ちに最も近いものを選びなさい」という質問に対して、「とても満足している」14.0%、「まあ満足している」52.6%、「どちらともいえない」19.7%、「あまり満足していない」9.2%、「全く満足していない」1.7%と言う回答を得た（『学生生活満足度調査』Q9）。これは、本学が「学生の必要に応じて学生部、学生委員会、保健福祉センター、就職・進路委員会、人権相談委員会等に相談することができる」環境を作り、「相談を受けた個人若しくは機関は、学生のプライバシー等を尊重しつつ、誠実に相談内容に応じ、学生を支援する」といった基本方針に則った活動が成果を上げているものとして捉えられる。

退学者数も2007年度6名、2008年度・2009年度各2名と漸減傾向にあり、その数も多くない（大学基礎データ - III学生の受け入れ - 1.学部・学科の退学者数）。このように、ほとんどの学生が退学することなく卒業しているというのも、学生支援に対する取り組みの効果として取り上げられよう。また、退学者の内、「経済的理由」をあげた者は皆無であり、これは授業料減免制度等の経済的支援が一定程度救済に機能しているものと考えられる。

さらに、ハラスメントに対する取り組みも成果を上げている。2009年度、2名の学生から教員によるアカデミックハラスメント（調査によってセクシャルハラスメントにも該当していることが明らかになったが）の訴えがあり、人権擁護委員会及び人権相談委員会がそれを誠実に受けとめ調査にあたった。両委員会の学生に対する適切な支援によって、一時は不登校状態にあったが、現在は両名とも正常に修学している。

〈2〉心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に関して

開学以来、保健福祉センターの体制整備が同センター規程に基づいて着実に進められてきている。

2010年度から、それまで午前中不在であった看護師を、平日は常駐させるようにした。そのため、学生の心や人間関係の相談及び体に関する相談への対応、生理痛・頭痛・腹痛等の体調不良、軽い擦り傷・切り傷、軽い捻挫、湿疹などに対する応急処置が適切に行われるようになってきている。また、同センターは診療所でもあり、視力計やオージオメーターを備え、健康診断書を発行できる体制が整備できた。

健康教育にも力が注がれている。学内3か所にAEDが設置されたことを契機として、看護学科教員の協力を得て、パーソナルトレーニングキットを利用した救急救命講座が開かれ、それをほとんどの在学生在が受講している。さらに、2009年度は9号まで発行された「保健福祉センターだより」は学生及び教職員に対する健康への意識を高めている。

また、感染症対策も適切に行われている。新入生、編入生、1965年4月1日以降に生

まれた新任教職員を対象に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B・C型肝炎についての既往調査を実施し、必要な者に対しては抗体検査を行った（看護学科は全項目、社会福祉学科は麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、栄養学科は麻疹、B型肝炎）。抗体価が低い者には医療機関への紹介状を発行し、予防接種を受けるように指導している。こうした抗体検査は、学生の実習先からも求められており、時代の要請に即応した対策を講じることができている。

②改善すべき事項

〈1〉学生寮に関して

経済的な学生支援として一定の役割を果たしていると考えられるが、現在の入寮定員は39名（室）である。併設短期大学部の学生寮でもあり、入寮を希望してもそれが叶わない学生も少なくない。ちなみに、2010年度4月に入寮できたのは、希望者30名の内、13名（43.3%）であった。

〈2〉就職支援に関して

2010年3月に初めての卒業生を送り出した。学科別に就職状況について述べる。

・ 栄養学科

卒業生は38名であった。2010年4月現在、栄養士として就職した者28名（73.7%）、大学院進学1名（2.6%）、食品関係の一般企業6名（15.8%）、就職できなかった者3名（7.9%）であった。

・ 看護学科

47名が卒業し、看護師として就職した者35名（74.5%）、保健師として就職した者6名（12.8%）、大学院進学者2名（4.3%）、その他4名（8.5%）であった。「その他」の内3名は看護師国家試験不合格者である。

・ 社会福祉学科

卒業生46名の内、41名が就職を希望した。2010年3月末日現在、就職内定を得た者は36名（87.8%）であった。その内訳は、社会福祉関係20名（55.6%）、公務員7名（19.4%）、公立学校教員4名（11.1%）、民間企業5名（13.9%）であった。

現在の経済状況の中で、ある程度の就職率を確保できたと考えている。しかしながら、「2009年度名寄市立大学学生生活満足度調査」（資料28）の結果に見るように、本学の進路・就職サポート体制に対する学生の評価には厳しいものがある。全体では、「全く満足していない」と「あまり満足していない」を合計した割合は24.6%であるが、就職活動を経験した4年生のそれは栄養学科71.4%、看護学科15.6%、社会福祉学科63.2%であった。2009年度から就職担当の専門職員を1名配置したが、まだまだ十分な就職支援体制だとはいえない。また、何れの学科も国家試験が就職と直結するため、それらの合格率の向上に努める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉経済的支援について

本学が行っている授業料減免制度は、学生への経済的支援として一定の効果を上げていると思われる。北海道の経済状況が好転の兆しを全く見せない状況の中で、経済的に困窮する学生が増加することは想像に難くない。さらなる経済的支援、これは小規模自治体が設置する本学にとって難題であるが、大学独自の減免制度の拡充や奨学金制度のあり方が検討されてしかるべきである。今後、設置者への働きかけを積極的に行っていく。また、学食や購買部を充実させることで、日常の出費を軽減できるように工夫していく。

〈2〉学生の人権の保障・ハラスメントの防止のための措置

人権擁護研修会を毎年開催し、それへの出席は「義務」とされているが、全ての教職員、学生が必ずしも出席しているわけではない。昨年度の場合、教職員の出席率 57.4%、学生の出席率 37.4%であった。「ハラスメントを未然に防止する」ことに対する教職員・学生の意識を高めるために、人権擁護研修会への出席を徹底させる。

〈3〉心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に関して

健康上の問題や障害を有する学生の学業継続支援に如何に他の組織と協力していけるかを検討していく。「名寄市立大学保健福祉センター規程」にはこの業務は明記されていないが、心身に問題を有する学生を早期に発見できるのは保健福祉センターである。このことを検討することで、さらに充実した学生支援を行うことができるようになる。

②改善すべき事項

〈1〉学生寮に関して

現在の学生寮は入寮定員が 39 名であり、学生が入寮を希望してもなかなか入れない現状である。引き続き学生寮の新築・増築について検討していく。また、学生寮に入れない学生への対応として、優良な下宿や民間アパートを開拓していく。

〈2〉就職支援に関して

大学設置基準の改定によって「就職相談窓口の充実」「ライフプランニング支援の推進」「大学における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化」が求められるようになった。本学もこれに対応して、「キャリア支援室」のような進路支援対策組織を 2011 年度に発足させる予定である。

4. 根拠資料

資料 8 「名寄市立大学保健福祉センター規程」

資料 2 8 「2009 年度名寄市立大学学生生活満足度調査」

資料 3 4 「名寄市立大学学生生活規程」

資料 3 5 「名寄市立大学の授業料等徴収条例」

- 資料 3 6 「名寄市立大学の授業料減免に関する取り扱い内規」
- 資料 3 7 「2009 年度名寄市立大学学生生活実態調査」
- 資料 3 8 「大学学生寮条例」
- 資料 3 9 「名寄市立大学学生寮規程」
- 資料 4 0 「名寄市立大学就職進路委員会規程」

Ⅶ 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では、大学設置基準第 53 条の「新たに大学を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる」により、教育研究等環境を段階的に整備してきた。

また、新図書館の建設については、名寄市の新総合計画の後期計画に位置付けられており、早くても 2012 年以降になる見通しである。

(2) 十分な校地、校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学の校地面積及び校舎面積は、短期大学部との共用を合わせてそれぞれ 72,073 m² (大学設置基準第 37 条の規定では 5,900 m²)、17,441 m² (大学設置基準 37 条の 2 の規定では 9,304 m²) となっている。

校舎等の区分は、本館棟・新館棟・恵陵館棟・体育館棟・学生会館棟に分けられ、その中に講義室 19 室、演習室 15 室、実験実習室 15 室、研究室 57 室、情報処理学習室 1 室、学生自習室 6 室、多目的ホール 1 室、図書館本館・分館が設けられている。

各施設の配置は、「2010 年度大学案内」及び「2010 年度学生生活ガイドブック」に記載のとおりである。これらの施設を利用する場合には、学生及び教職員とも学生課をとおして予約し使用することができる。

教室環境の整備については、プロジェクター、マイク、DVD、ビデオなどの AV 機器の設置及び更新を行うなど、年々充実されている。2010 年の夏は気温の上昇により、看護実習室等で軽い熱中症で具合が悪くなる学生も出たため、2011 年には看護実習室の他 3 つの教室にエアコンを設置することが決定した。

学生食堂については、テーブル、イスを増やす、テイクアウトの品目を入れるなど、学生数の増加に対応する工夫が行われている。しかし、学生数に対して狭隘であることは確かである。

学生がサークル活動を行う環境については、運動系サークルはグラウンドや体育館の使用について割り振りが決められており、計画的な活動が可能である。また、文化系サークルについても大学の空き教室等を利用して活動が行われており、現時点では大きな支障はない。

一部の学生から、「演習室を使いたくても、先輩が使っていると中に入りづらい」との声も聞かれるが、学生委員会及び学生課で今後対応策を検討していく。

表 7-1-1 建物整備状況

区分			面積 m ²
本館 (南)	1 階	管理室、図書館 (本館)、委員会室、就職相談室、研究室、調理実習室、その他	1,864.6
	2 階	理化学実験室、機器分析室、食品加工実習室、コンピュータ自習室、講義室、研究室、学生ラウンジ、	1,852.0

		その他	
	3階	地域ケア実習室、研究室、児童文化演習室、絵画工作室、ピアノ練習室、その他	1,117.1
本館（北）	1階	会議室、更衣室、研究室、その他	713.8
	2階	講義室、研究室、演習室、その他	719.7
	3階	基礎・成人・老年看護実習室、小児・母性看護実習室、倉庫、その他	691.4
新館	1階	学長室、事務室、小会議室、機械室、給食経営管理実習室、その他	1,472.9
	2階	コンピューターマルチメディア室、講義室、学生ラウンジ、カウンセリング演習室、演習室、研究室、その他	1,384.2
	3階	大会議室、サーバー室、研究室、演習室、その他	854.7
恵陵館	1階	講義室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、多目的ホール、その他	2,971.0
	2階	講義室、食品学共同実験室、精密機器室、図書館（分館）、学生共同研究室、学生ラウンジ、研究室、その他	1,868.0
	3階	講義室、栄養学・生化学共同実験室、ソーシャルワーク室、多目的ワークルーム、動物実験室、演習室、学生共同研究室、研究室、その他	1,931.6

区分	面積（建築面積）㎡	備考
運動場	29,633	H19年度 補修造成
屋内運動場（本館）	1,229.9	
学生会館	545.7	RC造 2階建
駐車場	3,865	4箇所
自転車置場	780	2箇所

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①図書

図書の選書は、購入図書の分野に大きな偏りが生ずることがないように、図書館運営委員によって一定量の専門図書の選書を実施している（全体量の30%程度）。また、専門分野の新刊図書を中心とし、業者からの見計らい図書の図書リストなどを利用し、教員の推薦や学生による希望図書をもとに収書し、特に専門分野である看護学、栄養学及び社会福祉学に関する分野の図書について網羅的に選書している。なお、洋書比率が低いため、2010年度より専門洋書の選書にも力を入れている。

2009年度末の蔵書数は75,493冊（和書73,556冊(97.4%)、洋書1,937冊(2.6%)）で、2009年度受入図書冊数は和書5,630冊、洋書60冊である。このうち開架図書数は63,620冊（全蔵書数の84.3%）である。蔵書構成（2009年度末）は、社会科学が24,373冊（蔵

書全体の 32%)、自然科学が 16,456 冊 (同 22%)、と多く、これら以外の種別はいずれも蔵書全体の 5%前後となっている。(表 7-3-1)。

②逐次刊行物 (雑誌)

本学保健福祉学部関連の購入雑誌数は、2009 度末において和雑誌 151 誌、洋雑誌 25 誌となっている。学科別にみると、看護学科関連が 84 誌、栄養学科関連が 34 誌、社会福祉学科関連が 31 誌、一般教養関連が 27 誌となっている (表 7-3-2)。2009 年度に、全教員に洋雑誌の利用調査を行い、電子ジャーナルへの移行を含めた整備方針を決定し、2010 年度より電子ジャーナル (EBSCO「Academic Search Elite」) を導入している。

③視聴覚資料

専門分野の視聴覚資料は、教員の希望により選定している。2009 年度末のタイトル数は、DVD、ビデオ、CD-ROM 等合わせて 1,358 点となっている。上位の内訳比率は、ビデオが 58%、DVD が 16%となっている (表 7-3-3)。また分野別比率は自然科学が 23%、芸術が 21%、社会科学が 18%となっている。

2009 年度末の所蔵資料は下記のとおりである (表 7-3-1,2,3)。

表 7-3-1 蔵書数 (単位: 冊)

年度	本館		分館		総和書数	総洋書数	総蔵書数
	和書	洋書	和書	洋書			
2006	44,039	1,136	18,348	552	62,387	1,688	64,075
2007	45,527	1,200	19,747	621	65,274	1,821	67,095
2008	48,489	1,250	19,437	627	67,926	1,877	69,803
2009	51,351	1,264	22,205	673	73,556	1,937	75,493

表 7-3-2 逐次刊行物 (雑誌) 数 (単位: 冊)

年度	和雑誌					洋雑誌					雑誌 総数
	栄養	看護	社会 福祉	共通	総数	栄養	看護	社会 福祉	共通	総数	
2006	15	74	24	26	139	14	7	0	0	21	160
2007	16	73	31	26	146	14	11	0	0	25	171
2008	16	73	31	27	147	14	11	0	0	25	172
2009	17	73	34	27	151	14	11	0	0	25	176

表 7-3-3 視聴覚資料数 (単位: タイトル)

年度	CD	DVD	LD	ビデオ	カセット テープ	紙芝 居	CD- ROM	総数
2006	121	85	6	763	16	84	26	1,101
2007	123	107	6	769	16	111	39	1,171

2008	123	154	6	785	16	111	39	1,234
2009	137	219	6	787	22	147	40	1,358

④図書館の規模

2006年、名寄市立大学の開設に伴い、図書館は本館・分館の二館体制で運営されている。図書本館は従来の短期大学図書館、図書分館は旧高校図書室の転用である。これは、4年制大学化に当たり本館だけでは書架・閲覧スペースが不足するための措置である。図書本館は、1988年に竣工した従来の短期大学校舎の1階に位置し、面積は448㎡である。図書分館は、1984年に竣工した旧恵陵高校校舎（2006年に大学校舎に転用・「恵陵館」）の2階に位置し、面積は189㎡、両館合計面積は637㎡である。本館に看護学科と短期大学部・児童学科の専門図書及び一般教養図書、分館に栄養学科と社会福祉学科の専門図書を配架している。本館・分館を合わせた収容可能冊数（棚板(90cm)あたり25冊として算出）は54,189冊となっている。総閲覧席数は両館合わせて、108席である。

表 7-3-4 図書館面積（単位：㎡）

総延面積	サービススペース				管理スペース		その他
	閲覧スペース	視聴覚スペース	情報端末スペース	その他	書庫	事務スペース	
637	424	9	8	47	34	94	21

⑤専門職員の配置

図書館管理運営は、図書本館3名、分館3名、計6名の図書館職員で行われている。職員はいずれも嘱託で、うち4名が司書資格を有する職員である。勤務時間をローテーションして交代勤務を行っている。

⑥開館時間

開館時間は、平日は9時～19時（学部学生の最終講義終了時間18時）としており、長期休業期間は9時～17時までである。定期休館日は土・日曜日、祝日、年末年始、館内整理日、入学式、卒業式、開学記念日とし、2010年度より試験的に土曜日開館を1回/月で実施している。

表 7-3-5 開館日数

年度	平日開館日数	土曜日開館日数	総開館日数
2006	241	0	241
2007	240	0	240
2008	239	1	240
2009	235	3	238

表 7-3-6 年間利用状況

年度	開館日数(日)	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)	一日平均貸出者数(人)	一日平均貸出冊数(冊)
2006	241	-	-	-	-
2007	240	3,311	7,567	13.8	31.5
2008	240	4,549	10,029	19.0	41.8
2009	238	5,461	12,615	22.9	53.0

⑦閲覧室の座席数

閲覧席は、本館が 60 席、図書分館が 48 席、両館合計で 108 席である。この他、図書本館の視聴覚コーナーに 3 席配置している。現状でキャレルコーナーやグループ学習室のためのスペースは確保できないため、本館、分館とも設置していない。

⑧館外貸出

本学学生には貸出期間 2 週間（教職員の場合 4 週間）、貸出冊数制限 5 冊（教職員の場合 10 冊）で館外貸出を実施し、学外者への館外貸出は、貸出期間 2 週間、貸出冊数制限 3 冊で行っている。また、閉館時を含め常時貸出図書を返却できる体制を整えている。ただし、貸出は開館時のみの対応となっている。

表 7-3-7 貸出状況（単位：冊）

年度	学生	教職員	学外者	合計
2006	7,097	545	-	7,642
2007	2,177	438	530	3,145
2008	3,469	476	387	4,332
2009	4,410	491	658	5,559

⑨情報検索設備及び視聴覚機器の配備

本館には、看護学科と短期大学の専門図書及び一般教養図書を配架している。新着図書・逐次刊行物（雑誌）書架スペースを配置し、新しい学術情報を容易に得られるようにしている。また、新聞閲覧（6 紙）スペースを設置している。受付カウンターと隣接して、事務スペースと閉架書架スペースを設け、受付カウンター付近には図書館情報検索（OPAC）用のパソコン 3 台とコピー機 1 台を設置している。これによって、図書館職員が図書検索、閉架図書の提供などを利用者きめ細やかに行える状態を保持している。OPAC 用パソコンでは蔵書検索やインターネットによる書籍検索が行える。さらに、視聴覚資料を配架し、視聴覚ブースを 3 席配置し、各種 AV 機器で視聴できるようになっている。

分館には、栄養学科と社会福祉学科の専門図書を重点的に配架している。新着図書、雑誌書架スペースを本館同様に設置している。受付カウンターに隣接して事務スペースと閉

架書架スペースを設けている。受付カウンター付近に OPAC 用のパソコン 2 台とコピー機 1 台を設置している。

図書館ホームページも開設しており、利用案内、開館カレンダーなどのコンテンツを提供している。

以前から本学図書館では国立情報学研究所の GeNii(学術コンテンツ・ポータル) にアクセスできるようになっている。また、国立情報学研究所の Webcat Plus もリンク集に掲載しており、文献、書籍等の検索を整備している。さらに、CiNii(NII 論文情報ナビゲータ；国立情報学研究所) については、定額アクセスで会員登録しており、幅広く検索が可能になっている。そのほか、「メディカルオンライン（医学文献検索サービス）」（看護、栄養学科向け）、「医中誌（医学中央雑誌）Web」（看護学科向け）、「最新看護索引 Web」（看護学科向け）、Academic Search Elite (EBSCO)、PubMed、雑誌記事索引の各種データベースや電子ジャーナルへのポータルを用意し、有用な情報源にリンク集からアクセスできるようにしている。

（４）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教室環境については、開学時に比べ AV 機器やプロジェクターが順次整備されてきている。

栄養学科の教育研究等を支援する環境としては、①調理実習室、②理化学実験室、③機器分析室、④食品加工実習室、⑤給食経営管理実習室、⑥臨床栄養実習室、⑦栄養教育実習室、⑧食品学共同実験室、⑨精密機器室、⑩栄養学・生化学共同実験室、動物実験室等が整備されている。

看護学科の教育研究等を支援する環境としては、①基礎・成人・老年看護実習室、②小児・母性看護実習室、③地域ケア実習室、④演習室等が整備されている。

社会福祉学科の教育研究等を支援する環境としては、①ソーシャルワーク室、②多目的ワークルーム、③地域ケア室、④カウンセリング演習室等が整備されている。

また、学生がゼミ活動や卒業研究・看護研究を行うための環境として、①演習室、②学生共同研究室、③コンピューターマルチメディア室、④コンピューター自習室等が整備されている。

コンピューターマルチメディア室及びコンピューター自習室のパソコンは定期的に更新され、統計処理用のプログラムソフト SPSS は常に最新バージョンが各パソコンにインストールされている。

情報処理などの演習科目の一部では、授業の補助業務を行わせるためにスチューデント・アシスタント (SA) を採用している。

教員の教育研究費については、以下のルールに基づいて申請し、配分することとしている。すなわち、教育研究費を、①教育経費・校務経費と②研究経費の 2 つに区分する。①は、当該教員が担当する授業の実施及び関わる校務を行うための、②は当該教員が意図する特定テーマの研究を実施するための費用である。①②とも、1)備品費、2)消耗品費、3)図書費、4)旅費、5)賃金・謝金、6)その他（郵便代、印刷製本費、論文投稿料、論文別刷代等の費目ごとに申請書の経費欄に記載する。ひとつの目安として基礎経費の上限を設定しており、教授・准教授・講師は 600 千円、助教・助手は 400 千円である。研究等の内容

により基礎経費の上限以上の予算を必要とする場合は、その旨を申請書に記載する。法外ではない適切な請求であれば、概ね要求額が認められるシステムとなっている。申請に基づき教育研究費を配分された教員は、原則として次年度に予算の執行状況及び研究等の進捗状況について報告書を提出することを義務付けている（「平成 20 年度教育研究費（個人）の申請について」（資料 4 1））。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

「名寄市立大学倫理委員会規程」（資料 4 2）第 1 条に「名寄市立大学学則（平成 18 年規則第 100 号）第 19 条及び名寄市立大学短期大学部学則（平成 18 年規則第 67 号）第 34 条の規定により教員等が行う、人間を直接対象とし、対象者の心身への侵襲または物理的負荷を伴う、或いは人としての尊厳に関わる可能性のある調査・実験等の研究及び教育についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的観点から審査を行うことを目的として、名寄市立大学倫理委員会を置く」と定められている。

委員会は、①保健福祉学部長、②児童学科長、③教務部長、④栄養学科長、⑤看護学科長、⑥社会福祉学科長、⑦教養教育部長、⑧事務局長、⑨学外の学識経験者で構成される。委員会は、第 6 条で「8 号、9 号の委員を含み、3 分の 2 以上の出席をもって会議を開くことができる」とされており、8 号委員は代理者の出席が認められている。また、8 号、9 号以外の委員が欠席する場合は、委任状の提出により出席に代えることができる。

これまで、倫理委員会は年 4 回開催されており、2006～2009 年は年間 30～40 の申請案件について承認の可否を検討してきた。2010 年度は申請案件が大幅に増加して、11 月現在で承認した案件は 67 件である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の校地面積、校舎面積とも大学設置基準を十分上回っている。大学完成年を迎えて授業数も増え、それに伴い講義室、演習室、実験室等の使用頻度も増加したが、恵陵体育館の改修・設備の充実や現在の教室等を調整して効率的に使用することが出来ており、現時点においては、概ね教育、研究、学生課外活動等に有効に活用されている。

学生が利用可能な情報機器及び情報サービスについては、新館・本館・恵陵館にコンピュータ 136 台を配置し、毎日 9～22 時の時間帯を使用可能とし開放していることから、レポート作成や自主学習に多くの学生が利用している。

②改善すべき事項

2010 年度に計画されている学内情報ネットワークの更新を行い、セキュリティ対策の強化と情報機器のネットワーク接続環境の整備を進め、学内情報サービスの利便性及び安全性及び効率性の向上を図る必要がある。

本学の図書館は本館・分館の二館体制で運営されている。大学開学にあわせて図書館の拡張・整備を行ってきたが、近年図書館の電子化が進み、従来の図書館の枠を超えた、高度情報化社会に対応した学術情報発信機能の充実など、学生が自主的に問題解決を行い、調査研究の成果を発信するという学習活動全般を支援するための施設・サービス、資料、

情報を提供する機能が新たに求められている。さらに、4 大開学時から予想されたことであるが、現在の蔵書数に比べて明らかにスペース不足であり、できるだけ早期に大学図書館を建設する必要がある。また、新図書館の建設と合わせて 300 人程度の学生を収容できる大講堂の併設や福利厚生施設としての食堂等の改修整備を計画的、効率的に進めていかなければならない。これら施設・設備の整備には大きな予算措置を伴うが、大学の「初期投資的環境」としての性格もあり、財政当局等にしっかりとその必要性を説明し、可能な限り速やかに予算措置を要請していくことが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学において教育研究等を支援する環境や条件は、なお十分でない面もあるが、開学後の 4 年間でかなり整備されてきた。学生のサークル活動も活発に行われているが、吹奏楽サークルや軽音楽サークル等、音楽関係のサークルから周囲の環境への影響に配慮する上からも防音設備が施されたサークル室の配置が要望されている。今後防音設備があるサークル室の配置を実現していかなければならない。

②改善すべき事項

2012 年度から始まる新名寄市総合計画後期計画の基本計画事業として、さらに大講堂整備を含めて、名寄市過疎地域自立促進市町村計画において、できるだけ早期の大学図書館の建設を市に要望していく。そのため、図書館（大講堂含む）の建設資金の一部として、大学振興基金に毎年度 1 億円の積立を行い、その明確な姿勢を示していく。

4 根拠資料

資料 4 1 「平成 20 年度教育研究費（個人）の申請について」

資料 4 2 「名寄市立大学倫理委員会規程」

VIII 社会連携・地域貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携や協力に関する方針を定めているか

名寄市立大学道北地域研究所は、「研究所は、本学教員と有機的な関係を維持しつつ、北海道、とくに道北地域における保健・医療・福祉・教育・文化の充実・発展及び産業経済の振興に寄与する研究を行う」（「名寄市立大学道北地域研究所規程」（資料5）第3条）ことを目的として設置され、その事業のひとつに「地域における産官学連携の推進」（同4条1項2号）をあげている。この道北地域研究所は1982年に本学の前身である名寄女子短期大学の時代に設置されたが、以来、道北地域の自治体と地域に存在する専門研究者集団との交流を深め、共同研究を実施する組織として位置づけられてきた。2006年に名寄市立大学の開学にともない、建学の理念である「保健・医療・福祉の連携と協同」の実現に向け、複合的な協同研究の成果を地域に還元するために、2010年度には全道産学官連携推進協議会の構成機関となり、同年9月開催の全道産学官ネットワーク推進協議会にも参画している。

名寄市立大学学則第1条において、「名寄市立大学は一般教養を深め、栄養学、看護学及び社会福祉学に関する知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」と、地域社会に対する協働方針を明確に示している。また、大学案内においても、「北海道に立脚する大学として『地域に貢献し、地域に開かれた大学』であること」を目標とし、「『ひと』への理解や自らが志す職能への認識と自覚を、学生が速やかに深めていくよう、体験型学習やボランティア活動など、学外における学習活動を推進する。こうした地域社会を積極的に活用する教育活動と、特に過疎化や高齢化が進行した地域を対象とした保健・医療・福祉に係わる地域課題の解決に向けた研究活動、また、地域で実践に携わる人材の卒後教育活動を通して、地域に貢献する」といった基本理念が明示されている。

また、本学は開学当初より地域交流を積極的に推進するために「名寄市立大学地域交流センター」を設置し、運営してきた。その目的遂行のために「①地域の諸課題に関わり、必要な相談、調整、企画支援を行う。②本学が持つ諸機能を発揮し、まちづくりに貢献する。③教職員、学生の特性を活かしたボランティア活動等の総合窓口となる」と、その事業内容を規定している（「名寄市立大学地域交流センター規程」（資料6）第3条）。

さらに、国際社会に貢献できる人材を養成するために「名寄市立大学国際交流センター」を設置している。同センターの任務は「①学術の国際交流、②外国人留学生及び本学学生の国際交流」（「名寄市立大学国際交流センター規程」（資料7）第3条）を推進することである。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

「平成20年度自己点検評価報告書」（資料13）の地域貢献の項に述べているように、これまで多くの教員が関係機関委員会等からの委嘱を受け、種々提言を行ってきている。その内容は、「名寄市保健医療福祉推進協議会及び同専門部会委員」「名寄市特別支援連

携協議会及び同専門委員会委員」「名寄市自治基本条例策定懇談会委員」「名寄市立病院倫理委員会委員」「名寄市立病院治験審査委員会委員」「公立学校スクールカウンセラー」「名寄市農業・農村振興審議会委員」「名寄市食育推進協議会委員および食育推進ネットワークアドバイザー」「名寄市学校給食センター運営委員会委員」「名寄市男女共同参画推進委員会委員」「天塩川流域『なよろブランド』創造研究事業委員会委員」「愛別町健康増進計画策定アドバイザー」「アスパラパウダー利用組合アドバイザー」など多岐にわたっている。

また、現在の名寄市は 2006 年 4 月に旧名寄市と旧風連町が合併したものであるが、10 年ごとに策定される名寄市総合計画についても、本学の教員 5 名が各部会の特別委員として委嘱を受け、計画策定の審議に参画した。

道北地域研究所は 2006 年度から 2010 年度まで毎年 1,000 千円の予算を計上し、地域に関わる複数の研究プロジェクトチームを組織し、研究を行ってきている。その成果を、年に数回開催する研究報告会及び年報『地域と住民』を通して地域社会に公表している。

以下は、2010 年度のプロジェクト研究課題と配分研究費額である。

- ・北海道における子どもの権利と教育について

研究代表者	松倉聡史 (社会福祉学科)	配分額	225 千円
-------	---------------	-----	--------
- ・道北地域における気管支喘息児をもつ親の QOL と自己管理の現状

研究代表者	細野恵子 (看護学科)	配分額	225 千円
-------	-------------	-----	--------
- ・亜麻栽培を通じた地域ブランド価値の向上メカニズム

－新規作物導入による「6次産業化」戦略の検討－			
研究代表者	清水池義治 (教養教育部)	配分額	220 千円
- ・小中高連携の「ふるさと学習」における離島地域の中・高校生の地域意識について

研究代表者	大坂祐二 (社会福祉学科)	配分額	105 千円
-------	---------------	-----	--------
- ・高校生に行うピアエデュケーションに関する効果と大学生ピアエデュケーターの変化

研究代表者	加藤千恵子 (看護学科)	配分額	145 千円
-------	--------------	-----	--------
- ・上川北部地域の看護職員確保対策に関する研究

研究代表者	播本雅津子 (看護学科)	配分額	80 千円
-------	--------------	-----	-------

学外組織との連携協力による教育研究の推進について述べると、2007 年 7 月 24 日、名寄市立大学と名寄高校との間に「高大連携事業に関する協定」(資料 4 3) が結ばれた。これは、「大学の知的財産の活用と連携を図りたい」とする高校側の要望に対して、大学として「地域貢献及び地域教育推進の一環として対応する」との方針によって合意されたものである。本協定によって、名寄高校生が本学を訪れ、大学の模擬授業体験や大学の施設見学を行っている。また、高校側の要望に応じて、出前授業も行っている。これまでの大学の模擬授業体験には、2007 年度 1 年生 161 名、2008 年度 1 年生 160 名、2 年生 160 名、2009 年度 1 年生 136 名、2010 年度 1 年生 160 名が参加している。

名寄市立大学道北地域研究所は「道北地域振興を考える研究会」という学外組織(自治体職員、北海道大学教員、本学名誉教授、本学教員等が会員)と連携協力しており、本研究会は 2008 年 5 月に同研究会の 10 周年記念誌「北海道北部の地域社会—分析と提言—」

(筑波書房)を発行している。道北地域研究所は、2008年3月には「道北地域振興を考える研究会」と共催して、『第12回道北の地域振興を考える講演会』を開催した。さらに、同7月にも同様に『北海道北部の地域社会—分析と提言—』を批評する集いを開催している。

また、道北地域研究所は市民公開のシンポジウムを企画・開催している。ちなみに、2010年度はメインテーマを「地域と大学～大学・学生と連携した地域活動～」とし、旭川医科大学吉田貴彦教授の講演「旭川地域における産学官連携の取り組み—旭川ウェルビーイング・コンソーシアムの活動」、北見工業大学有田敏彦教授の報告「北見工業大学後援会KIT元気会」を予定している。

教職員及び学生のボランティアを中心とした地域交流は、地域交流センターを通じて行われている。また、地域で行われる祭り・イベントなどの諸行事への参加も地域交流センターが学内に周知し、積極的な参加を促している。

国際交流事業については、2007年7月26日、名寄市立大学と大韓民国東国大学慶州キャンパスとの間に、「相互尊重、自由平等及び互惠の原則の下、友好関係を絶えず発展させ、教育、文化及び学術などすべての方面の交流協力を図る」ことを目的とする「学术交流協定」(資料44)が締結された。本協定により、両校の間では毎年学生を派遣するなどの交流が行われている。2010年度は、夏季語学研修に4名、長期留学(1年間)に2名派遣している。さらに、市内の商工観光関係団体が企画した国際交流事業(たとえば、韓国学生の名寄モニターツアーなど)においても、授業公開、学生同士の交流を企画するなど、大学として積極的に協力している。

以上述べたように、関連法規である教育基本法第7条の「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」及び、学校教育法第83条第2項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」、同第107条「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」に基づいて、本学は社会連携・地域貢献に努めている。

2. 点検評価

①効果が上がっている事項

本学が所在する名寄市のみならず、上川北部地域の中核的な金融機関である北星信用金庫と名寄市立大学による産学連携事業について2008年度に協定が結ばれ、特に、「農業関連ビジネスの開発と事業化に係る基礎的研究」を行っている(「北星信用金庫との産学連携事業協定」(資料45))。

また、地域資源を有効に活用することを目指した研究が市内の農業生産者の協力を得ながら進められ、地域の産業振興に貢献している。たとえば、「道北地域資源を活用した地域ブランドの形成と管理に関する研究」、「高オレイン酸ひまわりの栽培・ひまわり油性成分分析と今後の課題」、「道北地域における地域資源活用型アグリビジネス起業戦略と成立要件—亜麻を対象に—」等があげられる。これらはいずれも道北地域研究所内で組織されたプロジェクトによるものであり、ひまわり油は地元企業の参画により2010年度に製品化

された。また、道北地域研究所のプロジェクト以外の地域との共同研究として「新乾燥技術による高機能な名寄産アスパラガス調整残渣粉末の開発」があり、これも同様に地元企業によって製品化されている。

さらに、地域の関係者を行っている共同研究も社会連携・地域貢献としてあげることができる。道北地域研究所の助成を受けている研究の内、「道北地域における気管支喘息児をもつ親の QOL と自己管理の現状」「高校生に行うピアエデュケーションに関する効果と大学生ピアエデュケーターの変化」「上川北部地域の看護職員確保対策に関する研究」には、名寄市内に住む医師、保健師、高校教員などが共同研究者として参画している。

また、本学栄養学科、北海道名寄農業高等学校、名寄市立学校給食センターの高大官連携による「食物の生産から消費者の健康までを視野に入れた食育プログラムの構築に関する研究」及び「消費者の健康・栄養状態を考慮した食物生産・食事提供の実践的教育の有効性の検証」という 2 つの研究の成果は、平成 20 年度食育白書に「地域の特性を活かした取り組み『食べる人の視点で生産から消費、健康をつなぐ。農業高校、学校給食センター連携での名寄市食育事例』」として掲載された（2008 年 12 月）。

次に、地域交流についてである。2010 年度の学生のボランティアについて、派遣依頼件数 69 件、派遣学生数 461 名であり（10 月 1 日現在）、昨年度の派遣依頼件数 13 件、派遣学生 82 名に比べて飛躍的に増加している。ボランティア参加を地域交流センターが広く全学に求める姿勢が、このような成果に繋がっていると考えている。また、依頼の内容についても多種多様化しつつあり、地域行事・商業的事業への参加協力等の新しい依頼が増えてきている（アスパラまつり出演、農村壁画の修復、地域の行灯まつりへの参加等）。エコキャップ回収の取り組みについても、市民・地域にかなり周知され、数量は未計測であるが大学への持ち込み量が明らかに増えている。

大学が研究成果や人材を地域に役立てる「地域貢献度」について、日本経済新聞社産業地域研究所が全国 754 の大学を対象に調査を実施しているが、本学は全国の公立大学の中で 2009 年度の 44 位から 18 位と大きくジャンプアップしたことが紹介されている（日経グローバル No.160 2010.11.15）。本学の地域貢献が効果を上げていることを示すものと思われる。

②改善すべき事項

地域交流センターは学生のボランティア活動支援においては一定の役割を果たしてきたが、大学と地域が連携するための中核組織にはなっていない。この点については改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学教員は一定程度政策形成に係る貢献をこれまで行ってきた。しかしながら、産業振興だけでなく、政策形成に係る共同研究を今後組織していくことが必要であろう。名寄市の政策形成に繋がっていくと想定される課題を設定し、それに関係する市部局の職員を共同研究者として参画させることによって、より効果的な地域貢献ができると考える。

次に、地域交流センターの活動についてである。現在、取り組んでいる「ボランティア

登録学生制度」をさらに充実させるとともに、学生がこれまで単なるボランティアとして参加していた諸行事に、企画の段階から参加できるようにしていく。このことは、学生に「地域から学ぶ」機会を提供することであり、地域との交流が質的に高まることでもあると考えている。名寄市社会福祉協議会が実施している「ふれあい広場」については既に協議が終了し、次年度4月に学生・教員で組織する実行委員会を立ち上げることが決定している。

②改善すべき事項

2010年4月に当選した新市長の公約のひとつが、「大学を核としたまちづくり」である。その具体的政策として、「子育て支援と高齢者・障害をもつ方の市民福祉を充実する『まちづくり』」があげられている。これに呼応して、2010年度の道北地域研究所の市民講座はメインテーマとして「子どものしあわせを保障するまちづくり」をかかげ、「発達障害とどう向き合うか」（北村博幸北海道教育大学函館校准教授）、「道北地域における小児医療の現状」（平野至規名寄市立病院小児科医長）、「子どもにやさしいまちを創るー北海道発子どもの権利条例のネットワーク化をめざしてー」（喜多明人早稲田大学教授）等の講座を計画している。今後も、このように地域の政策課題を取り上げ、地域の政策形成に寄与していけるようにしていく。

次に、地域交流センターを大学と地域が連携を進める中核組織にしていくための方策についてである。そのために、地域交流センター室を効果的に活用する。どのようにすれば地域の幼児から高齢者がここを日常的に利用し、そこで利用者と学生とが交流できるのか。現在既に、福祉・文化・教育・商業・農業の各分野から選出された学外運営委員と協議に入っているが、2010年度内に具体案を提起する。

また、地域にある地域振興のための諸組織と関連を深めていく。具体的な対象としては、アスパラ祭り実行委員会、ふれあい広場実行委員会、名寄ボランティアセンター運営委員会、FMなよろ番組審議委員会、商店街ミュージアム実行委員会等があげられる。これらの中、既にいくつかの組織とは接触を持ったが、今年度中に全ての組織と懇談の機会を持ち、連携の方法を明確化し、次年度から具現化することを目指していく。

4. 根拠資料

- 資料5 「名寄市立大学道北地域研究所規程」
- 資料6 「名寄市立大学地域交流センター規程」
- 資料7 「名寄市立大学国際交流センター規程」
- 資料13 「平成20年度自己点検評価報告書」
- 資料43 「名寄高等学校との高大連携事業」
- 資料44 「東国大学との学術交流協定書」
- 資料45 「北星信用金庫との連携事業協定」
- 資料46 「地域交流センター2010年度前期活動報告」

IX 管理運営・財務

管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

大学の管理運営に関わる方針は、「名寄市立大学条例」(資料14)第5条及び「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」第1~4条に設置及び管理に関する必要事項を定めている。「名寄市立大学学則」第18条に「本学に大学運営に関する重要事項を審議するために教授会を置く」と定められている。「名寄市立大学教授会規程」第2条で「教授会は学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手をもって組織する」とされている。また、第3条で「教授会は次に掲げる事項を審議する。①学則等学内規程の制定及び改廃に関する事項、②学科目及び学科、課程に関する事項、③学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項、④試験及び単位の認定に関する事項、⑤学生の賞罰に関する事項、⑥学生の厚生補導に関する事項、⑦学生の定員に関する事項、⑧研究生及び科目等履修生に関する事項、⑨教員の教科目担当又は分担に関する事項、⑩その他本学の教育、研究及び運営に関する重要な事項」と定められている。

また、「名寄市立大学学則」第17条に「本学に職員の意見を大学運営に反映させ、その民主的効率的運営を確保するため運営協議会を置く」と定められていたが、その必要性の消失により2010年9月に運営協議会は廃止された。現在は、「名寄市立大学の学長を補佐し、本学の管理運営を円滑にするための組織(「名寄市立大学部局長会議規程」第1条)として部局長会議が設置されており、学則との整合性について現在検討を行っている。

なお、現在のところ、本学は法人化をしていない。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

学内における管理運営に関する事項を協議する組織として、教授会、部局長会議、学科長等会議及び学内委員会などが設置されている。

意思決定機関としての教授会は、学長が議長を務め、教授会規程に定めた事項を審議している。定例教授会は原則として月1回(毎週水曜日)開催され、その他に入学試験合格者決定のための教授会など必要に応じて臨時教授会が開催されている。

また、教授会のもとに9つの委員会が設置され、教授会が付託した事項について調査・審議し、委員会で調査・審議された事項が学長に報告され、部局長会議(学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、道北地域研究所長、事務局長で構成)を経て教授会に提案され審議される仕組みとなっている。また、これら会議及び委員会活動に事務局職員も参加し連携をとっている。

教育研究組織である各学科等に学科会議が設置され、各学科等に学科長・教養教育部長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員を配置して管理運営にあたっている。

さらに、各学科等の連絡調整によって学部の教育課程を円滑に遂行するために、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、教養教育部長及び学部長による学科長等会議が設置されている(「名寄市立大学学科長等会議規程」(資料47)第1条)。

学長の選考は「名寄市立大学学長選考規程」に基づいて行われる。同規程の第3条に「学

長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ教育行政に関し識見を有する、本学内外の大学教授の経験のある者、あるいはそれと同等と認められる者」と学長の資格が定められている。

学部長の選考については、「名寄市立大学保健福祉学部長の選考及び任期等に関する規程」第3条により「学部長の選考は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第3項の規定に基づき、本学の教授の中から学長が行う。2 学長は、前項の選考を行うに際しては、保健福祉学部教授会の承認を得なければならない」とされている。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織として、事務局に総務課、教務課、学生課がある。また教務部・学生部（部長は教員が担当）の事務についても事務局が担当している。附属施設として図書館（館長は教員が兼務）及び道北地域研究所（所長は教員が兼務）があり、それぞれ事務を担当する職員が配置されている。

事務局職員の配属は、市の定期的な人事異動で決定されており、現在、正規職員15名及び嘱託・非常勤職員14名の配置状況となっている。

事務局職員は、分掌規程に定める財務・人事管理や施設管理などの事務を担当するとともに、教授会や学内委員会への出席及び議事録の作成、入学試験に関する業務、学生募集活動や就職支援活動、さらに道北地域研究所における地域貢献活動など、教員と共同して教育研究活動の支援事務を分担している。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

事務局会議は毎月1回開催し、市政や大学全般における事務局の課題を中心に問題の共有化を図り、事務職員間の連携と調整を密にするよう努めている。事務職員の研修については、市などが実施する職場研修や階層別研修などに参加し、資質の向上に努めている。また、大学の管理運営という一般の行政事務とは異なる特性を有する業務に従事し、適切かつ効率的な業務を遂行していくため、専門研修として公立大学協会主催のセミナーなど各種研修にも参加させている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

教授会の審議項目及び運営については、学則、教授会規程に明確に定めており、円滑に行われている。また、教授会での審議、報告事項は事前に構成員に配布するなど適切な運営に努めている。教授会のもとに設置されている学内委員会も、それぞれ専門分野での検討事項について適時対応し、大きな役割を担っている。さらに、学科長等会議や部局長会議を開催し、必要な事項について事前調整を図っており、効果的な意思決定が行える組織形態になっていると判断する。また、教員は教授会をはじめ各種委員会等で大学の管理運営についての意見を述べる機会が提供されている。

本学は規模も小さく、事務組織と教学組織が日常的に顔を合わせ、直接対話により意思の疎通を図り、連携して大学運営を実施する体制が築かれている。また、事務職員は教授会をはじめとして各種委員会等の事務局を担当し、適正な事務手続きに関する意見等を述べる機会が与えられているなど、相互の信頼関係が築かれていると考える。

②改善すべき事項

事務局の機能としては、今後教育研究活動の支援事務など教学組織と連携して大学の運営に参画していく役割が一層大きくなってきている。本学の事務職員数は他の公立大学に比べて少人数で非常に忙しく業務をこなしているが、市の行財政改革において職員定数削減が行われてきており、限られた人員の中で大学特有の諸問題に対応できる事務局機能の強化に努めていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の管理・運営をもっと良くするために、「教授会での若い教員の積極的な発言を促す」「事務局職員と教員の対話集会を開催し、率直な意見交換を行う」「学生と教職員の対話集会を開催し、学生の生の声を聴取し、大学の管理・運営に反映させる」などの工夫を実現する。

②改善すべき事項

専門研修として、2010年度より、国立大学法人北海道大学が主催する北海道地区大学SD研修「大学職員セミナー」に事務局職員を毎年1名ずつ参加研修させることとしたが、今後ともSDの充実に努めていく。

4. 根拠資料

資料14 「名寄市立大学条例」

資料47 「名寄市立大学学科長等会議規程」

財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、名寄市を設置者とする公立大学であることから、本学独自の中・長期的な財政計画は作成せず、名寄市中期財政計画（平成19年度～23年度）に基づき、毎年度の予算編成を行ってきた。

予算については、市の一般会計において大学費（併設短期大学も含む）として計上されている。開学4年目の平成21年度は学年完成年度にあたり、予算規模（普通建設事業を除く）については平準化されてきている。

予算執行は、一括大学費として処理しているため、管理運営に係る部分についても併設の短期大学部と詳細な区分をすることは困難であるが、学生数等を基に機械的に算出すると、平成21年度の予算で見ると、収入490,096千円に対し、支出は1,476,037千円で、収入は支出の33%程度という状況である。一方、市の一般財源となる地方交付税は、本学の場合、学生1人当たり148万円が算定の基礎となり864,320千円となり、収入総額は1,354,416千円となり支出総額の92%をカバーしていることになる。

支出の内訳についてみると、人件費（教職員給与）が758,454千円と、全体の約51%を占めている。その他の支出としては、大学管理経費（維持管理費等）242,116千円で約16%、教育研究費（教材・実習費等）128,299千円約9%、学生経費14,211千円約1%、公債費等332,957千円で約23%となっている。

また、教員の応募による外部資金として、9件24,568千円の文部科学省科学研究補助金等の獲得状況となっている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

本学は公立大学であることから、予算については地方自治法及び財務規則等に基づき、市の予算編成過程を経て編成され、市議会において議決されている。決算についても、市議会における審査・議決により認定され、それぞれ市の広報誌等で情報公開している（「名寄市広報2010年4月号」）。また、大学教員に対しては、予算編成等の方針や特に関係する教育研究費等について、教授会等で報告している。予算の執行については、会計制度に従って事務局で一括管理をし、教員からの要求に基づき事務局で発注・処理している。科研費の外部資金についても、市の公金に準じた方法で執行されている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

財政基盤としては、授業料・入学料等の収入は支出の約4割であり、残りの約6割を一般財源から持ち出しているという状況にあるが、公立大学の運営費については、地方財政制度で地方交付税の基準財政需要額の単位費用に算入されているため、必要な経費が一般財源から組み入れられており、収支は均衡していると判断している。

②改善すべき事項

今後教育研究の質を高めていくうえで、情報機器の更新・整備や図書館の建設をはじめ

福利厚生施設の充実への対応に伴う新たな予算措置が必要となってくる。また、開学以来毎年、数名の教員が文部科学省等からの研究助成金を受けているが、教員の研究活動の活性化や本学独自の増収策として、競争的研究資金等への積極的な応募に取り組む必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の歳入歳出予算は、一般会計に計上され、市議会で審議、議決されており、適切に編成され公表されていると判断される。また、財務に関する事務についても、市の会計室による出納検査や監査委員による定期監査が実施され、議会の認定に付して適正に執行されたものと認められている。

②改善すべき事項

平成 22 年度に科研費申請に関する学内研修を開催し、更なる外部資金の獲得に向けての取り組みを進めていく。

4. 根拠資料

特になし

X 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

これまで、「平成 18 年度自己点検評価報告書」(資料 1 1)「平成 19 年度自己点検評価報告書」(資料 1 2)「平成 20 年度自己点検評価報告書」(資料 1 3)を作成し、本学ホームページ(資料 2)に公開してきた。このことにより、社会に対する説明責任を果たしてきた。しかし、点検の中身は十分とは言えなかった。その点でこれまでの報告書と異なるのは、今回の報告書は「点検・評価」の項で①効果が上がっている事項、②改善すべき事項を明らかにし、それを「将来に向けた発展方策」に結び付けている点である。すなわち、これまで本学で行っていた自己点検評価は、「本学の良い点をどのように伸ばし、悪い点をどのように改善していくのか」という視点に欠けていた。言い換えると、PDCA サイクルをスパイラルアップするところまでいっていなかったと思われる。この点については、率直に反省しなければならない。

なお、「V 学生の受け入れ」の項で説明したように、入試に関わる個人成績を問う当該者の請求については、必要な限り情報を開示している。その他の情報公開請求への対応については、大学の管理運営体制のもとで適切に対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、「名寄市立大学自己点検・評価委員会規程」第 1 条で「名寄市立大学及び名寄市立大学短期大学部(以下「本学」という。)における自己点検・評価に関する事項を審議するため、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 109 条第 1 項、並びに「名寄市立大学学則」第 2 条及び名寄市立大学短期大学部学則第 1 条の 2 の規定に基づき、本学に名寄市立大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く」と定められている。委員会の審議事項は、本規程第 3 条で「①自己点検の総括及び評価に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検・評価項目の設定に関する事項、④自己点検小委員会の設置に関する事項、⑤自己点検・評価結果の公表に関する事項、⑥認証評価機関及び外部による評価に関する事項」となっている。また、第 4 条で委員会は「学長、保健福祉学部長、短期大学部長、事務局長、学生部長、教務部長、図書館長、道北地域研究所長、各学科長及び教養教育部長」で組織すると定められている。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるために、これまでも FD 研修会などで大学構成員のコンプライアンスを促してきたが、必ずしも十分には徹底できていない。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学の学外組織として「名寄市立大学参与会」がある。「参与会は、委員若干人で組織し、委員は大学の職員以外のもので大学教育に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて市長が委嘱する」(「名寄市立大学参与会規則」(資料 4 8)第 3 条)と定められている。また、「参与会は、名寄市立大学の運営に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議するとともに、学長に対し提言又は助言を行う」とされており、その事項として①大学の将来計画に関する重要事項、②大学の教育研究上の目的

を達成するための基本的な計画に関する重要事項、③大学の教育研究活動等の状況についての評価に関する重要事項、④大学と地域の連携を推進するための重要事項、⑤教育内容・方法・財務・経営状況、認証評価、自己点検・評価の結果等、情報の開示及び活用に関する重要事項、⑥その他本学の運営に関する重要事項を挙げている。

本自己点検評価報告書についても検討を依頼する予定である。

2010年11月3日の「名寄市立大学創立4周年及び短期大学部創立50周年記念事業として、以下の2つの取り組みを行った。

すなわち、〈1〉学内において、「本学の教育課題と現状について」と題して学長主催の「教育懇談会」（資料4）を開催し、「各学科の教育目標と学生教育の現状・課題」「本学学生の教養教育の現状と課題」「連携教育の現状と課題」「本学の学部教育の基本目標」「児童学科の4大化の課題と方向性」について午前中の2時間半で報告と質疑応答をし、午後2時間を使って自由に全体討議を行った。

〈2〉学外で、「名寄市立大学の未来」と題して「市民討論会」（資料49）を開催した。その内容は、名寄市立大学の外部評価組織である参与会会長を司会者として、本学学長、名寄市立総合病院長、名寄市長の3人で大学の未来について討論をし、それを受けてフロアから自由に質問や意見をしてもらおうというものであった。

当日は祝日であったが、学会出張等で不在だった教員を除き、ほぼ100%の教職員がこの取り組みに参加をしたことにより、本学教職員の内部質保証に対する意識はかなり高まった。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学はこれまで、毎年自己点検評価に取り組んできた。その成果について平成18年度、19年度、20年度に自己点検評価報告書（資料11～13）を作成し、本学ホームページ（資料2）で公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

内部質保証システムを適切に機能させるためには、内部質保証システムを掌る組織である自己点検評価委員会をできるだけ定期的を開催することが望ましい。そこで十分審議された内容について大学構成員に周知し、構成員一人ひとりの意識を高めていくことが重要である。自己点検評価委員会は、前述したように委員会規程で「学長、保健福祉学部長、短期大学部長、事務局長、学生部長、教務部長、図書館長、道北地域研究所長、各学科長及び教養教育部長」で組織すると定められている。この中で、保健福祉学部長、各学科長及び教養教育部長は充て職で「学科長等会議」「入試センター会議」「教員人事委員会」「自己点検評価委員会」「FD委員会」「倫理委員会」等、きわめて重要な会議のメンバーにもなっており、会議開催の頻度やその責任の重さから過重負担になっている。学科長等が関わる充て職の必要性を再検討し、校務負担の公平化をはかる必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

これまで行ってきた自己点検評価に「効果が上がっている事項」「改善すべき事項」を加えることによって、大学がこれから目指すべき方向性が示されつつある。今後はさらなる検討を加え、「内部質保証システム」をさらに充実させていく。

②改善すべき事項

今後は、本報告書を基礎にした FD 研修会や SD 研修会を開催し、文字通り「質保証」のスパイラルアップを目指していく。

4. 根拠資料

- 資料 2 「名寄市立大学ホームページ」(URL : <http://www.nayoro.ac.jp/>)
- 資料 4 「2010.11.3 教育懇談会レジュメ」
- 資料 1 1 「平成 18 年度自己点検評価報告書」
- 資料 1 2 「平成 19 年度自己点検評価報告書」
- 資料 1 3 「平成 20 年度自己点検評価報告書」
- 資料 4 8 「名寄市立大学参与会規則」
- 資料 4 9 「2010.11.3 市民討論会プログラム」

終章

「名寄市立大学設置認可申請書（平成 17 年）」の「大学の設置の趣旨と必要性」には、「栄養学科、看護学科、社会福祉学科の 3 学科による大学学部の構成は北海道で初めての試みであり、こうした学科構成上の利点を生かして、教育と研究の質を高め、さらに本学の社会的・地域的あり方をより確かなものにしていきたい」と記載している。また、本学は、栄養、看護、社会福祉の 3 学科で学部を構成することの利点を活かし、保健・医療・福祉サービスの展開に貢献する優れた能力を有する人材の育成、市立名寄短期大学におけるこれまでの教育実践の発展、北海道に立脚する大学として、地域に貢献し、地域に開かれた大学を目標に、①保健・医療・福祉の連携と協働（連携教育の推進）、②少人数教育の実践、③地域社会の教育的活用と地域貢献の 3 つを大学の基本理念として掲げている。

今回、1) 理念・目的、2) 教育研究組織、3) 教員・教員組織、4) 教育内容・方法・成果、5) 学生の受け入れ、6) 学生支援、7) 教育研究等環境、8) 社会連携・社会貢献、9) 管理運営・財務、10) 内部質保証という 10 の規準で、「現状」について記載し、「点検・評価」を行い、「将来に向けた発展方策」を検討する機会が得られたことは、大学にとって大きな財産になる。

名寄市立大学保健福祉学部の入学定員は、3 年次編入学を除くと、栄養学科 40 名、看護学科 50 名、社会福祉学科 50 名である。これまで、社会福祉学科の推薦入試において志願者が募集人員を下回った年度もあったが、その他の学科の推薦入試及びすべての学科の一般入試（前期・後期）は募集人員の 2 倍以上の応募がある。これは、本学教員が高校訪問や進学相談会などの地道な活動を行っている成果でもある。

入学してきた学生については、本学の教育内容や方法については「概ね満足している」という結果が「学生生活満足度調査」から得られている。また、学生支援については、学生部、学生委員会、教務委員会、就職進路委員会、人権相談委員会、人権擁護委員会、保健福祉センター及び事務局等の教職員の努力によって、修学支援、経済的支援及び生活支援がきちんと行われている。このように、学生あるいは受験生にとって本学が魅力的な大学になりつつあることは喜ばしいことであるが、なお課題も少なくない。

一方、学生とともに大学の構成員である本学の教職員の満足度についてはどうであろうか。教育課程に相応しい教員組織を整備することは開学以来の大きな課題である。特に、担当教員が退職した後の教員人事については、新しい規程のもとに組織された教員人事委員会が十分機能することが求められる。また、一部の教員が多数の科目を担当することによる負担のアンバランスを是正することも改善すべき喫緊の課題である。

名寄市立大学は、人口わずか 3 万人の地方小都市が設置している大学であり、地域の人々の理解と支援がなければ成り立たない。今回の自己点検・評価を公表することは、今後も市民の大学として存続していく上で重要なことと考えている。忌憚りの無い意見を謙虚に受容し、更なる充実・発展に繋げていくよう努力する所存である。

名寄市立大学保健福祉学部
学部長 寺山 和幸

大学基礎データ

[様式2]

財団法人 大学基準協会

2011（平成23）年度「大学評価」申請用
大学基礎データ（様式）

名 寄 市 立 大 学

大学基礎データ作成上の注意事項

- 1 「大学基礎データ」は、原則として「大学評価」申請前年度の5月1日現在のデータで作成してください。ただし、各表の注において作成年に関する指示がある場合は、その指示に従って作成してください。
本様式は、2011（平成23）年度申請用に作成していますので、2010（平成22）年5月1日が作成基準日となります。
- 2 「大学基礎データ」は、A4判で作成してください。全体に通しページを付し、目次を作成してください。
- 3 各表に記入する数値について小数点以下の端数が出る場合、特に指示のない限り小数点以下第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示してください。
- 4 各表において、制度自体がない場合は「-」（ハイフン）、制度はあるものの該当者がいない場合は「0」など、「0」と「-」を使い分け、空欄を残さないようにしてください。
- 5 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述するか欄外に大学独自の注をつけることができます。
- 6 各表に付されている脚注は消去しないでください。

なお、本「大学基礎データ」（様式）は、大学基準協会のホームページ（<http://www.juaa.or.jp>）から入手できます。

目 次

I	教育研究組織	ページ数
1	(表 1) 全学の設置学部・学科・大学院研究科等 (2011 年 4 月 1 日現在)	1
II	教員組織	
1	(表 2) 全学の教員組織	2 ~ 3
III	学生の受け入れ	
1	(表 3) 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移	4 ~ 9
2	(表 4) 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数	10 ~ 13
IV	施設・設備等	
1	(表 5) 校地、校舎、講義室・演習室等の面積	14
V	財務 (私立および国立・公立大学法人の場合)	
1-1	(表 6) 消費収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	15
1-2	(表 7) 消費収支計算書関係比率 (大学単独のもの)	16
2	(表 8) 貸借対照表関係比率	17

I 教育研究組織

1 全学の設置学部・学科・大学院研究科等 (2011年4月1日現在)

(表1)

学部等の名称	学科等の名称	開設年月日	所在地	備考
保健福祉学部	栄養学科	平成18年4月1日	名寄市西4条北8丁目1	
保健福祉学部	看護学科	平成18年4月1日	名寄市西4条北8丁目1	
保健福祉学部	社会福祉学科	平成18年4月1日	名寄市西4条北8丁目1	
教養教育部			名寄市西4条北8丁目1	
大学院研究科等の名称	専攻等の名称	開設年月日	所在地	備考1
該当なし				備考2
大学院研究科等の名称	専攻等の名称	開設年月日	所在地	備考1
該当なし				備考2
別科・専攻科等の名称		開設年月日	所在地	備考
該当なし				
附置研究所・附属病院等の名称		開設年月日	所在地	備考
該当なし				

[注] 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、研究所等ごとに記載してください (通信教育課程を含む)。
 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、学部にならない記載してください。
 3 学生募集を停止している学部・学科等はその名称を () で括り、「備考2」欄に募集停止した年度を記入してください。
 3 学部、研究科等が申請年度 (2011年度) から学生受け入れを開始あるいは名称を変更している場合、届出による設置の場合、文部科学省に設置申請中の場合は、「備考2」欄にその旨を記載してください。
 4 大学院研究科・専攻については、基礎となる学部・学科等名称を、「備考1」に記入してください。

II 教員組織
1 全学の教員組織

(表2)

学部・学科等	専任教員数										専任教員1人あたりの在籍学生数(表4(B)/計(A))	兼任教員数	備考			
	教授		准教授		講師		助教		計(A)					助手	設置基準上必要専任教員数	
	特任等(内数)	特任等(内数)	特任等(内数)	特任等(内数)	特任等(内数)	特任等(内数)	特任等(内数)	特任等(内数)	うち教授数	うち教授数						
保健福祉学部	6	1	5	0	2	0	4	0	17	1	1	10	5	9.6	25	
栄養学科	6	0	3	0	6	0	4	0	19	0	1	12	6	11.5	33	
看護学科	6	0	6	0	1	0	0	0	13	0	0	12	6	17.3	53	
社会福祉学科	18	1	14	0	9	0	8	0	49	1	2	34	17	12.6	(111)	
保健福祉学部計	4	0	2	0	2	0	0	0	8	0	0					
(その他の学部教育担当組織)教養教育部 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数																
合計	22	1	16	0	11	0	8	0	57	1	2	44	22		111	
研究科・専攻	専任教員数										兼任教員数		備考			
	研究指導教員数		研究指導補助教員		計		助手		設置基準上必要専任教員数		研究指導補助教員					
〇〇研究科																
〇〇専攻(博士前期課程)																
〇〇専攻(博士後期課程)																
〇〇研究科計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
専門職大学院	専任教員数										兼任教員数		備考			
	教授		准教授		講師		助教		計(A)		助手			設置基準上必要専任教員数		研究指導補助教員
〇〇研究科																
〇〇専攻																
専任教員																
専任(兼任)教員																
実務家教員																
(みなし専任教員)																
〇〇研究科〇〇専攻計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。
- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程（例えば修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできません。
- 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。
- 5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。
- 6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に関する必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。
- 7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも従事している助手数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。）
- <学部・学科等について>
- 8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。（例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など）
- 10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 11 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- <大学院研究科について>
- 12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行う得る教員を指します。
- <専門職大学院について>
- 13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。
- 14 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。
 ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 ②専任（兼担）教員：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であって、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任でもある者。ただし、博士課程の専任に算入している教員は除く。
 ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
 ④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。

III 学生の受け入れ
 1 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数・入学者数の推移

(表3)

学部名	学科名	入試の種類	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2010年度 入学者に対する割合(%)	2010年度 入学者に対する割合(%)		
保健福祉学部	栄養学科	一般入試	志願者	149	80	93	114	139			
			合格者	32	32	31	33	33			
			入学者(A)	25	26	24	26	27		64.3	
			入学定員(B)	25	25	25	25	25			17.6
			A/B	1.00	1.04	0.96	1.04	1.08			
	栄養学科	推薦入試	志願者	54	53	57	35	52			
			合格者	15	16	16	15	15			
			入学者(A)	15	16	16	15	15		35.7	
			入学定員(B)	15	15	15	15	15			9.8
			A/B	1.00	1.07	1.07	1.00	1.00			
	栄養学科	社会人入試	志願者	1	0	0	0	1			
			合格者	1	0	0	0	0			
			入学者(A)	1	0	0	0	0		0.0	
			入学定員(B)	0	0	0	0	0			0.0
			A/B	0	0	0	0	0			
学 科 計		志願者	204	133	150	149	192				
		合格者	48	48	47	48	48				
		入学者(A)	41	42	40	41	42		100.0		
		入学定員(B)	40	40	40	40	40				
		A/B	1.03	1.05	1.00	1.03	1.05				

(表3)

＜学部＞		入試の種類	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2010年度 入学計に対する割合(%)	2010年度 入学者の 学部計に対する割合(%)
学部名	学科名								
保健福祉学部	看護学科	一般入試	414	297	246	128	245	57.4	20.3
			61	44	38	37	41		
			30	33	34	32	31		
		推薦入試	30	30	30	30	30	30	13.7
			1.00	1.10	1.13	1.07	1.03		
			56	55	51	41	84		
	社会人入試	20	21	20	20	21	21	38.9	
		20	21	20	20	21			
		20	20	20	20	20			
	学科計	学 科 計	1.00	1.05	1.00	1.00	1.05	100.0	
			3	3	5	2	12		
			2	0	0	1	3		
			2	0	0	1	2		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
473	355	302	171	341	1.3				
83	65	58	58	65					
52	54	54	53	54					
50	50	50	50	50	1.08	1.06			
1.04	1.08	1.08	1.08	1.08					

(表3)

＜学部＞		入試の種類	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2010年度 入学計に対する割合(%)	2010年度 入学者の 学科計に対する割合(%)	2010年度 入学者の 学部計に対する割合(%)
学部名	社会福祉学部	一般入試	136 志願者 47 合格者	182 44 34 30 30	171 46 32 30	129 43 32 30	269 45 38 30		66.7	24.8
		推薦入試	18 志願者 18 合格者	31 21 21 20	34 21 21 20	32 20 20 1.00	19 19 19 20		33.3	12.4
		社会人入試	0 志願者 1 合格者 1 入学者(A) 0 入学定員(B) 0 A/B	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0		0.0	0.0
		学 科 計	156 志願者 66 合格者 51 入学者(A) 50 入学定員(B) 1.02 A/B	213 213 65 55 50 50	205 67 53 50	161 63 52 50	288 64 57 50	100.0		
		学 部 合 計	833 志願者 197 合格者 144 入学者(A) 140 入学定員(B) 1.03 A/B	701 701 178 151 140 140	657 481 172 147 140 140	481 169 146 140 1.04 1.04	821 177 153 140 1.09 1.09	100.0		100.0
		大 学 合 計	144 志願者 197 合格者 144 入学者(A) 140 入学定員(B) 1.03 A/B	151 147 147 140 140	147 147 147 140	146 146 146 140	153 140 140 1.09			

該当なし

<大学院研究科>

研究科名	専攻名	入試の種類	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	入学者の課程計に対する割合(%)	入学者の研究科計に対する割合(%)	
○ ○ 研究科	○ ○ 専攻 (博士前期)	一般入試	志願者							
			合格者							
			入学定員(A)							
		入学定員(B)								
		A/B								
		志願者								
	○ ○ 専攻 (博士後期)	一般入試	合格者							
			入学定員(A)							
			入学定員(B)							
		A/B								
		志願者								
		合格者								
専攻計	社会人入試	合格者								
		入学定員(A)								
		入学定員(B)								
	A/B									
	志願者									
	合格者									
研究科合計	課程計	合格者								
		入学定員(A)								
		入学定員(B)								
	A/B									
	志願者									
	合格者									

<法科大学院>

該当なし

法科大学院名	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		入学者の専攻 計に対する割合(%)	入学者の研究 科計に対する 割合(%)
	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者		
法務研究科法務専攻	志願者											
	合格者											
	入学者(A)											
	入学定員(B)											
専攻計	A/B											
	志願者											
	合格者											
	入学者(A)											
法務研究科合計	入学定員(B)											
	A/B											
	志願者											
	合格者											
専門職大学院合計	入学者(A)											
	入学定員(B)											
	A/B											
	志願者											

[注] 1 空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

2 学部・学科、博士課程前期(修士)課程、博士課程後期(修士)課程、一貫制大学院、専門職大学院のそれぞれの課程ごとに記入してください。

3 「入試の種類」は、大学の実態に合わせて作成してください。ただし、「一般入試」欄には大学入試センター試験を含めてください。

4 セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表してください。

5 学科内に専攻等を受け、その専攻等ごとに入学定員を設定している場合は、専攻等ごとに作表してください。

6 留学生入試を実施している場合、交換留学生は含めないでください。

7 入学定員が若干名の場合は「0」として記入してください。

8 法科大学院において未修・既修を分けて入試を実施していない場合は、両者をひとつにまとめて記入してください。

2 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数 (B)

(表4)

学部・研究科	学科・専攻	2010年度 入学定員	2010年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に 対する在籍 学生数比率	入学定員に対 する入学者数比 率(5年間平均)	編入学生数	編入学定員 に対する編入 学生数比率	
学士課程	栄養学科	40	166	164	0.99	1.03	0	0.00	
	看護学科	50	210	218	1.04	1.07	0	0.00	
	社会福祉学科	50	214	225	1.05	1.07	7	0.50	
	計	140	590	607	1.03	1.06	7	0.23	
	学部合計	140	590	607	1.03	1.06	7	0.23	
◇◇別科			0		-				
	計		0	0	-				
大学院課程	△△研究科	△△専攻	0	0		-			
		△△専攻	0	0		-			
	□□研究科	計		0	0	-			
		□□専攻		0		-			
		□□専攻		0		-			
	修士課程合計	計		0	0	-			
		△△系専攻		0	0	-			
		△△系専攻		0		-			
		△△系専攻		0		-			
	博士課程合計	計		0	0	-			
□□専攻			0		-				
□□専攻			0		-				
計			0	0	-				

専門職課程	専攻	2010年度 入学定員	2010年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に 対する在籍 学生数比率	入学定員に対 する入学者数比 率(5年間平均)	編入学生数	編入学定員 に対する編 入学在籍者数
■研究科 (専門職大学院)	■専攻		0		-			
	■専攻		0		-			
	計		0	0	-			
専門職課程合計								
法科大学院	専攻	2010年度 入学定員	2010年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に 対する在籍 学生数比率	入学定員に対 する入学者数比 率(5年間平均)	編入学生数	編入学定員 に対する編 入学在籍者数
法務研究科	法務専攻(3年)		0		-			
	法務専攻(2年)		0		-			
	在籍学生中、未修者総数							
	在籍学生中、既修者総数							
	在籍学生中、留年者総数							
	在籍学生中、休学者総数							
計								
			0	0	-			

- [注] 1 空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 修業年限を6年とする学部・学科の場合には、「H17(2005)」以降を入力してください。
- 4 通信教育課程、専攻科、別科等についても学部の表に準じて作成してください。
- 5 学部・学科、大学院研究科・専攻等が募集停止あるいは完成年度に達していない場合、学部・学科・専攻名の欄に「※」を付して注記してください。(例：※2009年4月募集停止 など)
- 6 留年生のみ在籍している学部等がある場合は、その学部の欄を設け、在籍学生数のみ記入してください。
- 7 大学院、別科および専攻科の修業年限の既定値は、大学の実態に合わせて適宜数値を変更して記入してください。
- 8 「入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)」は、あらかじめ5年平均を算出するよう計算式を組んでください。開設後5年未満の学部・学科等の場合は、開設後の年数に合わせて計算式を修正してください。

修業年限	2年次編入		3年次編入		4年次編入		編入学 収容定 員合計	入学者					入学者 計	入学定員					入学定員 定員計	入学定員 比率の5 年平均		
	編入学 の収容 定員	編入学 の収容 定員	編入学 の収容 定員	編入学 の収容 定員	2006	2007		2008	2009	2010	2005	2006		2007	2008	2009	2010					
	0	0	3	6	0	0	6	41	42	40	41	42	0	40	40	40	206	40	40	40	200	1.03
	0	0	5	10	0	0	10	52	54	54	53	54	267	50	50	50	267	50	50	50	250	1.07
	0	0	7	14	0	0	14	51	55	53	52	57	268	50	50	50	268	50	50	50	250	1.07
	0	0	15	30	0	0	30	144	151	147	146	153	741	140	140	140	741	140	140	140	700	1.06
	0	0	15	30	0	0	30	144	151	147	146	153	741	140	140	140	741	140	140	140	700	1.06
2													0				0				0	
								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2													0				0				0	
2													0				0				0	
													0				0				0	
2													0				0				0	
2													0				0				0	
													0				0				0	
3													0				0				0	
3													0				0				0	
3													0				0				0	
													0				0				0	
3													0				0				0	
3													0				0				0	
													0				0				0	
													0				0				0	

修業年限	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	入学者					入学者計	入学定員					入学定員定員計	入学定員比率の5年平均						
								2006	2007	2008	2009	2010		2005	2006	2007	2008	2009			2010					
3													0												0	
3													0												0	
								0	0	0	0	0	0												0	
								0	0	0	0	0	0												0	
修業年限	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	編入学定員の収容	入学者 入学年度別、未・既修者、留年者、休学					入学者計	入学定員					入学定員定員計	入学定員比率の5年平均						
3													0												0	
2													0												0	

IV 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

校地		校舎		講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	設置基準上必要校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m ²)
72,073 m ²	5,900 m ²	17,441 m ²	9,304 m ²	40	3,022

[注] 1 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫））、会議室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。

2 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。

3 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

V 財 務

1-1 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの） ※私立大学のみ

該当なし

(表6)

	比 率	算 式 (*100)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	備 考
1	人 件 費 比 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	%	%	%	%	%	
2	人 件 費 依 存 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}$						
3	教 育 研 究 経 費 比 率	$\frac{\text{教 育 研 究 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$						
4	管 理 経 費 比 率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$						
5	借 入 金 等 利 息 比 率	$\frac{\text{借 入 金 等 利 息}}{\text{帰 属 収 入}}$						
6	帰 属 収 支 差 額 比 率	$\frac{\text{帰 属 収 入} - \text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$						
7	消 費 支 出 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$						
8	消 費 収 支 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{消 費 収 入}}$						
9	学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	$\frac{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$						
10	寄 付 金 比 率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$						
11	補 助 金 比 率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{帰 属 収 入}}$						
12	基 本 金 組 入 率	$\frac{\text{基 本 金 組 入 額}}{\text{帰 属 収 入}}$						
13	減 価 償 却 費 比 率	$\frac{\text{減 価 償 却 費}}{\text{消 費 支 出}}$						

[注] 「学校法人会計基準」に基づく財務計算書類中の消費収支計算書（法人全体のもの）を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記入してください。
 なお、法人として当該大学のみを運営している場合は、本表のみを作表してください。ただし、医・歯学部等で附属病院を併設している場合は、次表（表7）も作成してください。

1-2 消費収支計算書関係比率（大学単独のもの） ※私立大学のみ

該当なし

(表7)

比率	算式（＊100）	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	備考
1 人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	%	%	%	%	%	
2 人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$						
3 教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$						
4 管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$						
5 借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$						
6 帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入}-\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$						
7 消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$						
8 消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$						
9 学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$						
10 寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$						
11 補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$						
12 基本金組入	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$						
13 減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$						

[注] 「学校法人会計基準」に基づく財務計算書類中の消費収支計算書（大学単独のもの）を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記入してください。

2 貸借対照表関係比率 (私立大学のみ)

該当なし

(表 8)

	比 率	算 式 (*100)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	備 考
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	%	%	%	%	%	
2	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$						
3	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総負債}}$						
4	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総負債}}$						
5	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$						
6	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$						
7	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$						
8	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}}$						
9	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$						
10	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$						
11	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$						
12	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$						
13	退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金(資産)}}{\text{退職給与引当金}}$						
14	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$						
15	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格(図書を除く)}}$						

[注] 1 「学校法人会計基準」に基づく財務計算書類中の貸借対照表を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記入してください。

2 「総資金」は負債＋基本金＋消費収支差額を、「自己資金」は基本金＋消費収支差額をあらわします。

名 寄 市 立 大 学
2 0 1 0 年 度 自 己 点 検 ・ 評 価 報 告 書
＝ 2 0 1 1 年 度 大 学 基 準 協 会 大 学 評 価 (認 証 評 価) 結 果 ＝

編 集 名 寄 市 立 大 学 自 己 点 検 ・ 評 価 委 員 会
発 行 名 寄 市 立 大 学
〒 0 9 6 - 8 6 4 1 北 海 道 名 寄 市 西 4 条 北 8 丁 目 1 番 地
発行日 平成 2 4 年 4 月
事務局 名 寄 市 立 大 学 事 務 局 総 務 課
TEL (0 1 6 5 4) 2 - 4 1 9 4 代 表
FAX (0 1 6 5 4) 3 - 3 3 5 4 直 通
印 刷 有 限 会 社 喜 多 印 刷 所



名 寄 市 立 大 学



2010 年度

自己点検・評価報告書

＝2011年度 大学基準協会大学評価(認証評価)結果＝